

環境省行政文書管理要領

平成 23 年 4 月 1 日

環境省訓令第 4 号

改正 平 23 訓 5、訓 12、訓 13
平 24 訓 11、訓 17、訓 18、訓 24
平 25 訓 8、訓 23
平 26 訓 39、訓 45、訓 47、訓 49
平 27 訓 7、訓 11、訓 16、訓 17、訓 19
平 28 訓 8、訓 14、訓 17、訓 20
平 29 訓 3、訓 10
平 30 訓 5、訓 12、訓 16、訓 18
平 31 訓 11、訓 14
令 2 訓 14、訓 17、訓 20

○環境省訓令第 4 号

環境省行政文書管理要領を次のように定める。

平成 23 年 4 月 1 日

環境大臣 松本 龍

環境省行政文書管理要領

第 1 章 総則

（目 的）

第 1 条 この管理要領（以下「要領」という。）は、環境省本省内部部局における文書の接受、起案、決裁、施行、貸出及び閲覧等の文書の管理について必要な事項を定め、事務処理の適正かつ能率的な遂行に資するとともに、環境省行政文書管理規則（平成 23 年環境省訓令第 3 号。以下「規則」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この要領において「部局」とは、環境省組織令(平成12年政令第256号)第2条に規定する環境省本省の内部部局及び環境省の内部組織に関する訓令(平成13年環境省訓令第1号。以下「組織訓令」という。)第2条に規定する総合環境政策統括官グループを、「部局長」とは、これらの長をいう。
- (2) この要領において「総括課」とは、大臣官房秘書課、総務課及び会計課並びに部局(大臣官房を除き、組織訓令第2条に規定する総合環境政策統括官グループを含む。)の筆頭課を、「総括課長」とは、これらの長をいう。
- (3) この要領において「課室」とは、環境省組織令に規定する課及び環境省組織規則(平成13年環境省令第1号)に規定する室並びに組織訓令に規定する参事官室のうち大臣官房総務課長(以下「官房総務課長」という。)が指定するものを、「課室長」とは、これらの長をいう。
- (4) この要領において「主管部局」とは、環境省組織令に定める所掌事務の区分に従いその事務を所掌する部局を、「主管部局長」とは、これらの長をいう。
- (5) この要領において「主管課等」とは、環境省組織令に定める所掌事務の区分に従いその事務を所掌する課及び組織訓令に定める所掌事務の区分に従いその事務を所掌する参事官室のうち官房総務課長が指定するものを、「主管課長等」とは、これらの長をいう。
- (6) この要領において「主管課室」とは、主管課等及び環境省組織規則に定める所掌事務の区分に従いその事務を所掌する室を、「主管課室長」とは、これらの長をいう。
- (7) この要領において「決裁文書」とは、環境省の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を環境省の意思として決定し、又は確認するための行政文書をいう。
- (8) この要領において「電子文書」とは、文書のうち電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (9) この要領において「電子署名」とは、電子文書に記録することができる情報について行われる措置であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - イ 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- (10) この要領において「担当官」とは、その事務を直接処理する担当者をいう。

(帳簿等)

第3条 次の各号に掲げる課に当該各号に掲げる帳簿等を備える。

- (1) 大臣官房総務課(以下「官房総務課」という。)

- イ 閣議請議文書原簿（様式第 1）
- ロ 省令簿（様式第 2）
- ハ 告示簿（様式第 3）
- ニ 官報掲載訓令簿（様式第 4）
- ホ 一般訓令簿（様式第 5）
- ヘ 官庁報告簿（様式第 6）
- ト 受付簿
- チ 書留郵便物等接受簿（様式第 7）
- リ 開示請求受付管理簿（様式第 8 の 1）
- ヌ 保有個人情報開示請求等受付管理簿（様式第 8 の 2）
- ル 審査請求受付管理簿（様式第 9）

(2) 総括課

- イ 受付簿
- ロ 書留郵便物等接受簿

(3) 主管課室

- イ 受付簿
- ロ 決裁簿
- ハ 施行簿
- ニ 使送伝票（様式第 10）
- ホ 書留郵便物等接受簿

- 2 前項の帳簿等のうち受付簿、決裁簿及び施行簿は、文書管理システム上に備えるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、第 1 項に掲げる帳簿は、電磁的記録媒体によって作成することができる。

第 2 章 文書の接受

（文書の接受）

- 第 4 条 環境省に到達する文書の接受は、官房総務課において行う。ただし、部局または課室に直接到達する文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 4 条第 1 項に規定する開示請求書その他情報公開法の施行に関し到達する文書（以下「開示請求書等」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 13 条第 1 項に規定する開示請求書、同法第 28 条第 1 項に規定する訂正請求書、同法第 37 条第 1 項に規定する利用停止請求書その他行政機関個人情報保護法の施行に関し到達する文書（以下「保有個人情報開示請求書等」という。）を除く。）の接受については、当該部局又は課室において行うものとする。
- 2 職員が直接文書を受領したときは、速やかに当該職員が所属する課室の文書管理担当者に申し出て接受を受けなければならない。

3 環境省に到達した文書のうち、記名捺印又は署名のないものについては、接受、配布及び登録に係る手続きを省略することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 使送、会議等により職員が直接受領するとき。
- (2) 請願、陳情、建議等で職員が直接受領するとき。
- (3) 電報、ファクシミリ又は電子メールにより職員が直接受領するとき。

(接受文書の区分)

第5条 環境省に到達する文書は、次のとおり区分する。

- (1) 省受文書 大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官及び地球環境審議官あての文書並びに環境省あての文書でその内容が環境省の所掌に属するもの
- (2) 局受文書 部局長、課室長等あての文書及び部局、課室等あての文書でその内容が環境省の所掌に属するもの

(封書の開封)

第6条 受領した文書は第10条から第13条までに規定する場合その他特に必要がある場合を除き、省受文書については官房総務課長が、局受文書のうち部局長又は部局あてのものについては当該部局の総括課長が、課室長等又は課室等あてのものについては当該課室長がそれぞれ開封するものとする。

(文書の配布)

第7条 省受文書（電子文書、親展文書、開示請求書等及び保有個人情報開示請求書等を除く。）については、直ちに官房総務課において、環境省接受印（様式第11）を押した上、受付簿に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管部局の総括課長に配布するものとする。

2 開示請求書等及び保有個人情報開示請求書等については、環境省情報公開閲覧室受付印（様式第12）を押した上、開示請求書等にあつては開示請求受付管理簿に、保有個人情報開示請求書等にあつては保有個人情報開示請求等受付管理簿に登録し、配布するものとする。ただし、審査請求書については、審査請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。

3 総括課長は、前2項の規定により配布された文書については、直ちに主管部局接受印（様式第13）を押した上、受付簿に配布先、配布年月日その他必要な事項を登録し、主管課長に配布するものとする。

4 第2項の規定による文書の配布に当たっては、受付簿に受領者の押印を受けるものとする。

第8条 局受文書は、これを直接配布するものとする。

2 総括課長は、前項の規定により配布された局受文書（電子文書及び親展文書を除く。）については、直ちに主管部局接受印を押した上、受付簿に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管課長等

に配布するものとする。

- 3 主管課長等は、前条第3項の規定により配布された省受文書及び前項の規定により配布された局受文書については、直ちに課接受印(様式第14)を押した上、別表第1に定める文書記号及び文書番号を記入し、かつ、受付簿に文書記号・番号、接受年月日その他必要な事項を登録し、当該文書に係る案件を所管する担当官に配布するものとする。

(書留郵便及び使送便等の接受)

- 第9条 官房総務課において書留郵便、現金書留郵便、配達証明郵便及び使送便等を接受したときは、書留郵便物等接受簿に接受年月日、差出人、受取人その他必要な事項を登録し、受領者の押印を受けるものとする。

(親展文書)

- 第10条 省受文書のうち親展文書(電子文書を除く。)については、官房総務課において受領した後、開封することなく、直ちに大臣官房秘書課長に配布するものとする。
- 2 大臣官房秘書課長は、前項の規定により配布された親展文書については、直ちに当該あて先人に配布するものとする。
 - 3 第1項に規定する親展文書のうち、処理を必要とするものについては、当該あて先人の閲覧を終えた後、官房総務課長に回付するものとする。
 - 4 前項の規定により回付された親展文書については、第7条の規定を準用する。

- 第11条 第8条第1項の規定により総括課長に配布された文書のうち、部局長あての親展文書については、開封することなく、直ちに当該部局長に配布するものとする。
- 2 前項に規定する親展文書のうち、処理を必要とするものについては、当該部局長の閲覧を終えた後、総括課長に回付するものとする。
 - 3 前項の規定により回付された親展文書については、第8条第2項の規定を準用する。

- 第12条 課室長等に配布された文書のうち、親展文書で処理を必要とするものについては、当該課室長等の閲覧を終えた後、第8条第3項の手續に付するものとする。

(個人あての文書)

- 第13条 個人あての文書(電子文書を除く。)の処理は、親展文書の例による。

(誤配文書の取扱い)

- 第14条 官房総務課に送達された文書のうち、誤って送達され、又は環境省の所管外である等接受してはならないものがあるときは、直ちに返却、回送その他適切

な措置をとるものとする。

- 2 第7条第1項又は第2項並びに第8条第1項の規定により配布された文書が当該部局の所管に属さないものであるときは、当該配布を受けた総括課長は、当該文書を官房総務課長に回付するものとする。
- 3 第7条第3項又は第8条第2項の規定により配布された文書が当該主管課等の所掌に属さないものであるときは、当該配布を受けた主管課長等は、当該文書を総括課長に回付するものとする。
- 4 前項の規定により回付された文書が部局の所掌に属さないものであるときは、第2項の規定を準用する。
- 5 第8条第1項の規定により配布された文書が開示請求書等又は保有個人情報開示請求書等であるときは、当該配布を受けた総括課長又は主管課長等は、当該開示請求書等又は保有個人情報開示請求書等を官房総務課長に回付するものとする。

（登録をしない接受文書）

- 第15条 定期刊行物その他の参考資料の送付に係る文書及び月例報告等定型的かつ簡易な文書については、第7条及び第8条の規定にかかわらず、受付簿への登録は行わない。
- 2 内部部局相互間において施行される文書については、受付簿への登録を行わないことができる。

（接受文書の特例）

- 第16条 受付簿へ登録を要する文書（開示請求書等及び保有個人情報開示請求書等を除く。）のうち省受文書を総括課又は主管課等が直接接受した場合、又は局受文書を主管課等が直接接受した場合は、第7条及び第8条の規定にかかわらず官房総務課及び総括課に回付することなく、受付簿に所要事項を登録することができる。

第3章 文書の起案及び決裁

（起案）

- 第17条 決裁文書の起案は、原則として文書管理システムを用いて作成し、電子的手段による電子決裁を受けるものとする。ただし、電子決裁の利用が困難な場合は、文書管理システムから出力した起案用紙または様式第15に定める起案用紙を用いることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、軽易な内容の確認その他の軽易又は定型的な決裁文書の起案については、決裁用紙を用いなくて当該文書に直接押印等を受ける等の適宜の方法により行うことができる。
 - 3 第1項による決裁文書等の起案は、原則として1の案件ごとに行うものとする。ただし、同一の案件について2以上の起案を要し、当該起案を個別に行うこと

によって業務の効率的な処理に支障を来すときその他適当と認められるときは、2以上の起案を一括して行うことができる。

- 4 一の接受文書に関しその内容が異なる二以上の事案について区分して起案する場合には、当該接受文書に基づき必要な範囲内でその写しを作成し、これについて起案することができる。
- 5 決裁文書には、その決裁に係る事項について、処理案の要旨及び理由、意思決定に至った経緯等を記載するものとする。ただし、その決裁に係る事項が軽易なものであるときは、この限りでない。
- 6 緊急に処理を要する決裁文書には、当該決裁文書に緊急性を表記するものとする。

(決裁)

第18条 決裁文書を起案したときは、速やかに決裁を受けなければならない。

- 2 決裁は、原則として文書管理システムを使用して、電子的手段により行うものとする。ただし、決裁文書等を持ち回る必要がある場合その他文書管理システムを使用することが適当でない場合は、起案用紙又は文書管理システムから出力した起案用紙の回付により行うことができる。
- 3 過剰な決裁を避けるため、決裁案件について担当し、かつ、責任を有する必要最低限の者にて行うことができる。
- 4 決裁中に、決裁権者が内容の修正を求めた場合は、起案者が当該内容を修正し、修正した内容を記録した上で、当該決裁者に改めて決裁を求めるものとする。
- 5 前項の規定は、決裁権者が決裁中の文書を自ら修正することを妨げるものではない。
- 6 決裁中の文書を修正した者は、その修正の内容がそのときまでの承認者に関係のあるものであるときは、その者に連絡するものとする。

(他の部局に対する合議)

第19条 他の部局（大臣官房の課を含む。以下この条において同じ。）の所掌事務に関連する案件について起案したときは、主管部局における決裁を終えた後、当該他の部局に合議するものとする。ただし、当該案件について緊急の処理を要する等特別の理由があるときは、当該他の部局と同時に決裁を進めることができる。

- 2 前項の関係部局への合議は、当該部局の総括課（大臣官房の課を含む。）間において行う。
- 3 主管部局は、第1項に規定する案件のうち軽微なものその他特別の理由があるものについては、あらかじめ当該他の部局と協議し、又は文書の写しを配布すること等により、意見の調整を行うことができる。この場合は、起案文書に協議調整済であることを明記し、合議を省略することができる。

(決裁文書等の取扱)

第 20 条 大臣の決裁を受ける決裁文書は、必ず当該事項を所掌する副大臣を経由しなければならない。

2 副大臣の決裁を受ける決裁文書は、必ず事務次官を経由しなければならない。
ただし、副大臣の決裁を受ける決裁文書のうちで大臣政務官の参画する特定の政策及び企画並びに政務に係るものは、事務次官を経由した後、必ず当該事項を所掌する大臣政務官の決裁を受けなければならない。

3 事務次官の決裁を受ける決裁文書は、必ず官房長を経由しなければならない。
ただし、事務次官の決裁を受ける決裁文書のうちで地球環境審議官の総括・整理する事務に係るものは、官房長を経由した後、必ず地球環境審議官の決裁を受けなければならない。

4 官房長の決裁を受ける決裁文書は、官房総務課長（大臣官房秘書課長又は大臣官房会計課長の所掌に係るものについては、それぞれ大臣官房秘書課長又は大臣官房会計課長とする。）を経由しなければならない。

5 環境再生・資源循環局長の決裁を受ける決裁文書は、次長を経由しなければならない。

6 原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）第 33 条に基づき、原子力規制委員会から官房総務課に回付され、大臣の決裁を受ける決裁文書については、第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

（決裁を受ける範囲）

第 21 条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大臣の職名で施行を要する決裁文書については、大臣まで
- (2) 前項に掲げる文書のうち、当該文書に係る事項が別表第 2 から別表第 9 の専決事項に該当するものについては、当該事項の専決者まで
- (3) 副大臣、大臣政務官、事務次官、地球環境審議官、部局長、課室長等の職名で施行を要する決裁文書については、それぞれ副大臣、大臣政務官、事務次官、地球環境審議官、主管部局長、主管課室長等まで
- (4) 省名、部局名、課室名等で施行を要する決裁文書については、それぞれ大臣、主管部局長、主管課室長等まで
- (5) 第 3 号又は第 4 号に掲げる文書のうち、当該文書に係る事項の決裁を受ける範囲が、あらかじめ第 3 号又は第 4 号に掲げる決裁権者により指定されている場合にあっては、その指定された範囲
- (6) 第 3 号に掲げる課室長の職名で施行を要する決裁文書のうち、環境省における法令適用事前確認手続に関する細則（平成 14 年環境省訓令第 2 号）第 4 条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、主管部局の総括課長まで
- (7) 施行を要しない伺い文書又は供覧文書については、主管課長等が必要と認める範囲

（決裁文書等の持ち回り）

第 22 条 決裁文書が緊急の処理を要するもの又は秘密の取扱いを要するものであ

るときは、起案者その他の当該決裁文書等に係る案件について説明する能力を有する職員が携行して決裁を受けることができる。

（専決処理）

第 23 条 別表第 2 から別表第 9 までに掲げる専決事項に該当する決裁文書は、規則及び要領の改正（軽易なものを除く。）及び廃止、特に重要な事項並びに事の異例に属するものを除き、同表の専決者欄に掲げる者が専決処理することができる。この場合には、同表の合議者欄に掲げる者に合議しなければならない。

（代決）

第 24 条 次の各号の全てに該当する場合には、決裁権者（専決者を含む。以下同じ。）の直近下位の者は、決裁の代行（以下本条において「代決」という。）をすることができる。

- (1) 決裁権者が出張、休暇その他の事由により不在であること。
- (2) 当該事項を緊急に処理しなければならない理由があること。
- (3) 当該事項が決裁権者より代決をしてはならないものとして、あらかじめ指定された事項に係るものでないこと。

2 代決をする者は、その決裁が代決である旨を明らかにしなければならない。

3 重要な事項について代決した者は、事後速やかにその旨を決裁権者に報告しなければならない。

（決裁の期限）

第 25 条 決裁文書の回付を受けた者は、特別の理由がある場合を除き、2 日以内に決裁をしなければならない。

（廃案）

第 26 条 決裁文書について、決裁権者が反対の決定をした場合又は決裁権者の決裁を終える前に起案課室長が撤回の決定をした場合には、当該決裁文書は「廃案」の表示を行い、廃案となった理由を付して整理するものとする。

（文書の供覧）

第 27 条 環境省に送達を受けた文書で、担当官以外の閲覧が必要と認められるものは、起案用紙を用いて、速やかに供覧するものとする。

2 供覧文書には、その供覧に係る事項について、説明文及び必要があるときは、担当官の意見を記載するものとする。ただし、その供覧に係る事項が軽易なものであるときはこの限りではない。

3 図書・刊行物の供覧等簡易なものについては、起案用紙を用いることを要しない。

（決裁・供覧文書の登録）

第 28 条 決裁又は供覧を終えたときは、当該起案者において、その決裁を終えた年月日又は供覧を終了した日その他必要な事項を登録するとともに、別表第 1 に定める文書記号、文書番号を登録し、決裁簿に件名、決裁を終えた年月日、施行年月日、起案者その他必要な事項を登録するものとする。

2 前項の文書番号は、毎日更新し起番する。

（再度決裁を経ない決裁終了後の決裁文書の修正の禁止）

第 29 条 決裁文書の内容を決裁終了後に修正することは、修正を行うための決裁文書を起案し、改めて順次決裁を経ること（以下この条において「修正のための決裁」という。）をしなければ、これを行ってはならない。

2 修正のための決裁は、当初の決裁文書からの修正の箇所及び内容並びに修正の理由を明らかにしてしなければならない。

3 行政機関の意思決定の内容そのものが記載されている、直接的な決裁対象となる行政文書（以下この条において「決裁対象文書」という。）について修正を行った場合、その原本は、修正のための決裁により修正が行われた後の決裁対象文書とする。

4 修正のための決裁を行った場合、決裁対象文書のうち施行が必要な文書については、次の各号に掲げる修正のための決裁が終了した時期の区分に応じて、当該各号に掲げる文書番号及び施行日により施行することとする。

(1) 当初の決裁対象文書の施行日前 当初の決裁における文書番号及び施行日

(2) 当初の決裁対象文書の施行日以後 修正のための決裁における文書番号及び施行日

5 前項の規定にかかわらず、当初の決裁文書の本体ではなく、当該決裁の説明を行うために添付した資料のみを修正した場合、施行が必要な文書については、当初の決裁における文書番号及び施行日により施行することができる。

6 修正の内容が、客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤りに係るものである場合には、第 20 条及び第 1 項の規定にかかわらず、修正のための決裁に係る手続を、総括文書管理者が定めるところにより、簡素化することができる。

第 4 章 文書の施行及び発送

（施行文書の取扱い）

第 30 条 主管課室においては、第 28 条の規定による登録を終えた決裁文書（以下この章において「決裁済文書」という。）で施行、発送を要するもの（電子文書を除く。）については、浄書及び照合を行い、施行文書を作成し、公印及び契印の押印を行った後に当該施行文書を含む発送文書一式の写し（紙媒体及びスキャナーによる電磁的記録を含む。）を作成した上で封かんし、官房総務課に発送を依頼するものとする。ただし、情報公開法第 9 条第 1 項の規定による通知その他情報公開法に関し施行する文書及び行政機関個人情報保護法第 18 条第 1 項の規定による通知

その他行政機関個人情報保護法に関し施行する文書については、封かんを要しない。

- 2 文書を使送により送付する場合で、特に相手方が当該文書を受け取った旨の証拠を必要とするときは、当該文書に使送伝票を添付しなければならない。
- 3 施行文書の各葉に割印を押す場合には、当該文書の発行名義人の公印を用いるものとする。
- 4 施行文書には、別に定めのあるものを除き、当該文書の施行年月日及び文書記号・番号を付するものとする。
- 5 発送を要しない施行文書の写し及び第1項において作成した発送文書一式の写し（以下この条において「施行文書等の写し」という。）は、決裁済文書が保存されている行政文書ファイルに保存（文書管理システム内の決裁文書を保存している小分類に施行文書等の写しを文書登録することを含む。）するものとする。
- 6 主管課室の文書管理担当者又は起案者は、文書の施行に当たって必要事項を施行簿に登録するものとする。

（公印及び契印の省略）

第31条 前条第1項の規定にかかわらず、部局、施設等機関、地方環境事務所、外局、他の行政機関、地方公共団体、法人又は個人に発出する施行文書については、発信者名の下に「（公印省略）」の文字を付記することにより、公印及び契印の押印を省略することができる。ただし、次の各号に掲げる者に発出する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める文書に限る。

- (1) 他の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人 一般に公表する文書、情報提供を行うための文書その他の偽造されるおそれが少ない文書
 - (2) 独立行政法人以外の法人又は個人 その内容が軽易であり、一般に公表する文書、情報提供を行うための文書その他偽造されるおそれがない文書
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、文書管理システムにより決裁を終えた文書を書面により施行、発送する場合については、契印の押印を省略することができる。
 - 3 前条第1項の規定にかかわらず、海外の国又は地域に対して発出する施行文書及びこれに類するものの施行処理は、公印の押印に代えて公印に係る組織の長の本人自筆の署名をもって、これを行うことができる。

（閣議提出文書）

第32条 閣議提出文書については、官房総務課において、閣議請議文書原簿に件名、主管部局課室名、別表第10に定める文書記号、文書番号、提出年月日その他必要な事項を登録するものとする。

（官報原稿の送付）

第33条 主管課室においては、省令、告示その他公示を要する案件で官報に掲載する必要があるものについて決裁が終わったときは、浄書及び照合を行い、官報に掲載する原稿（以下この条において「官報原稿」という。）を官房総務課に送付するも

のとする。この場合において、必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものを併せて送付する。なお、省令、告示の原稿の様式については、「環境省所管の省令、告示及び訓令の改正に関する訓令」（平成28年環境省訓令第13号。以下「省令等改正訓令」という。）に従うこととする。

- 2 前項の規定により官報原稿が送付されたときは、官報報告主任（官房総務課長をもって充てる。）は、省令簿、告示簿、官報掲載訓令簿又は官庁報告簿（次項において「官報簿」という。）に件名、主管部局課室名、別表第10に定める文書記号その他必要な事項を登録し、当該官報原稿（必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものを含む。）を独立行政法人国立印刷局に送付するものとする。
- 3 官報報告主任は、前項の規定により送付した官報原稿が官報に掲載されたときは、官報簿に掲載年月日及び番号その他必要な事項を登録し、主管課室に連絡するものとする。
- 4 主管課室においては、前項の連絡を受けたときは、決裁済文書と官報を照合し、誤りがあった場合には、第1項及び第2項の例により、官報正誤の手続を行うものとする。
- 5 官房総務課長は、官房総務課の職員のうちから官報報告主任補佐及び官報事務取扱者を指名し、官報掲載に関する事務を行わせることができる。

（官報に掲載しない訓令）

第34条 主管課室においては、官報に掲載する必要がない訓令の決裁が終わったときは、決裁済文書を官房総務課に送付するものとする。なお、訓令の原稿の様式については、省令等改正訓令に従うこととする。

- 2 前項の規定により決裁済文書が送付されたときは、官房総務課長は、一般訓令簿に件名、主管部局課室名、別表第10に定める文書記号、文書番号その他必要な事項を登録し、決裁済文書に訓令番号を記入した後、当該決裁済文書を主管課室に返送するものとする。

（郵送）

第35条 郵送により文書を発送するときは、官房総務課において、郵便、民間事業者が提供する信書便又はその他効率的な方法により行うものとする。

第5章 文書の貸出及び閲覧

（文書の貸出及び閲覧）

第36条 文書管理者は、職務の遂行上必要があると認められる場合は、文書を関係職員以外の職員に閲覧させ、又は貸し出すことができる。

- 2 前項の規定により閲覧し、又は貸出を受けた文書は、これを転貸、取換又は改ざんしてはならない。

第6章 行政文書の利用

(行政文書の利用)

第 37 条 公表その他の方法により国民に情報提供される行政文書については、何人に対しても閲覧させ、又は配布するものとする。ただし、1 人当たりの配布部数を制限することができる。

2 前項の閲覧又は配布は、原則として環境省ホームページへの掲載の方法若しくは主管課室、又は閲覧窓口の設置に関する訓令（平成 13 年環境省訓令第 16 号）第 1 条に定める閲覧窓口で行うものとする。

3 第 1 項の閲覧又は配布の対象となる行政文書は、パンフレット、PR 資料、新聞発表資料、審議会等の議事録その他国民一般に情報提供するために作成された行政文書とする。

第 38 条 前条の行政文書は、配布予定数に達した場合には配布を終了し、閲覧又は写しの交付のみを行う。

2 前条の行政文書の情報提供を開始した日から 1 年を経過した場合は、情報公開法第 4 条第 1 項の規定に基づく開示請求手続により閲覧又は写しの交付を行うものとする。ただし、ホームページへの掲載又は配布を継続している場合は、この限りではない。

第 7 章 秘密文書等の取扱い

第 39 条 秘密を要する文書の取扱いは、環境省秘密文書の管理に関する要領（平成 27 年 4 月 1 日総括文書管理者（大臣官房長）決定）の定めるところによる。

第 40 条 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密の取扱いについては、環境省特定秘密保護規程（平成 26 年環境省訓令第 48 号）の定めるところによる。

第 41 条 外国情報機関の我が国に対する情報収集活動の状況及び態様に関する情報（「カウンターインテリジェンス情報」という。）の取扱いについては、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成 26 年 12 月 8 日環境大臣決定）の定めるところによる。

第 8 章 電子文書の管理

(電子文書取扱主任)

第 42 条 官房総務課に総括電子文書取扱主任を、所管課室に電子文書取扱主任を置く。

- 2 総括電子文書取扱主任は、官房総務課課長補佐（文書管理）をもって充てる。
- 3 電子文書取扱主任は、文書管理担当者をもって充てる。
- 4 総括電子文書取扱主任及び電子文書取扱主任は、電子文書交換システム又は電子メールを用いた電子文書の送受信及び電子文書交換システム又は電子メールを用いて送受信する電子文書の適切な管理に当たる。

（電子文書の確認・接受等）

- 第 43 条 電子文書取扱主任又は担当官は、電子文書交換システムを用いて送信された電子文書を受信した場合は、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるところにより処理しなければならない。
- (1) 受信した電子文書に電子署名がある場合は、当該電子署名の検証を行うこと。
 - (2) 受信した電子文書の形式を確認し、発信者に対して形式上の誤りがない場合は、受領通知を、形式上誤りがある場合は否認通知をそれぞれ通知すること。
 - (3) 当該受信した電子文書の整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先及び相手方の文書日付その他必要な事項を文書管理システムに登録すること。
- 2 電子文書交換システムで受領した電子文書の接受年月日は、受領通知を発信した年月日とする。

（電子文書の施行）

- 第 44 条 電子文書は文書管理システムにより施行し、電子文書交換システム又は電子メールを利用して送信するものとする。

（電子署名）

- 第 45 条 施行文書が電子文書である場合は、電子署名を行うものとする。ただし、省内に発送する文書その他文書管理者が電子署名を要しないと認めた文書については、電子署名を省略することができる。
- 2 前項の電子署名は電子文書取扱主任が行うものとする。
 - 3 その他電子署名の取扱いについては、環境省電子署名規程（平成 15 年環境省訓令第 6 号）の定めるところによる。

（アクセスの管理）

- 第 46 条 官房総務課環境情報室長（以下「環境情報室長」という。）は、文書管理システムにアクセスしようとする者をユーザ ID 及びパスワード等により識別し、認証するものとする。
- 2 環境情報室長は、文書管理システムへのアクセス状況を監視し、記録するものとする。

（電子文書の保存等の記録）

- 第 47 条 環境情報室長は、電子文書の文書管理システムへの保存並びに文書管理システムに登録された電子文書の閲覧、更新、複写及び廃棄（以下この項において「保

存等」という。)が行われた場合に、当該保存等が行われた年月日及び時刻並びにその実施者名を記録するための措置を講ずるものとする。

- 2 環境情報室長は、消失、改ざん、漏えい等により国民の権利義務、国民生活に重大な影響を与えるおそれのある電子文書については、更新履歴を確認するための措置を講ずるものとする。
- 3 環境情報室長は、電子文書の消失及び変化並びに改ざん、盗難、漏えい及び盗み見を防止するための措置を講ずるものとする。

第9章 雑則

(特例規定)

- 第48条 国民公園管理事務所、千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所及び生物多様性センター（以下「国民公園管理事務所等」という。）において起案した決裁文書については、第28条の規定にかかわらず、自然環境局総務課長の定めるところにより主管課等又は国民公園管理事務所等においてこれを登録する。
- 2 国民公園管理事務所等において施行する文書については、第30条の規定にかかわらず、国民公園管理事務所等において契印及び公印を押した文書を作成し、発送する。
 - 3 国民公園管理事務所等に第3条第1項第3号に定める帳簿等を備えるものとするほか、国民公園管理事務所等における文書の管理に関し必要な細目については、自然環境局総務課長が定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 9 月 4 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成２８年６月９日から施行する。

附 則

この訓令は、平成２８年９月１２日から施行する。

附 則

この訓令は、平成２８年１０月２８日から施行する。

附 則

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この訓令は、平成２９年７月１４日から施行する。

附 則

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この訓令は、平成３０年６月１日から施行する。

附 則

この訓令は、平成３０年９月３日から施行する。

附 則

この訓令は、平成３０年１１月３０日から施行する。

附 則

この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この訓令は、平成３１年５月１日から施行する。

附 則

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この訓令は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

この訓令は、令和２年９月１０日から施行する。

閣議請議文書原簿（様式第 1）
省令簿（様式第 2）
告示簿（様式第 3）
官報掲載訓令簿（様式第 4）
一般訓令簿（様式第 5）
官庁報告簿（様式第 6）
書留郵便物等接受簿（様式第 7）
開示請求受付管理簿（様式第 8 の 1）
保有個人情報開示請求等受付管理簿（様式第 8 の 2）
審査請求受付管理簿（様式第 9）
使送伝票（様式第 10）
環境省接受印（様式第 11）
環境省情報公開閲覧室受付印（様式 12）
主管部局接受印（様式第 13）
主管課接受印（様式第 14）
起案用紙（様式第 15）

別表第 1	文書記号
別表第 2～第 9	専決事項
別表第 10	閣議請議等の文書記号

＜閣議請議文書原簿＞

様式第1

[illegible]

<省令簿>

様式第2

整理番号	文書番号	主管課	件名	官報掲載年月日	省令番号	備考

<告示簿>

様式第3

整理番号	文書番号	主管課	件名	官報掲載年月日	告示番号	備考

<官報掲載訓令簿>

様式第4

整理番号	文書番号	主管課	件名	官報掲載年月日	訓令番号	備考

<一般訓令簿>

様式第5

整理番号	文書番号	主管課	件名	制定年月日	訓令番号	備考

<官庁報告簿>

様式第6

整理番号	文書番号	主管課	件名	官報掲載年月日	種別	備考

＜書留郵便物等接受簿＞

様式第7

[illegible]

[illegible][illegible][illegible]

<保有個人情報開示請求等受付管理簿>

整理番号	受付番号	受付年月日	開示請求者の氏名 又は名称	窓口 郵送	開示請求対象 文書名	回付先所属 部局課室名	担当職員名	移送			開示決定等の延期	
								移送先機関名 (連絡先を含む)	移送通知日 (移送先機関)	移送通知日 (申請者)	19条2項延期 通知日	20条期間の特 例通知日

取下げ年月日	開示決定等											
	年月日	開示決定文書 名	決定区分	不開示理由	不開示情報に該当							不存在
					1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	

存否応答拒否	その他		開示の実施			訂正請求						
	形式上の不備	開示請求権の 濫用	申出書提出日	開示の実施日	開示の実施方 法	請求書提出日	移送			訂正決定等期限の延長		取下げ年月日
							移送先機関名 (連絡先を含む)	移送通知日 (移送先機関)	移送通知日 (申請者)	31条2項延長 通知日	32条期間の特 例通知日	

訂正決定等					利用停止請求							
年月日	決定区分	内容	理由	訂正の実施 年月日	請求書提出日	利用停止決定等期限の延長		取下げ年月日	利用停止決定等			
						40条2項延長 通知日	41条期間の特 例通知日		年月日	決定区分	内容	理由

利用停止の 実施年月日	審査請求	訴訟	備考

< 審査請求受付管理簿 >

整理番号	受付番号	受付年月日	審査請求人の氏名又は名称	開示請求書等受付日	開示決定等通知日	行政文書名	担当部局課室名	担当職員名	執行停止		情報公開・個人情報保護審査会	
									執行停止	関係者への連絡年月日	諮問番号	諮問年月日

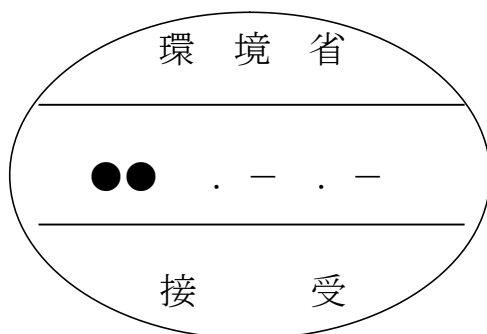
裁決					備考
答申番号	答申書受理日	答申書内容概略	年月日	審査請求人及び関係者への通知年月日	

(様式第 1 0)

使 送 伝 票	
宛 名	府・省 局 課 庁 部
文書件名 又は番号	
発信者名	局 課 部
送付月日	年 月 日
受領印	
環 境 省	

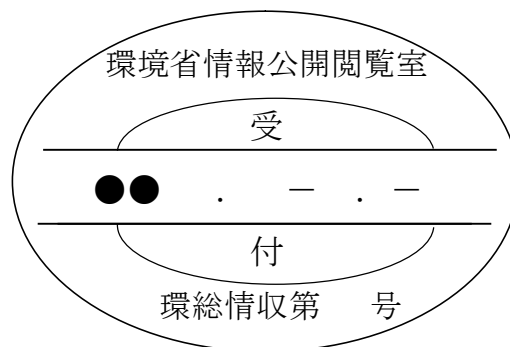
(様式第 11)

環境省接受印



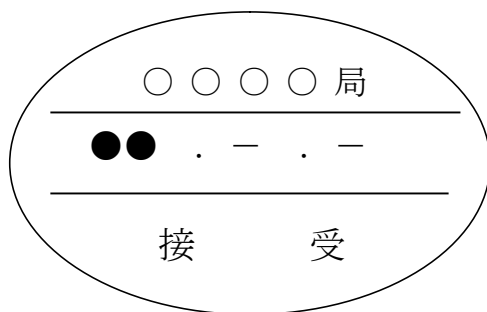
(様式第 12)

環境省情報公開閲覧室受付印



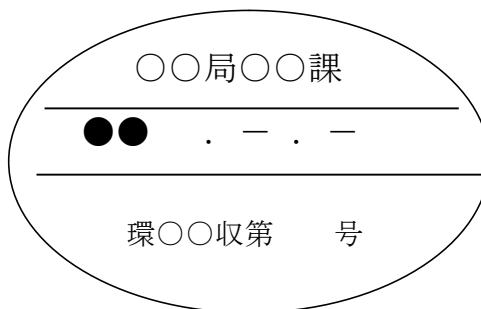
(様式第 13)

主管部局接受印



(様式第 14)

主管課接受印



※様式第 11～第 14 の●●は接受日又は受付日の元号とする。

様式第15

件名					文書番号	
伺い文						
起案	起案日		決裁	受付日		
	部署			決裁処理期限日		
	起案者			決裁日		
	連絡先			施行処理期限日		
分類名称	大分類		施行	施行日		
	中分類			施行先		
	名称(小分類)			施行者		
取扱区分			格付	取扱上の注意		
	秘密区分			機密性格付け		
	秘密期間終了日			取扱制限		
	指定事由			文書保存期間		
決裁・供覧欄			保存	保存期間満了時期		
	大臣	副大臣	副大臣	大臣政務官	大臣政務官	
	事務次官		地球環境審議官		官房長	
備考欄						

別表第 1

局	課	名	文	書	記	号
大臣官房	秘書課		環		境	秘
	総務課		環		境	総
	会計課		環		境	会
総合環境政策統括官グループ	総合政策課		環		政	総
	環境計画課		環		政	計
	環境経済課		環		政	経
	環境影響評価課		環		政	評
環境保健部	環境保健企画管理課		環		保	企
	環境安全課		環		保	安
地球環境局	総務課		環		地	総
	地球温暖化対策課		環		地	温
	国際連携課		環		地	連
水・大気環境局	総務課		環	水	大	総
	大気環境課		環	水	大	大
	自動車環境対策課		環	水	大	自
	水環境課		環	水	大	水
	土壌環境課		環	水	大	土
自然環境局	総務課		環		自	総
	自然環境計画課		環		自	計
	国立公園課		環		自	国
	自然環境整備課		環		自	整
	野生生物課		環		自	野
	国民公園管理事務所等		自然環境局総務課長が大臣官房総務課長と協議して国民公園管理事務所等ごとに定める。			
環境再生・資源循環局	総務課		環		循	総
	廃棄物適正処理推進課		環		循	適
	廃棄物規制課		環		循	規
参事官室のうち官房総務課長が指定するもの			当該部局の総括課長が大臣官房総務課長と協議して参事官室ごとに定める。			

(備 考)

1. 接受文書の文書記号については、上記文書記号に「収」を付するものとする。
2. 施行文書の文書記号については、上記文書記号に「発」を付するものとする。

別表第2（共通事項）

事項 番号	専 決 事 項	専 決 者	合 議 者
1	大臣訓示、大臣表彰等で重要なものに関する事。	事 務 次 官	
2	大臣訓示、大臣表彰等で軽易なものに関する事。	部 局 長	大臣官房秘書課長
3	質問主意書の答弁期限の延長に係る閣議案件の提出に関する事。	事 務 次 官	
4	国務大臣を構成員とする会議の開催で重要なものに関する事。	事 務 次 官	
5	国務大臣を構成員とする会議の開催で軽易なものに関する事。	部 局 長	
6	事務次官を構成員とする会議の開催に関する事。	事 務 次 官	
7	部局長を構成員とする会議の開催に関する事。	部 局 長	
8	環境省令の制定及び改廃で軽易なものに関する事。	事 務 次 官	
9	告示及び訓令の制定及び改廃に関する事（環境基準の設定等重要なもの及び軽易なもの並びに任命権等の委任に関するものを除く。）。	事 務 次 官	
10	告示及び訓令の制定及び改廃で軽易なものに関する事（任命権等の委任に関するものを除く。）。	部 局 長	大臣官房総務課長
11	法令の解釈又は運用で重要なものに関する事。	事 務 次 官	
12	法令の解釈又は運用で軽易なものに関する事。	部 局 長	
13	法令等に基づく協議、同意、通知、照会、回答等で重要なものに関する事。	事 務 次 官	
14			

	法令等に基づく協議、同意、通知、照会、回答等で軽易なものに関する事	部 局 長	
15	申出、届出及び通知の受理並びに報告の徴収、資料の収集又は作成、調査等で重要なものに関する事	部 局 長	
16	申出、届出及び通知の受理並びに報告の徴収、資料の収集又は作成、調査等で軽易なものに関する事	課 室 長	
17	公告及び公示に関する事	部 局 長	大臣官房総務課長
18	請願（国会に提出されたものを除く。）、建議、陳情等に係る供覧文書のうち重要なものの処理に関する事	事 務 次 官	
19	請願（国会に提出されたものを除く。）、建議、陳情等に係る供覧文書のうち軽易なもの	部 局 長	
20	国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 81 条第 2 項の規定により内閣が行う請願の処理の経過報告に関する事	事 務 次 官	
21	国会要求に係る資料で重要なものの提出に関する事	事 務 次 官	
22	国会要求に係る資料で軽易なもの	部 局 長	大臣官房総務課長
23	各種審議会への諮問に関する事（特別に定めがあるものを除く。）。	事 務 次 官	
24	各種審議会の臨時委員、専門委員及び幹事の任免に関する事	事 務 次 官	
25	公害対策会議の委員の任免の申し出に関する事	事 務 次 官	
26	聴聞、弁明の機会の付与等に関する事	部 局 長	
27	聴聞の主宰者の指名に関する事	部 局 長	
28	不服申立ての裁決及び決定並びに執行停止及びその取消して重要なものに関する事	事 務 次 官	

29	不服申立てに関すること（前号に掲げるものを除く。）。	部 局 長	
30	特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下この表及び別表第 9 において「整備法」という。）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）の定款及び寄附行為並びに公益信託の信託行為の変更の認可で重要なものに関すること。	事 務 次 官	
31	特例民法法人の定款及び寄附行為並びに公益信託の信託行為の変更の認可に関すること（前号に掲げるものを除く。）。	部 局 長	大臣官房総務課長
32	特例民法法人の基本財産又は残余財産の処分の許可及び解散届出の受理に関すること。	事 務 次 官	
33	公益信託の受託者の解任及び辞任の許可、信託財産の管理人の選任及び新受託者の選任に関すること。	事 務 次 官	
34	公益信託の信託財産を国有財産とすることの許可及び信託の継続に関すること。	事 務 次 官	
35	特例民法法人又は公益信託の事業状況等の監督、検査等に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
36	特定公益増進法人及び相続税の非課税特例が適用される特例民法法人の認定及び証明並びに特定公益信託の証明及び当該特定公益信託が公益の増進に著しく寄与するものであることの認定に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
37	特例民法法人又は公益信託の届出（特例民法法人の解散の届出を除く。）又は報告の受理に関すること。	部 局 長	
38	整備法第 92 条の規定による特例財団法人（整備法第 42 条第 1 項に規定する特例財団法人をいう。）の最初の評議員の選任に関する理事の定め認可に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
39	整備法第 104 条第 2 項及び同法第 120 条第 4 項の規定による意見聴取に対する回答に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
40	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定	部 局 長	

	による技術的な助言若しくは勧告又は資料の提出の要求で重要なものに関する事。		
41	地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言若しくは勧告又は資料の提出の要求で軽易なものに関する事。	課 室 長	
42	地方自治法第 245 条の 4 第 2 項の規定による都道府県知事等に対する指示に関する事。	部 局 長	
43	地方自治法第 245 条の 5 第 1 項の規定による都道府県に対する是正の要求に関する事。	事 務 次 官	
44	地方自治法第 245 条の 5 第 2 項の規定による都道府県知事等に対する指示に関する事。	事 務 次 官	
45	地方自治法第 245 条の 5 第 4 項の規定による市町村に対する是正の要求に関する事。	事 務 次 官	
46	地方自治法第 245 条の 7 第 1 項の規定による都道府県に対する是正の指示に関する事。	事 務 次 官	
47	地方自治法第 245 条の 7 第 3 項の規定による都道府県の執行機関に対する指示に関する事。	事 務 次 官	
48	地方自治法第 245 条の 7 第 4 項の規定による市町村に対する指示に関する事。	事 務 次 官	
49	地方自治法第 245 条の 8 第 1 項の規定による都道府県知事に対する勧告に関する事。	事 務 次 官	
50	地方自治法第 245 条の 8 第 2 項の規定による都道府県知事に対する指示に関する事。	事 務 次 官	
51	地方自治法第 245 条の 8 第 4 項の規定による都道府県知事に対する通告及び高等裁判所に対する通知に関する事。	部 局 長	
52	地方自治法第 245 条の 8 第 8 項の規定による都道府県知事に対する通知に関する事。	部 局 長	
53	地方自治法第 245 条の 8 第 13 項の規定による都道府県知事に対する指示に関する事。	事 務 次 官	
54	地方自治法第 245 条の 9 第 1 項の規定による処理基準の設定であって重要なものに関する事。	事 務 次 官	

55	地方自治法第 245 条の 9 第 1 項の規定による処理基準の設定であって軽易なものに関する事。	部 局 長	
56	地方自治法第 245 条の 9 第 3 項の規定による処理基準の設定に関するもので重要なものに関する事。	事 務 次 官	
57	地方自治法第 245 条の 9 第 3 項の規定による処理基準の設定に関するもので軽易なものに関する事。	部 局 長	
58	地方自治法第 245 条の 9 第 4 項の規定による都道府県の執行機関への指示で重要なものに関する事。	事 務 次 官	
59	地方自治法第 245 条の 9 第 4 項の規定による都道府県の執行機関への指示で軽易なものに関する事。	部 局 長	
60	地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定による許認可等の基準に関する事。	部 局 長	
61	地方自治法第 250 条の 2 第 2 項の規定による許認可等の取消し等を判断する基準に関する事。	部 局 長	
62	地方自治法第 250 条の 3 第 1 項の規定による許認可等の標準処理期間に関する事。	部 局 長	
63	地方自治法第 250 条の 15 第 1 項の規定による国地方紛争処理委員会に対する関係行政機関の参加の申立てに関する事。	事 務 次 官	
64	地方自治法第 250 条の 15 第 2 項の規定による国地方紛争処理委員会に対する意見の陳述に関する事。	事 務 次 官	
65	地方自治法第 250 条の 16 第 1 項の規定による国地方紛争処理委員会に対する証拠調べの申立てに関する事。	事 務 次 官	
66	地方自治法第 250 条の 16 第 2 項の規定による国地方紛争処理委員会に対する証拠の提出及び陳述に関する事。	事 務 次 官	
67	地方自治法第 250 条の 18 第 1 項の規定による国地方紛争処理委員会に対する通知に関する事。	事 務 次 官	
68	地方自治法第 250 条の 18 第 2 項の規定による国地方紛争処理委員会に対する説明に関する事。	事 務 次 官	

69	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下この表において「情報公開法」という。）第 4 条第 2 項の規定による開示請求者に対する補正要求に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
70	情報公開法第 9 条の規定による開示等の決定及びその旨等の通知に関すること。	部 局 長	大臣官房審議官（総括、大臣官房担当）
71	前項のうち過去に類例がある等軽易なものに関すること。	課 室 長	
72	情報公開法第 10 条第 2 項の規定による開示決定等の期限の延長及びこれに関する通知に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
73	情報公開法第 11 条の規定による開示決定等の期限の特例に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
74	情報公開法第 12 条第 1 項及び第 12 条の 2 第 1 項の規定による移送の協議に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
75	情報公開法第 12 条第 1 項及び第 12 条の 2 第 1 項の規定による移送した旨の通知に関すること。	課 室 長	
76	情報公開法第 13 条第 1 項の規定による第三者に対して意見書を提出する機会の付与に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
77	情報公開法第 13 条第 3 項（第 20 条において準用）の規定による第三者が反対意見を提出した場合における開示の決定及びこれに関する第三者に対する通知に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
78	情報公開法第 16 条第 3 項の規定による手数料の減免に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
79	情報公開法第 17 条の規定による権限又は事務の委任に関すること。	事 務 次 官	
80	情報公開法第 19 条第 1 項の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
81	情報公開法第 19 条第 2 項の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問をした旨の通知に関すること。	課 室 長	

82	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下この表において「行政機関個人情報保護法」という。）第 6 条第 1 項の規定による保有個人情報の適切な管理に関する定めの設定に関すること。	事 務 次 官	
83	行政機関個人情報保護法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定による総務大臣への事前通知等に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
84	行政機関個人情報保護法第 13 条第 3 項の規定による開示請求者に対する補正要求に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
85	行政機関個人情報保護法第 18 条の規定による開示等の決定及びその旨等の通知に関すること。	部 局 長	大臣官房審議官（総括、大臣官房担当）
86	前項のうち過去に類例がある等軽易なものに関すること。	課 室 長	
87	行政機関個人情報保護法第 19 条第 2 項の規定による開示決定等の期限の延長及びこれに関する通知に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
88	行政機関個人情報保護法第 20 条の規定による開示決定等の期限の特例に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
89	行政機関個人情報保護法第 21 条及び第 22 条の規定による移送の協議に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
90	行政機関個人情報保護法第 21 条及び第 22 条の規定による移送した旨の通知に関すること。	課 室 長	
91	行政機関個人情報保護法第 23 条第 1 項の規定による第三者に対して意見書を提出する機会の付与に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
92	行政機関個人情報保護法第 23 条第 3 項（第 44 条において準用）の規定による第三者が反対意見を提出した場合における開示の決定及びこれに関する第三者に対する通知に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
93	行政機関個人情報保護法第 28 条第 3 項の規定による訂正請求者に対する補正請求に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
94	行政機関個人情報保護法第 30 条の規定による訂正等の決定及びその旨等の通知に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長

95	行政機関個人情報保護法第 31 条第 2 項の規定による訂正決定等の期限の延長及びこれに関する通知に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
96	行政機関個人情報保護法第 32 条の規定による訂正決定等の期限の特例に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
97	行政機関個人情報保護法第 33 条第 1 項及び第 34 条第 1 項の規定による移送の協議に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
98	行政機関個人情報保護法第 33 条第 1 項及び第 34 条第 1 項の規定による移送した旨の通知に関すること。	課 室 長	
99	行政機関個人情報保護法第 35 条の規定による提供先への通知に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
100	行政機関個人情報保護法第 37 条第 3 項の規定による利用停止請求者に対する補正要求に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
101	行政機関個人情報保護法第 39 条の規定による利用停止等の決定及びその旨等の通知に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
102	行政機関個人情報保護法第 40 条第 2 項の規定による利用停止決定等の期限の延長及びこれに関する通知に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
103	行政機関個人情報保護法第 41 条の規定による利用停止決定等の期限の特例に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
104	行政機関個人情報保護法第 43 条第 1 項の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
105	行政機関個人情報保護法第 43 条第 2 項の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問をした旨の通知に関すること。	課 室 長	
106	行政機関個人情報保護法第 44 条の 7 第 2 項又は第 3 項の規定による行政機関非識別加工情報に係る提案に対する審査結果の通知に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
107	行政機関個人情報保護法第 44 条の 8 第 1 項の規定による第三者に対して意見書を提出する機会の付与に関すること。	部 局 長	
108	行政機関個人情報保護法第 44 条の 9 の規定による行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長

109	行政機関個人情報保護法第 44 条の 14 の規定による行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除に関すること。	部 局 長	大臣官房総務課長
110	行政機関個人情報保護法第 46 条の規定による権限又は事務の委任に関すること。	事 務 次 官	
111	統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定による基幹統計調査の実施又は変更等に係る総務大臣の承認の申請に関すること。	事 務 次 官	
112	統計法第 19 条第 1 項又は第 21 条第 1 項の規定による一般統計調査の実施又は変更等に係る総務大臣の承認の申請に関すること。	部 局 長	総合環境政策統括官
113	統計法第 33 条の規定による調査票情報の提供に関すること。	部 局 長	総合環境政策統括官
114	統計法第 34 条の規定による委託による統計の作成等に関すること。	部 局 長	総合環境政策統括官
115	環境省主催の行事で重要なものに関すること。	事 務 次 官	
116	環境省主催の行事で軽易なものに関すること。	部 局 長	
117	環境省後援等の名義使用の承認で重要なものに関すること。	部 局 長	大臣官房総務課広報室長
118	環境省後援等の名義使用の承認で軽易なものに関すること。	課 室 長	
119	調査等の委託及び交付金の交付（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下この表において「適化法」という。）の適用を受けないものに限る。次号において同じ。）の方針に関すること（方針の変更で軽易なものに関するものを除く。）。	事 務 次 官	
120	調査等の委託及び交付金の交付に関すること（前号に掲げるものを除く。）。	部 局 長	大臣官房会計課長
121	補助金等の交付方針に関すること（方針の変更で軽易なものに関するものを除く。）。	事 務 次 官	

122	適化法第 17 条の規定による交付決定の取消し及び通知に関する こと。	事 務 次 官	
123	適化法第 20 条の規定による他の補助金等の一時停止等に関する こと。	事 務 次 官	
124	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下この表において「適化法施行令」とい う。）第 9 条第 3 項の規定による補助金等の返還の期限の延長又 は返還命令の取消しに係る財務大臣との協議に関すること。	事 務 次 官	
125	適化法施行令第 12 条の規定による加算金又は延納金の免除に係 る財務大臣との協議に関すること。	事 務 次 官	
126	適化法施行令第 14 条第 2 項の規定による財産の処分の制限を適 用しない場合の期間の指定に係る財務大臣との協議に関するこ と。	事 務 次 官	
127	適化法及び適化法施行令に基づく補助金等に係る事務の処理に 関すること（前 6 号に掲げるものを除く。）。	部 局 長	大臣官房会 計課長
128	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号。以下この表及び別表第 5 において「環境教育等 促進法」という。）第 21 条の 4 第 1 項の規定による協定の締結 に関すること。	部 局 長	大臣官房総 合政策課長
129	環境教育等促進法第 21 条の 4 第 6 項の規定による協働取組の申 出が適切であると認めることに関すること。	部 局 長	大臣官房総 合政策課長
130	環境教育等促進法第 21 条の 5 第 3 項の規定による確認に関する こと。	部 局 長	大臣官房総 合政策課長
131	産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号。以下この表において 「産競法」という。）第 6 条の規定による新たな規制の特例措置 に係る公表又は要請に関すること。	部 局 長	
132	産競法第 7 条の規定による新事業活動を実施しようとする者か らの求めに係る回答、確認の求め、通知に関すること。	部 局 長	
133	産競法第 9 条（同法第 10 条第 4 項において準用する場合を含 む。）の規定による新事業活動計画の認定、同意、公表に関する こと。	部 局 長	
134	産競法第 10 条第 2 項又は第 3 項の規定による認定新事業活動計 画の認定の取消しに関すること。	事 務 次 官	

135	産競法第 10 条第 3 項の規定による認定新事業活動計画の変更の指示に関すること。	部 局 長	
136	産競法第 14 条第 2 項の規定による意見に関すること。	部 局 長	
137	産競法第 23 条（同法第 24 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による事業再編計画の認定又は公表に関すること。	部 局 長	
138	産競法第 24 条第 2 項又は第 3 項の規定による認定事業再編計画の認定の取消しに関すること。	事 務 次 官	
139	産競法第 24 条第 3 項の規定による認定事業再編計画の変更の指示又は同条第 4 項の規定による認定の取消しの公表に関すること。	部 局 長	
140	産競法第 25 条（同法第 26 条 5 項において準用する場合を含む。）の規定による特別事業再編計画の認定又は公表に関すること。	部 局 長	
141	産競法第 26 条第 2 項又は第 3 項の規定による認定特別事業再編計画の認定の取消しに関すること。	事 務 次 官	
142	産競法第 26 条第 3 項の規定による認定特別事業再編計画の変更の指示又は同条第 4 項の規定による認定の取消しの公表に関すること。	部 局 長	
143	産競法第 27 条第 1 項の規定による公正取引委員会への協議又は意見に関すること。	部 局 長	
144	産競法第 113 条（同法第 114 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による創業支援等事業計画の認定又は公表に関すること。	部 局 長	
145	産競法第 114 条第 2 項又は第 3 項の規定による認定創業支援等事業計画の認定の取消しに関すること。	事 務 次 官	
146	産競法第 114 条第 3 項の規定による認定創業支援等事業計画の変更の指示又は同条第 4 項の規定による認定の取消しの公表に関すること。	部 局 長	
147	産競法第 137 条の規定による報告の徴収に関すること。	課 室 長	
148	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 10 条第 1 項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成 26 年政令第 206 号）第 2	部 局 長	

	項の規定による職務専念義務の免除の承認に関する事。		
149	中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下この表において「経営強化法」という。）第 13 条第 1 項の規定による経営力向上計画の認定に関する事。	部 局 長	
150	経営強化法第 14 条第 1 項の規定による経営力向上計画の変更の認定に関する事。	部 局 長	
151	経営強化法第 14 条第 2 項の規定による経営力向上計画の認定の取消しに関する事。	事 務 次 官	
152	経営強化法第 34 条第 1 項の規定による事業分野別経営力向上推進機関の認定に関する事。	部 局 長	
153	経営強化法第 37 条において準用する第 30 条の規定による認定事業分野別経営力向上推進機関に対する改善命令に関する事。	部 局 長	
154	経営強化法第 37 条において準用する第 31 条の規定による認定事業分野別経営力向上推進機関に対する認定の取消しに関する事。	事 務 次 官	
155	経営強化法第 59 条の規定による報告の徴収に関する事。	部 局 長	

別表第3（大臣官房（総合環境政策統括官グループ及び環境保健部を除く。））

事項 番号	主管課	専 決 事 項	専 決 者	合 議 者
1	秘書課	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第101条の規定による官房長、部局長、審議官（以下この表において「局長等」という。）の応酬の承認に関すること。	事務次官	
2	秘書課	国家公務員法第101条の規定による局長等を除く職員の応酬の承認に関すること。	官 房 長	関係部局長
3	秘書課	国家公務員法第101条及び人事院規則8-12（職員の任免）第21条第2項の規定による局長等の官職の併任の同意に関すること。	事務次官	
4	秘書課	国家公務員法第101条及び人事院規則8-12第21条第2項の規定による局長等を除く職員の官職の併任の同意に関すること。	官 房 長	関係部局長
5	秘書課	国家公務員法第103条第2項及び人事院規則14-8（営利企業の役員等の兼職）の規定による局長等の兼業の承認に関すること。	事務次官	
6	秘書課	国家公務員法第103条第2項及び人事院規則14-8の規定による局長等を除く職員の兼業の承認に関すること。	官 房 長	関係部局長
7	秘書課	国家公務員法第104条及び職員の兼業の許可に関する政令（昭和41年政令第15号）の規定による局長等の兼業の許可に関すること。	事務次官	
8	秘書課	国家公務員法第104条及び職員の兼業の許可に関する政令の規定による局長等を除く職員の兼業の許可に関すること。	官 房 長	関係部局長
9	秘書課	一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下この表において「給与法」という。）第8条の規定による等級別定数の設定又は改定に関すること。	官 房 長	

10	秘書課	給与法第 22 条第 1 項の規定により非常勤職員の手当の決定に関する事。	官 房 長	大臣官房 会計課長
11	秘書課	給与法第 23 条及び人事院規則 9-13(休職者の給与)の規定による休職者の給与の決定に関する事。	大臣官房 秘書課長	
12	秘書課	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 18 条の規定による研究集会への参加の承認に関する事。	官 房 長	
13	秘書課	人事院規則 9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定による課長及びこれと同等以上の官職を占める職員の給与の決定(普通昇給を除く。)に関する事。	官 房 長	
14	秘書課	人事院規則 9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定による職員の給与の決定に関する事(前号に掲げる給与の決定を除く。)	大臣官房 秘書課長	
15	秘書課	人事院規則 9-40(期末手当及び勤勉手当)第 13 条の規定による勤勉手当の成績率の決定に関する事。	大臣官房 秘書課長	
16	秘書課	人事院規則 10-3(職員の研修)の規定による職員の研修に関する事。	大臣官房 秘書課長	関係部局 長
17	秘書課	人事院規則 18-0(職員の国際機関等への派遣)の規定による派遣職員の給与の決定に関する事。	大臣官房 秘書課長	
18	秘書課	国家公務員災害補償法(昭和 26 年法律第 191 号)及び人事院規則 16-0(職員の災害補償)の規定による公務災害の認定に関する事。	事務次官	
19	秘書課	職員の災害補償の実施に関する事。	大臣官房 秘書課長	
20	秘書課	環境省の内部組織に関する訓令(平成 13 年環境省訓令第 1 号)に基づき別に定める課長補佐の定数等に関する事。	大臣官房 秘書課長	
21	秘書課	環境省の内部組織に関する訓令第 80 条第 1 項の規	大臣官房	

		定による専門官等の事務の範囲の承認に関する こと。	秘 書 課 長	
22	秘書課	環境省の内部組織に関する訓令第 81 条の規定による組織の細目について必要な事項の承認に関する こと。	大 臣 官 房 秘 書 課 長	
23	秘書課	副大臣、大臣政務官及び内閣承認人事に係る者の短期間の海外渡航の内閣官房長官への届出に関する こと。	大 臣 官 房 秘 書 課 長	
24	秘書課	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項の規定による局長等の消防団員との兼職の認める ことに関すること。	事 務 次 官	
25	秘書課	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 10 条第 1 項の規定による局長等を除く職員の消防団員との兼職の認める ことに関すること。	官 房 長	関係部局長
26	会計課	人事院規則 10－4（職員の保健及び安全保持）第 5 条第 1 項の規定による健康管理者及び第 6 条第 1 項の規定による安全管理者の指名に関する こと。	官 房 長	
27	会計課	人事院規則 10－4 第 7 条の規定による健康管理担当者及び安全管理担当者の指名に関する こと。	官 房 長	
28	会計課	人事院規則 10－4 第 9 条第 2 項の規定による健康管理医の指名又は委嘱に関する こと。	官 房 長	
29	会計課	人事院規則 10－4 第 10 条第 1 項の規定による危険防止主任者の指名に関する こと。	官 房 長	
30	会計課	人事院規則 10－4 第 12 条第 1 項の規定による健康安全管理規程の制定に関する こと。	官 房 長	
31	会計課	人事院規則 10－4 の規定による職員の保健及び安全保持についての措置に関する こと（同規則第 4 条及び第 16 条の 2 第 1 項の規定による措置を除く。）。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
32	会計課	人事院規則 10－5（職員の放射線障害の防止）第	官 房 長	

		27 条第 1 項の規定による放射線障害防止管理規程の制定に関すること。		
33	会計課	人事院規則 10－5 第 27 条第 2 項の規定による放射線障害防止管理規程の報告に関すること。	大臣官房会計課長	
34	会計課	財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 17 条第 2 項の規定による歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積書の作成及び財務大臣への送付手続きに関すること。	事務次官	
35	会計課	財政法第 20 条第 2 項の規定による予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下この表において「予定経費要求書等」という。）の作成及び財務大臣への送付手続きに関すること。	事務次官	
36	会計課	財政法第 29 条の規定による補正予算及び同法第 30 条の規定による暫定予算の要求書の作成及び財務大臣への送付手続きに関すること。	事務次官	
37	会計課	財政法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定による経費の移用及び流用に係る財務大臣の承認要求手続きに関すること。	大臣官房会計課長	
38	会計課	財政法第 34 条第 1 項の規定による支払計画の承認手続きに関すること。	大臣官房会計課長	
39	会計課	財政法第 34 条の 2 第 1 項の規定による支出負担行為の実施計画の承認要求手続きに関すること。	大臣官房会計課長	
40	会計課	財政法第 35 条第 2 項の規定による予備費使用要求書の送付手続きに関すること。	事務次官	
41	会計課	財政法第 36 条第 1 項の規定による予備費使用調書の作成及び財務大臣への送付手続きに関すること。	大臣官房会計課長	
42	会計課	財政法第 37 条第 1 項の規定による歳入歳出決算報告書及び国の債務に関する計算書の作成及び財務大臣への送付手続きに関すること。	大臣官房会計課長	
43	会計課	財政法第 43 条第 1 項の規定による歳出予算の繰越	大臣官房	

		しの承認手続に関する事。	会 計 課 長	
44	会 計 課	財政法第 43 条の 3 の規定による繰越明許費の翌年度にわたる債務負担の承認要求手続に関する事。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
45	会 計 課	財政法附則第 1 条の 2 第 2 項の規定による歳入歳出予算の目の区分及び閣議決定（財務大臣指定経費）による目の細分の承認要求手続に関する事。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
46	会 計 課	予算総則に基づく予算の移替手続に関する事。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
47	会 計 課	会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 4 条の 2、第 13 条、第 13 条の 3、第 24 条及び第 29 条の 2 の規定による歳入徴収官、支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、支出官（官署支出官を含む。）及び契約担当官（これらの機関の代理官及び分任官を含む。）の官職指定又は任命に関する事（以上の規定に対応する予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下この表において「予決令」という。）の各規定による財務大臣との協議手続を含む）。	大 臣 官 房 会 計 課 長	関係部局長
48	会 計 課	会計法第 42 条の規定による現金亡失等の財務大臣及び会計検査院への通知手続に関する事。	官 房 長	
49	会 計 課	会計法第 43 条の規定による会計検査院の検定前における出納官吏に対する弁償命令の手続に関する事。	官 房 長	
50	会 計 課	会計法第 46 条の 2 の規定による歳出予算繰越手続及び翌債手続に関する事務の委任に関する事（予決令第 25 条の 4 の規定による財務大臣への通知手続を含む。）。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
51	会 計 課	会計法第 48 条の規定による都道府県が行う国の会計事務に関する事（予決令第 140 条の規定による財務大臣との協議手続等を含む。）。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
52	会 計 課	予決令第 12 条の規定による予定経費要求書等の明細書の送付手続に関する事。	官 房 長	関係部局長
53	会 計 課	予決令第 14 条第 2 項の規定による歳出予算及び継	大 臣 官 房	

		続費の目の区分に係る財務大臣との協議手続きに関すること。	会 計 課 長	
54	会計課	予決令第 37 条及び第 65 条の規定による徴収総報告書及び支出総報告書の作成及び財務大臣への送付手続きに関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
55	会計課	予決令第 39 条の規定による支出負担行為計画の示達手続きに関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
56	会計課	予決令第 39 条の 6 の規定による支出官等の官職氏名等の通知に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
57	会計課	予決令第 41 条の規定による支払計画の示達手続きに関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
58	会計課	予決令第 54 条の規定による年度開始前の資金交付の手續きに関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
59	会計課	予決令第 57 条ただし書又は第 58 条ただし書の規定による前金払又は概算払に係る協議手続きに関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
60	会計課	予決令第 102 条の 3 の規定による競争参加者の資格等を定めること及び定める場合の財務大臣への協議に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
61	会計課	予決令第 111 条の規定による出納官吏(代理官及び分任官を含む。)及び出納員の官職指定又は任命に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
62	会計課	予決令第 116 条第 1 項の規定による検査員の任命に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
63	会計課	予決令第 139 条の 3 の規定による代行機関の官職指定又は任命に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
64	会計課	環境省所管会計事務取扱規則(平成 13 年環境省訓令第 22 号。以下この表において「会計取扱規則」という。)第 11 条の規定による過年度支出の承認に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	

65	会計課	会計取扱規則第 26 条の規定による契約担当官等の補助者の任命基準に関する事（同規則に定める会計課長以外の部局長が別に定める場合を除く。）	大臣官房 会計課長	
66	会計課	会計取扱規則第 28 条の規定による同規則の特例の承認に関する事。	大臣官房 会計課長	
67	会計課	国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 38 条の規定による徴収停止、履行延期の特約等、利率を引き下げる特約及び債権の免除の承認に関する事（財務大臣と協議済の場合を除く。）。	大臣官房 会計課長	
68	会計課	国の債権の管理等に関する法律第 39 条の規定による徴収債権現在額報告書の作成及び財務大臣への送付に関する事。	大臣官房 会計課長	
69	会計課	国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 7 条の規定による債権管理事務の他の歳入徴収官等への引継に関する事。	大臣官房 会計課長	
70	会計課	国の債権の管理等に関する法律施行令第 10 条の規定による調査、確認及び記帳を要する特別な事項の定めに関する事。	大臣官房 会計課長	
71	会計課	歳入徴収官事務規程（昭和 27 年大蔵省令第 141 号）第 52 条の規定によるすえ置整理報告書の財務大臣への送付に関する事。	大臣官房 会計課長	
72	会計課	歳入徴収官事務規程第 57 条の規定による歳入徴収官の残務を引き継ぐべき歳入徴収官を定め、その旨を日本銀行本店に通知する事。	大臣官房 会計課長	
73	会計課	環境省債権管理事務取扱規則（平成 13 年環境省訓令第 24 号）第 3 条の規定による債権管理事務の特例を定める事。	大臣官房 会計課長	
74	会計課	環境省債権管理事務取扱規則第 33 条の規定による相殺等をしない場合の承認に関する事。	大臣官房 会計課長	
75	会計課	国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 9 条の規定による国有財産の事務の委任に関する事。	大臣官房 会計課長	

76	会計課	国有財産法第12条及び第14条の規定による財務大臣への協議に関すること。	官 房 長	
77	会計課	国有財産法第12条及び第14条の規定による管理及び処分に関すること（前号に係るものを除く。）。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
78	会計課	国有財産法第31条の2、第31条の3及び第31条の4の規定による立入及び境界確定に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
79	会計課	国有財産に係る各種報告書に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
80	会計課	物品管理法（昭和31年法律第113号）第5条第1項又は第2項の規定による環境省に属する物品の分類換えの命令又は承認に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
81	会計課	物品管理法第8条の規定による物品管理官（代理官及び分任官を含む。）の官職指定又は任命に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
82	会計課	物品管理法第16条第1項又は第2項の規定による環境省に属する物品（物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第43条第1項の物品を除く。）の管理換えの命令又は承認に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
83	会計課	物品管理法第27条第1項及び物品管理法施行令第33条の規定による不用決定の承認に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
84	会計課	物品管理法第31条第2項の規定による物品の亡失又は損傷に係る物品使用職員に対する弁償責任の裁定に関すること（亡失又は損傷による損害額が1件50万円以上の場合に限る。）。	官 房 長	
85	会計課	物品管理法第31条第2項の規定による物品の亡失又は損傷に係る物品使用職員に対する弁償責任の裁定に関すること（亡失又は損傷による損害額が1件50万円未満の場合に限る。）。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
86	会計課	物品管理法第32条の規定による物品の亡失又は損傷等の財務大臣及び会計検査院への通知に関すること。	大 臣 官 房 会 計 課 長	

87	会計課	物品管理法第 33 条第 1 項の規定による会計検査院の検定前における物品管理職員に対する弁償命令に関する事。	官 房 長	
88	会計課	物品管理法第 35 条及び物品管理法施行令第 4 1 条の規定による物品管理法を準用する動産の指定に関する事。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
89	会計課	物品管理法第 37 条の規定による環境省に属する物品の増減及び現在額報告書の財務大臣への送付に関する事。	官 房 長	
90	会計課	物品管理法第 39 条及び物品管理法施行令第 44 条第 1 項に規定する物品の検査に関する事。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
91	会計課	物品管理法施行令第 21 条第 3 項の規定による管理換えについての財務大臣に対する協議の申請手続きに関する事。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
92	会計課	物品管理法施行令第 40 条第 1 項の規定による物品使用職員に対する弁償命令に関する事。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
93	会計課	物品管理法施行令第 44 条第 2 項及び第 3 項の規定による検査員の任命に関する事。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
94	会計課	環境省所管物品管理事務取扱規程（平成 26 年環境省訓令第 25 号。以下この表において「物品取扱規程」という。）第 5 条の規定による別表第 2「物品分類表」の改廃に関する事。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
95	会計課	物品取扱規程第 47 条の規定による物品管理の特例の承認に関する事。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
96	会計課	環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成 12 年総理府令第 140 号）第 7 条及び第 13 条の規定による承認に関する事。	大 臣 官 房 会 計 課 長	
97	会計課	環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の規定による無償貸付及び譲与に関する事（前号に掲げるものを除く。）。	大 臣 官 房 会 計 課 長	

98	会計課	物品管理に係る各種報告に関すること。	大臣官房 会計課長	
99	会計課	国の所有に属する自動車等の交換に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 357 号）の規定に基づく財務大臣への協議に関すること。	大臣官房 会計課長	
100	会計課	出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 10 条の規定による出納官吏の事務取扱に関すること。	大臣官房 会計課長	
101	会計課	出納官吏事務規程第 19 条の規定による収入官吏の現金払い込みの事務の取り扱いに関すること。	大臣官房 会計課長	
102	会計課	出納官吏事務規程第 24 条の規定による資金前渡官吏の官職指定解除又は廃止についての預託先日本銀行に対する通知手続きに関すること。	大臣官房 会計課長	
103	会計課	支出官事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 94 号）第 4 条第 1 項の規定による支出官代理の設置に関すること。	大臣官房 会計課長	
104	会計課	支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に対する政令（昭和 55 年政令第 22 号。以下この表において「特例政令」という。）第 3 条の規定による歳出金の支出に関する事務の委任に関すること。	大臣官房 会計課長	
105	会計課	特例政令第 6 条の規定による資金の前渡に関すること。	大臣官房 会計課長	
106	会計課	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下この表において「旅費法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項の規定による内閣総理大臣等及び指定職の職務並びに行政職俸給表（一）に相当する職務に係る財務大臣への協議に関すること。	大臣官房 会計課長	
107	会計課	旅費法第 15 条の規定による証人等の旅費に係る財務大臣への協議に関すること。	大臣官房 会計課長	

108	会計課	旅費法第 26 条第 2 項の規定による日額旅費に係る財務大臣への協議に関すること。	大臣官房 会計課長	
109	会計課	旅費法第 41 条第 2 項の規定による旅費の支給調整に関すること。	大臣官房 会計課長	
110	会計課	旅費法第 46 条第 2 項の規定による旅費の支給調整に関すること。	大臣官房 会計課長	
111	会計課	国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）第 12 条の規定による外国旅行移転料を支給する場合の扶養親族居住地の指定に関すること。	大臣官房 会計課長	
112	会計課	国家公務員等の旅費支給規程第 13 条の規定による外国旅行の途中における退職者等の旅費の支給に関すること。	大臣官房 会計課長	
113	会計課	環境省所管旅費取扱規則（平成 13 年環境省訓令第 32 号）第 4 条第 2 項の規定による証人等の旅費の支給に関すること。	大臣官房 会計課長	
114	会計課	国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号）第 6 条第 2 項の規定による財務大臣への報告に関すること。	大臣官房 会計課長	
115	会計課	国家公務員宿舎法第 7 条の規定による宿舎事務の委任に関すること。	大臣官房 会計課長	
116	会計課	国家公務員宿舎法第 8 条の 2 の規定による宿舎設置の要求及び宿舎設置計画の変更要求に関すること。	大臣官房 会計課長	

別表第4（総合環境政策統括官グループ）

事項 番号	主管課	専 決 事 項	専 決 者	合 議 者
1	総合政策課	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下この表、別表第5、別表第6及び別表第9において「通則法」という。）第28条の規定による業務方法書の認可で重要なものに関する事。	事務次官	環境保健部長（独立行政法人環境再生保全機構（以下この表、別表第5及び別表第9において「機構」という。）に係るものであって、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号。以下この表、別表第5及び別表第9において「機構法」という。）第10条第1項第1号、第2号及び第7号の業務に係るものに限る。）及び環境再生・資源循環

				局長（機構に係るものであって、機構法第 10 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の業務に係るものに限る。）
2	総合政策課	通則法第 28 条の規定による業務方法書の認可で軽易なものに関する事。	総合環境政策統括官	環境保健部長（機構に係るものであって、機構法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号の業務に係るものに限る。）及び環境再生・資源循環局長（機構に係るものであって、機構法第 10 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の業務に係るものに限る。）
3	総合政策課	通則法第 29 条の規定による中期目標の策定及び変更並びに同法第 35 条の 4 の規定による中長期目標の策定及び変更で重要なものに関する事。	事務次官	大臣官房会計課長、環境保健

				部長（機構に係るものであって、機構法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号の業務に係るものに限る。）及び環境再生・資源循環局長（機構に係るものであって、機構法第 10 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の業務に係るものに限る。）
4	総合政策課	通則法第 29 条の規定による中期目標の策定及び変更並びに同法第 35 条の 4 の規定による中長期目標の策定及び変更で軽易なものに関する事。	総合環境政策統括官	大臣官房会計課長、環境保健部長（機構に係るものであって、機構法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号の業務に係るものに限る。）及び環境再生

				・資源循環局長（機構に係るものであって、機構法第 10 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の業務に係るものに限る。）
5	総合政策課	通則法第 30 条の規定による中期計画の認可及び変更の命令並びに同法第 35 条の 5 の規定による中長期計画の認可及び変更の命令で重要なものに関する事。	事務次官	大臣官房会計課長、環境保健部長（機構に係るものであって、機構法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号の業務に係るものに限る。）及び環境再生・資源循環局長（機構に係るものであって、機構法第 10 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の業務に係るものに限る。）

6	総合政策課	通則法第 30 条の規定による中期計画の認可及び変更の命令並びに同法第 35 条の 5 の規定による中長期計画の認可及び変更の命令で軽易なものに関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房 会計課長、 環境保健 部長（機構 に係るものであ つて、機構法 第 10 条 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号の業 務に係る ものに限 る。）及び 環境再生 ・資源循環 局長（機構 に係るものであ つて、機構法 第 10 条 第 1 項第 5 号及び 第 6 号の 業務に係 るものに 限る。）
7	総合政策課	通則法第 32 条及び第 35 条の 6 の規定による業務の実績等に関する評価等で重要なものに関すること。	事務次官	大臣官房 会計課長、 環境保健 部長（機構 に係るものであ つて、機構法 第 10 条 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号の業 務に係る

				ものに限る。)及び環境再生・資源循環局長(機構に係るものであって、機構法第10条第1項第5号及び第6号の業務に係るものに限る。)
8	総合政策課	通則法第32条及び第35条の6の規定による業務の実績等に関する評価等で軽易なものに関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房会計課長、環境保健部長(機構に係るものであって、機構法第10条第1項第1号、第2号及び第7号の業務に係るものに限る。)及び環境再生・資源循環局長(機構に係るものであって、機構法第10条第1項第5号及び第6号の業務に係るものに限る。)

				るものに 限る。)
9	総合政 策課	通則法第 35 条の規定による中期目標期間の終了時の検討 結果に基づく所要の措置並びに同法第 35 条の 7 の規定に よる中長期目標期間の終了時の検討結果に基づく所要の措 置で重要なものに関する事。	事 務 次 官	環 境 保 健 部長（機構 に係るもの であって、機構法 第 10 条 第 1 項 第 1 号、第 2 号及び第 7 号の業 務に係る ものに限 る。）及び 環 境 再 生 ・資源循環 局長（機構 に係るもの であって、機構法 第 10 条 第 1 項 第 5 号及び 第 6 号の 業務に係 るものに 限る。）
10	総合政 策課	通則法第 35 条の規定による中期目標期間の終了時の検討 結果に基づく所要の措置並びに同法第 35 条の 7 の規定に よる中長期目標期間の終了時の検討結果に基づく所要の措 置で軽易なものに関する事。	総合環境政 策統括官	環 境 保 健 部長（機構 に係るもの であって、機構法 第 10 条 第 1 項 第 1 号、第 2 号及び第 7 号の業 務に係る ものに限

				る。)及び環境再生・資源循環局長(機構に係るものであって、機構法第10条第1項第5号及び第6号の業務に係るものに限る。)
11	総合政策課	通則法第35条の3(同法第35条の8により準用する場合を含む。)の規定による違法行為の是正等の命令に関すること(機構法第10条第1項第1号から第7号までの業務に係るものを除く。)	総合環境政策統括官	
12	総合政策課	通則法第38条の規定による毎事業年度の財務諸表の承認に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房会計課長
13	総合政策課	通則法第40条の規定による会計監査人の選任及び第43条の規定による解任に関すること。	事務次官	大臣官房会計課長
14	総合政策課	通則法第44条の規定による剰余金の使途の承認に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房会計課長
15	総合政策課	通則法第45条の規定による限度額を超えた短期借入及び借り換えの認可に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房会計課長
16	総合政策課	通則法第46条の2第1項から第3項までの規定による不要財産に係る国庫納付等の主務大臣の認可及び同条第4項の規定による金額の指定に関すること(機構法第10条第1項第1号から第7号までの業務に係るものを除く。)	総合環境政策統括官	大臣官房会計課長
17	総合政策課	通則法第47条の規定による有価証券又は金融機関の指定に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房会計課長
18	総合政策課	通則法第48条の規定による不要財産以外の重要な財産の処分に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房会計課長

19	総合政策課	通則法第 64 条の規定による報告及び検査に関すること（機構法第 10 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの業務に係るものを除く。）。	総合環境政策統括官	
20	総合政策課	通則法第 67 条の規定による財務大臣との協議に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房 会計課長
21	総合政策課	国立研究開発法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号）第 12 条の規定による積立金の処分の承認及び財務大臣協議に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房 会計課長
22	総合政策課	機構法第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による積立金の処分にに関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房 会計課長
23	総合政策課	機構法第 15 条第 2 項第 1 号の規定による有価証券及び同項第 2 号の規定による金融機関の指定に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房 会計課長
24	総合政策課	機構法第 17 条第 2 号の規定による承認に当たっての財務大臣への協議に関すること。	総合環境政策統括官	
25	総合政策課	機構法第 17 条第 3 号の規定による指定に当たっての財務大臣への協議に関すること。	総合環境政策統括官	
26	総合政策課	機構法附則第 7 条第 7 項の規定による事業実施計画の変更の認可に関すること。	総合環境政策統括官	
27	総合政策課	機構法附則第 8 条第 1 項の規定による長期借入金の借入れ及び債券の発行に関すること。	事務次官	大臣官房 会計課長
28	総合政策課	機構法附則第 8 条第 4 項の規定による債券に関する事務の委託に関すること。	総合環境政策統括官	
29	総合政策課	機構法附則第 10 条及び第 11 条の規定による金銭債権の信託に関すること。	総合環境政策統括官	
30	総合政策課	機構法附則第 14 条の規定による長期借入金及び債券の償還計画の認可に関すること。	総合環境政策統括官	
31	総合政策課	機構法附則第 15 条の規定による財務大臣への協議に関すること。	総合環境政策統括官	

32	総合政策課	中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号。以下この表、別表第 6 及び別表第 9 において「JESCO 法」という。）第 7 条第 2 項の規定による同条第 1 項の事業以外の事業を営むことの認可に関すること。	総合環境政策統括官	環境再生・資源循環局長
33	総合政策課	JESCO 法第 9 条の規定による長期借入金の借入れの認可に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房会計課長
34	総合政策課	JESCO 法第 12 条の規定による事業計画の策定及び変更の認可に関すること。	総合環境政策統括官	環境再生・資源循環局長
35	総合政策課	JESCO 法第 13 条の規定による重要な財産の譲渡等の認可に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房会計課長及び環境再生・資源循環局長
36	総合政策課	JESCO 法第 14 条の規定による定款の変更等の認可に関すること。	総合環境政策統括官	環境再生・資源循環局長
37	総合政策課	JESCO 法第 18 条の規定による監督に関すること（開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに付帯する業務に係るもの、廃棄物の排出抑制及び適正な処理並びに中間貯蔵業務に係るものを除く。）。	事務次官	
38	総合政策課	JESCO 法第 19 条第 1 項の規定による報告及び検査に関すること（開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに付帯する業務に係るもの、廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに中間貯蔵業務に係るものを除く。）。	総合環境政策統括官	
39	総合政策課	JESCO 法第 20 条の規定による財務大臣への協議に関すること（同法第 11 条の認可に係るものを除く。）。	総合環境政策統括官	
40	総合政策課	中間貯蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令（平成 26 年環境省令第 32 号。以下この表において「JESCO 会計省令」という。）第 3 条の規定による会計の整理の承認に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房会計課長及び環境再生・資源循環局長

41	総合政策課	JESCO 会計省令第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定による配賦基準に係る承認に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房 会計課長 及び環境 再生・資源 循環局長
42	総合政策課	JESCO 会計省令附則第 2 項の規定による勘定間の資金融通の承認に関すること。	総合環境政策統括官	大臣官房 会計課長 及び環境 再生・資源 循環局長
43	総合政策課	環境教育等促進法第 10 条の 2 第 1 項の規定による環境教育等支援団体の指定に関すること。	総合環境政策統括官	
44	総合政策課	環境教育等促進法第 10 条の 2 第 5 項の規定による改善命令に関すること。	総合環境政策統括官	
45	総合政策課	環境教育等促進法第 10 条の 2 第 6 項の規定による環境教育等支援団体の指定の取消しに関すること。	事務次官	
46	総合政策課	環境教育等促進法第 11 条第 4 項の規定による人材認定等事業の登録に関すること。	総合環境政策統括官	
47	総合政策課	環境教育等促進法第 11 条第 5 項の規定による人材認定等事業の登録の通知等に関すること。	総合環境政策統括官	
48	総合政策課	環境教育等促進法第 11 条第 6 項の規定による人材認定等事業が要件に適合しないと認める場合における通知に関すること。	総合環境政策統括官	
49	総合政策課	環境教育等促進法第 11 条第 8 項の規定による公示に関すること。	総合環境政策統括官	
50	総合政策課	環境教育等促進法第 12 条の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は助言に関すること。	総合環境政策統括官	
51	総合政策課	環境教育等促進法第 14 条第 1 項の規定による人材認定等事業の登録の取消しに関すること。	事務次官	

52	総合政策課	環境教育等促進法第 18 条第 1 項の規定による助言に関する事 こと。	総合環境政策統括官	
53	総合政策課	環境教育等促進法第 20 条の 8 において読み替えて準用する第 20 条第 6 項の規定による体験の機会の場の認定の通知に関する事 こと。	総合環境政策統括官	
54	総合政策課	環境教育等促進法第 20 条の 8 において読み替えて準用する第 20 条第 7 項の規定による体験の機会の場が要件に適合しないと認める場合における通知に関する事 こと。	総合環境政策統括官	
55	総合政策課	環境教育等促進法第 20 条の 8 において読み替えて準用する第 20 条の 2 第 1 項の規定による体験の機会の場の認定の有効期間の定めに関する事 こと。	総合環境政策統括官	
56	総合政策課	環境教育等促進法第 20 条の 8 において読み替えて準用する第 20 条の 4 第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は助言に関する事 こと。	総合環境政策統括官	
57	総合政策課	環境教育等促進法第 20 条の 8 において読み替えて準用する第 20 条の 6 第 1 項の規定による体験の機会の場の認定の取消しに関する事 こと。	事務次官	
58	環境計画課	国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号。以下この表において「国土法」という。）第 5 条第 3 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事の意見聴取に関する事 こと。	総合環境政策統括官	
59	環境計画課	国土法第 5 条第 4 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置の実施に関する事 こと。	総合環境政策統括官	
60	環境計画課	国土法第 5 条第 5 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による国土の利用の現況等の調査に関する事 こと。	総合環境政策統括官	
61	環境経済課	通則法第 35 条の 3 の規定による違法行為の是正等の命令に関する事 こと（機構法第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の業務に係るものに限る）。	総合環境政策統括官	
62	環境経済課	通則法第 46 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による不要財産に係る国庫納付等の主務大臣の認可及び同条第 4 項	総合環境政策統括官	大臣官房 会計課長

		の規定による金額の指定に関すること（機構法第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の業務に係るものに限る。）。		
63	環境経済課	通則法第 64 条の規定による報告及び検査に関すること（機構法第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の業務に係るものに限る。）。	総合環境政策統括官	
64	環境影響評価課	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 14 第 2 項の規定による意見で重要なものに関すること。	事務次官	関係部局長
65	環境影響評価課	電気事業法第 46 条の 14 第 2 項の規定による意見で軽易なものに関すること。	総合環境政策統括官	関係部局長
66	環境影響評価課	環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 5 の規定による意見で重要なものに関すること。	事務次官	関係部局長
67	環境影響評価課	環境影響評価法第 3 条の 5 の規定による意見で軽易なものに関すること。	総合環境政策統括官	関係部局長
68	環境影響評価課	環境影響評価法第 4 条第 2 項（同条第 4 項及び同法第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事の意見及びその理由を求めることに関すること。	総合環境政策統括官	
69	環境影響評価課	環境影響評価法第 4 条第 3 項（同条第 4 項及び同法第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による第二種事業についての判定を行うことに関すること。	事務次官	
70	環境影響評価課	環境影響評価法第 4 条第 7 項の規定による書面の写しを都道府県知事に送付することに関すること。	総合環境政策統括官	
71	環境影響評価課	環境影響評価法第 11 条第 3 項の規定による意見で重要なものに関すること。	事務次官	関係部局長
72	環境影	環境影響評価法第 11 条第 3 項の規定による意見で軽易な	総合環境政	関係部局

	響評価 課	ものに関すること。	策統括官	長
73	環境影 響評価 課	環境影響評価法第 23 条の規定による意見で重要なもの に関すること。	事 務 次 官	関 係 部 局 長
74	環境影 響評価 課	環境影響評価法第 23 条の規定による意見で軽易なもの に関すること。	総合環境政 策統括官	関 係 部 局 長
75	環境影 響評価 課	環境影響評価法第 23 条の 2 の規定による助言で重要なも のに関すること。	事 務 次 官	関 係 部 局 長
76	環境影 響評価 課	環境影響評価法第 23 条の 2 の規定による助言で軽易なも のに関すること。	総合環境政 策統括官	関 係 部 局 長
77	環境影 響評価 課	環境影響評価法第 38 条の 4 の規定による意見で重要なも のに関すること。	事 務 次 官	関 係 部 局 長
78	環境影 響評価 課	環境影響評価法第 38 条の 4 の規定による意見で軽易なも のに関すること。	総合環境政 策統括官	関 係 部 局 長
79	環境影 響評価 課	環境影響評価法第 53 条第 2 項の規定による書類の指定に 当たっての地方公共団体の意見聴取に関すること。	総合環境政 策統括官	
80	環境影 響評価 課	環境影響評価法附則第 2 条第 2 項の規定による書類の指定 に当たっての地方公共団体の意見聴取に関すること。	総合環境政 策統括官	

別表第 5（環境保健部）

事項 番号	主管課等	専 決 事 項	専 決 者	合 議 者
1	環境保健企画管理課	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下この表において「公健法」という。）第 2 条第 4 項に規定する政令の制定等に当たっての関係都道府県知事及び関係市町村長の意見聴取に関すること。	環境保健部長	
2	環境保健企画管理課	公健法第 46 条第 2 項の規定による公害保健福祉事業の承認に関すること。	環境保健部長	
3	環境保健企画管理課	公健法第 57 条第 6 項（同法第 66 条において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可に関すること。	環境保健部長	
4	環境保健企画管理課	公健法第 141 条第 1 項の規定によるばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収及び検査に関すること。	環境保健部長	
5	環境保健企画管理課	公健法附則第 10 条第 1 項の規定による拠出金の一部を事業費に充当することの認可に関すること。	事務次官	大臣官房 会計課長
6	環境保健企画管理課	公健法附則第 10 条第 2 項の規定による財務大臣への協議に関すること。	環境保健部長	大臣官房 会計課長
7	環境保健企画管理課	公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号。以下この表において「公健法施行令」という。）第 25 条第 5 号の規定による公害保健福祉事業の定めに関すること。	環境保健部長	
8	環境保健企画管理課	公健法施行令第 26 条第 2 項に規定する公害保健福祉事業に要する費用の基準に関すること。	環境保健部長	大臣官房 会計課長
9	環境保健企画	公健法施行令第 27 条に規定する都道府県知事又は補償法第 4 条第 3 項の政令で定める市の長が	環境保健部長	大臣官房 会計課長

	管理課	行う事務の処理に要する費用の基準に関すること。		
10	環境保健企画管理課	通則法第35条の3の規定による違法行為の是正等の命令に関すること（機構法第10条第1項第1号、第2号及び第7号の業務に係るものに限る。）。	環境保健部長	
11	環境保健企画管理課	通則法第46条の2第1項から第3項までの規定による不要財産に係る国庫納付等の主務大臣の認可及び同条第4項の規定による金額の指定に関すること（機構法第10条第1項第1号、第2号及び第7号の業務に係るものに限る。）。	環境保健部長	大臣官房 会計課長 及び総合 環境政策 統括官
12	環境保健企画管理課	通則法第64条の規定による報告及び検査に関すること（機構法第10条第1項第1号、第2号及び第7号の業務に係るものに限る。）	環境保健部長	
13	環境保健企画管理課	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下この表において「化審法」という。）第3条第1項第4号から第6号までの規定による新規化学物質の確認に関すること。	環境保健部長	
14	環境保健企画管理課	化審法第3条第3項から第5項までの規定による確認の取消しに関すること。	環境保健部長	
15	環境保健企画管理課	化審法第4条第1項及び第2項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定による新規化学物質の判定及び通知に関すること。	環境保健部長	
16	環境保健企画管理課	化審法第4条第4項の規定による特定新規化学物質の判定及び通知に関すること。	環境保健部長	
17	環境保健企画管理課	化審法第5条第2項、第3項及び第8項の規定による新規化学物質の判定及び通知に関すること。	環境保健部長	
18	環境保健企画管理課	化審法第5条第4項の規定による新規化学物質の確認に関すること。	環境保健部長	

19	環境保健企画管理課	化審法第5条第6項の規定による確認の取消しに関すること。	環境保健部長	
20	環境保健企画管理課	化審法第10条第1項の規定による試験成績を記載した資料の提出の求めに関すること。	環境保健部長	
21	環境保健企画管理課	化審法第10条第2項の規定による有害性の調査の指示に関すること。	事務次官	
22	環境保健企画管理課	化審法第10条第3項の規定による優先評価化学物質の判定及び通知に関すること。	環境保健部長	
23	環境保健企画管理課	化審法第11条の規定による優先評価化学物質の指定の取消しに関すること。	環境保健部長	
24	環境保健企画管理課	化審法第14条第1項の規定による有害性の調査の指示に関すること。	事務次官	
25	環境保健企画管理課	化審法第14条第2項の規定による監視化学物質の判定及び通知に関すること。	環境保健部長	
26	環境保健企画管理課	化審法第15条の規定による監視化学物質の指定の取消しに関すること。	環境保健部長	
27	環境保健企画管理課	化審法第29条第1項の規定による第一種特定化学物質の表示事項に関すること。	事務次官	
28	環境保健企画管理課	化審法第30条第3項の規定による第一種特定化学物質の表示についての改善命令に関すること。	事務次官	
29	環境保	化審法第34条の規定による第一種特定化学物質	事務次官	

	健企画 管理課	の指定等に伴う措置命令に関すること。		
30	環境保 健企画 管理課	化審法第35条第4項の規定による製造又は輸入 制限の必要性の認定に関すること。	事 務 次 官	
31	環境保 健企画 管理課	化審法第36条第1項の規定による第二種特定化 学物質等の取扱に係る技術上の指針の公表に関 すること。	環境保健部 長	
32	環境保 健企画 管理課	化審法第36条第2項の規定による環境汚染の防 止措置についての勧告に関すること。	環境保健部 長	
33	環境保 健企画 管理課	化審法第37条第1項の規定による第二種特定化 学物質等の表示事項に関すること。	環境保健部 長	
34	環境保 健企画 管理課	化審法第37条第3項の規定による表示すべきこ との勧告に関すること。	環境保健部 長	
35	環境保 健企画 管理課	化審法第38条第1項及び第2項の規定による製 造又は輸入の制限等についての勧告に関するこ と。	環境保健部 長	
36	環境保 健企画 管理課	化審法第39条の規定による取扱いの方法につい ての指導及び助言に関すること。	環境保健部 長	
37	環境保 健企画 管理課	化審法第42条の規定による取扱いの状況に関す る報告に関すること。	環境保健部 長	
38	環境保 健企画 管理課	化審法第43条第1項及び第3項の規定による報 告徴収に関すること。	環境保健部 長	
39	環境保 健企画 管理課	化審法第44条第1項及び第3項の規定による立 入検査に関すること。	環境保健部 長	

40	環境保健企画管理課	化審法第 47 条の規定による関係大臣への通知に関すること。	事務次官	
41	環境保健企画管理課	化審法第 48 条の規定による経済産業大臣又は主務大臣に対する要請に関すること。	環境保健部長	
42	環境保健企画管理課	化審法第 56 条の規定による政令で定める審議会等の意見聴取に関すること。	環境保健部長	
43	環境保健企画管理課	化審法附則第 4 条の規定による化学物質の名称を記載した表の公示に関すること。	環境保健部長	
44	環境保健企画管理課	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和 49 年厚生省・通商産業省令第 1 号）第 16 条第 2 項の規定による申出者コードの付与に関すること。	環境保健部長	
45	環境保健企画管理課	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和 53 年法律第 104 号。以下この表において「臨時措置法」という。）第 2 条第 2 項の規定による認定に関する処分に関すること。	事務次官	
46	環境保健企画管理課	臨時措置法第 2 条第 2 項の規定による臨時水俣病認定審査会の意見聴取に関すること。	環境保健部長	
47	環境保健企画管理課	臨時措置法第 2 条第 5 項の規定による県知事等に対する必要な資料の提出を求めることに関すること。	環境保健部長	
48	環境保健企画管理課	臨時措置法第 4 条の規定による県知事等からの協議に関すること。	環境保健部長	
49	環境保健企画管理課	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下この表において「石綿健康被害救済法」という。）第 10 条第 2 項（第 24	環境保健部長	

		条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による医学的判定及び通知に関すること。		
50	環境保健企画管理課	石綿健康被害救済法第 10 条第 2 項の規定による中央環境審議会の意見聴取に関すること。	環境保健部長	
51	環境保健企画管理課	石綿健康被害救済法第 50 条の 2 第 4 項の規定による滞納処分の認可に関すること。	環境保健部長	
52	環境保健企画管理課	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。）第 15 条第 1 項の規定による報告及び検査に関すること。	環境保健部長	
53	環境保健企画管理課	水俣病被害者救済特措法第 16 条第 1 項の規定による改善命令に関すること。	環境保健部長	
54	環境保健企画管理課	水俣病被害者救済特措法第 21 条第 1 項の規定による事業計画書等の認可に関すること。	環境保健部長	
55	環境保健企画管理課	水俣病被害者救済特措法第 26 条の規定による（指定支給法人の）監督命令に関すること。	環境保健部長	
56	環境保健企画管理課	水俣病被害者救済特措法第 27 条第 1 項の規定による報告及び検査に関すること。	環境保健部長	
57	環境保健企画管理課	機構法第 10 条の 2 及び石綿健康被害救済法施行規則第 26 条第 2 項の規定による環境大臣の指定に関すること。	環境保健部長	
58	環境保健企画管理課	水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号。以下この表において「水銀汚染防止法」という。）第 14 条第 4 項の規定による主務大臣に対する意見に関すること。	環境保健部長	関係部局長

59	環境保健企画管理課	水銀汚染防止法第21条第1項の規定による水銀等の貯蔵に関する技術上の指針の公表に関すること。	環境保健部長	
60	環境保健企画管理課	水銀汚染防止法第21条第3項の規定による主務大臣に対する意見に関すること。	環境保健部長	
61	環境保健企画管理課	水銀汚染防止法第23条第1項の規定による水銀含有再生資源の管理に関する技術上の指針の公表に関すること。	環境保健部長	
62	環境保健企画管理課	水銀汚染防止法第23条第3項の規定による主務大臣に対する意見に関すること。	環境保健部長	
63	環境保健企画管理課	水銀汚染防止法第27条1項の規定による資料の提出及び説明を求めることに関すること。	環境保健部長	関係部局長
64	環境安全課	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）第3条第3項の規定による関係行政機関の長への協議に関すること。	環境保健部長	
65	環境安全課	化学物質排出把握管理促進法第8条第2項及び第4項の規定による通知に関すること。	環境保健部長	
66	環境安全課	化学物質排出把握管理促進法律第11条の規定による開示の実施に関すること。	環境保健部長	

別表第 6（地球環境局）

事項 番号	主管課	専 決 事 項	専 決 者	合 議 者
1	地 球 温 暖 化 対 策 課	通則法第 28 条の規定による業務方法書の認可で 軽易なものに関すること（国立研究開発法人新エ ネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正 する法律（平成 28 年法律第 18 号。以下この表に おいて「N E D O 法一部改正法」という。）附則 第 2 条第 1 項に規定する債権の管理及び回収並び にこれらに附帯する業務に係るものに限る。）。	地 球 環 境 局 長	
2	地 球 温 暖 化 対 策 課	通則法第 35 条の 4 の規定による中長期目標の策 定及び変更で軽易なものに関すること（N E D O 法一部改正法附則第 2 条第 1 項に規定する債権の 管理及び回収並びにこれらに附帯する業務に係る ものに限る。）。	地 球 環 境 局 長	大 臣 官 房 会 計 課 長
3	地 球 温 暖 化 対 策 課	通則法第 35 条の 5 の規定による中長期計画の認 可及び変更の命令で軽易なものに関すること（N E D O 法一部改正法附則第 2 条第 1 項に規定する 債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務 に係るものに限る。）。	地 球 環 境 局 長	大 臣 官 房 会 計 課 長
4	地 球 温 暖 化 対 策 課	通則法第 35 条の 6 の規定による業務実績の評価 で軽易なものに関すること（N E D O 法一部改正 法附則第 2 条第 1 項に規定する債権の管理及び回 収並びにこれらに附帯する業務に係るものに限 る。）。	地 球 環 境 局 長	大 臣 官 房 総 合 政 策 課 政 策 評 価 室 長
5	地 球 温 暖 化 対 策 課	通則法第 35 条の 7 の規定による中長期目標期間 の終了時の検討結果に基づく所要の措置で軽易な ものに関すること（N E D O 法一部改正法附則第 2 条第 1 項に規定する債権の管理及び回収並びに これらに附帯する業務に係るものに限る。）。	地 球 環 境 局 長	
6	地 球 温 暖 化 対 策 課	通則法第 35 条の 8 において準用する第 35 条の 3 の規定による違法行為等の是正等の命令に関する こと（N E D O 法一部改正法附則第 2 条第 1 項に 規定する債権の管理及び回収並びにこれらに附帯 する業務に係るものに限る。）。	地 球 環 境 局 長	

7	地球温暖化対策課	通則法第 64 条の規定による報告及び検査に関すること（N E D O 法一部改正法附則第 2 条第 1 項に規定する債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。）。	地球環境局長	
8	地球温暖化対策課	通則法第 67 条の規定による財務大臣との協議に関すること（N E D O 法一部改正法附則第 2 条第 1 項に規定する債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。）。	地球環境局長	大臣官房 会計課長
9	地球温暖化対策課	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下この表及び別表第 9 において「地球温暖化対策推進法」という。）第 29 条第 2 項及び第 4 項の規定による通知及び公表に関すること。	地球環境局長	
10	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 31 条の規定による開示の実施に関すること。	地球環境局長	
11	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 32 条第 4 項及び第 5 項の規定による通知及び公表に関すること。	地球環境局長	
12	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 39 条第 1 項の規定による全国地球温暖化防止活動推進センター（以下この表において「全国センター」という）の指定に関すること。	事務次官	
13	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 39 条第 3 項の規定による関係行政機関の長への協議に関すること。	地球環境局長	
14	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 39 条第 4 項の規定において準用する第 38 条第 4 項による全国センターに対する必要な措置命令に関すること	事務次官	
15	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 39 条第 4 項の規定において準用する第 38 条第 5 項による全国センターの指定の取消しに関すること	事務次官	

16	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 46 条第 5 項及び第 6 項の規定による管理口座の開設及び当該口座名義人に対する通知に関すること。	地球温暖化対策課長	
17	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 47 条第 2 項及び第 3 項の規定による管理口座の口座名義人の名称等の変更及び当該口座名義人に対する通知に関すること。	地球温暖化対策課長	
18	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 48 条第 4 項及び第 6 項の規定による算定割当量の振替に関すること。	地球温暖化対策課長	
19	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 56 条第 1 項の規定による口座名義人に対する勧告に関すること。	地球環境局長	
20	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 56 条第 2 項の規定による口座名義人に対する措置命令に関すること。	事務次官	
21	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 61 条第 1 項の規定による関係行政機関の長に対し協力を求めることに関すること。	地球環境局長	
22	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法第 61 条第 2 項の規定による関係都道府県知事に対し必要な資料の提出又は説明を求めることに関すること。	地球環境局長	
23	地球温暖化対策課	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「地球温暖化対策推進法施行令」という。）第 10 条第 4 項の規定による信託の記録に関すること。	地球温暖化対策課長	
24	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法施行令第 13 条第 1 項の規定による信託の記録の抹消に関すること。	地球温暖化対策課長	
25	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法施行令第 15 条第 1 項の規定による受託者の変更があった場合の算定割当量についての振替等に関すること。	地球温暖化対策課長	

26	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法施行令第16条、第17条及び第18条の規定による嘱託による信託の記録の変更に関する事。	地球温暖化対策課長	
27	地球温暖化対策課	地球温暖化対策推進法施行令第19条の規定による信託の記録の変更に関する事。	地球温暖化対策課長	
28	地球温暖化対策課	地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号）第10条において準用する同規則第9条第3項による全国センターに対し報告又は資料の提出を求めることに関する事。	地球環境局長	
29	地球温暖化対策課	割当量口座簿の運営等に関する省令（平成19年環境省令・経済産業省令第1号）第13条第3項の規定による割当量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付に関する事。	地球温暖化対策課長	
30	地球温暖化対策課	割当量口座簿の運営等に関する省令第14条の規定による管理口座の廃止に関する事。	地球温暖化対策課長	
31	地球温暖化対策課	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。以下この表及び別表第9において「電気事業者新エネ法」という。）第3条第1項及び第3項の規定による電気事業者による新エネルギー等電気の利用目標の設定及び変更に関する事。	地球環境局長	環境再生・資源循環局長
32	地球温暖化対策課	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号。以下この表において「オゾン層保護法」という。）第20条第3項の規定による意見に関する事。	地球環境局長	
33	地球温暖化対策課	オゾン層保護法第22条第2項の規定によるオゾン層の破壊の状況並びに大気中における特定物質の濃度変化の状況の監視及び公表に関する事。	地球環境局長	
34	地球温暖化対策課	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下この表において「フロン類法」という。）第9条第4項の規定による主務大臣に対する意見に関する事。	地球環境局長	

35	地球温暖化対策課	フロン類法第 12 条第 4 項の規定による主務大臣に対する意見に関すること。	地球環境局長	
36	地球温暖化対策課	フロン類法第 19 条第 3 項の規定による通知に関すること。	地球環境局長	
37	地球温暖化対策課	フロン類法第 20 条第 2 項及び第 4 項の規定による通知及び公表に関すること。	地球環境局長	
38	地球温暖化対策課	フロン類法第 22 条の規定によるファイル記録事項の開示に関すること。	地球環境局長	
39	地球温暖化対策課	フロン類法第 23 条第 2 項の規定による通知に関すること。	地球環境局長	
40	地球温暖化対策課	フロン類法第 23 条第 4 項の規定による通知及び公表に関すること。	地球環境局長	
41	地球温暖化対策課	フロン類法第 23 条第 5 項の規定において準用する同法第 22 条の規定によるファイル記録事項の開示に関すること。	地球環境局長	
42	地球温暖化対策課	フロン類法第 24 条の規定による技術的助言、情報の提供その他の援助に関すること。	地球環境局長	
43	地球温暖化対策課	フロン類法第 50 条第 1 項の規定による第一種フロン類再生業者の許可に関すること。	地球環境局長	
44	地球温暖化対策課	フロン類法第 52 条第 2 項の規定による許可の更新に関すること。	地球環境局長	
45	地球温暖化対策課	フロン類法第 53 条第 1 項の規定による第一種フ	地球環境局長	

	暖 化 対 策 課	ロン類再生業者の変更の許可に関する事。	長	
46	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 55 条の規定による第一種フロン類再生業者の許可の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の命令に関する事。	事 務 次 官	
47	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 56 条の規定による第一種フロン類再生業者名簿の作成及び閲覧に関する事。	地 球 環 境 局 長	
48	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 61 条の規定による第一種フロン類再生業者に対する指導及び助言に関する事。	地 球 環 境 局 長	
49	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 62 条第 1 項から第 4 項までの規定による第一種フロン類再生業者等に対する勧告に関する事。	地 球 環 境 局 長	
50	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 62 条第 5 項の規定による第一種フロン類再生業者等に対する措置命令に関する事。	事 務 次 官	
51	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 63 条第 1 項の規定によるフロン類破壊業者の許可に関する事。	地 球 環 境 局 長	
52	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 65 条第 2 項の規定による許可の更新に関する事。	地 球 環 境 局 長	
53	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 66 条第 1 項の規定によるフロン類破壊業者の変更の許可に関する事。	地 球 環 境 局 長	
54	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 67 条の規定によるフロン類破壊業者の許可の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の命令に関する事。	事 務 次 官	
55	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 68 条の規定において準用する第 56 条の規定によるフロン類破壊業者名簿の作成及び閲覧に関する事。	地 球 環 境 局 長	

56	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 72 条の規定によるフロン類破壊業者に対する指導及び助言に関すること。	地 球 環 境 局 長	
57	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 73 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定によるフロン類破壊業者等に対する勧告に関すること。	地 球 環 境 局 長	
58	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 73 条第 4 項の規定によるフロン類破壊業者等に対する措置命令に関すること。	事 務 次 官	
59	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 76 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による情報処理センターの指定及び公示に関すること。	事務次官	
60	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 78 条第 1 項の規定による情報処理センターの業務規程の認可に関すること。	地 球 環 境 局 長	
61	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 78 条第 2 項の規定による情報処理センターに対する業務規定の変更命令に関すること。	地 球 環 境 局 長	
62	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 79 条第 1 項の規定による情報処理センターの事業計画等の認可に関すること。	地 球 環 境 局 長	
63	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 80 条の規定による情報処理センターの業務の全部又は一部の休廃止の許可に関すること。	地 球 環 境 局 長	
64	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 83 条第 1 項の規定による情報処理センターに対する報告の徴収又は立入検査に関すること。	地 球 環 境 局 長	
65	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 84 条の規定による情報処理センターに対する監督上必要な命令に関すること。	事 務 次 官	
66	地 球 温	フロン類法第 85 条第 1 項及び第 2 項の規定によ	事 務 次 官	

	暖 化 対 策 課	る情報処理センターの指定の取消し及び公示に関する すること。		
67	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 90 条の規定によるフロン類、指定製 品又は特定製品の製造業者等に対する協力を求め ることに関すること。	地 球 環 境 局 長	
68	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 91 条の規定による報告の徴収に関 すること。	地 球 環 境 局 長	
69	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 92 条第 1 項の規定による立入検査 及び試料の収去に関すること。	地 球 環 境 局 長	
70	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 93 条の規定による資料の提出及び 説明を求めることに関すること。	地 球 環 境 局 長	
71	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 94 条の規定によるフロン類に関す る情報の公表に関すること。	地 球 環 境 局 長	
72	地 球 温 暖 化 対 策 課	フロン類法第 95 条第 1 項及び第 2 項の規定によ る主務大臣に対する第一種フロン類再生業者及び フロン類破壊業者についての調査を求めることに 関すること。	地 球 環 境 局 長	
73	国 際 連 携 課	JESCO 法第 18 条の規定による監督に関すること (開発途上地域からの技術研修員に対する研修及 びこれに付帯する業務に係るものに限る。)	事 務 次 官	
74	国 際 連 携 課	JESCO 法第 19 条第 1 項の規定による報告及び検査 に関すること (開発途上地域からの技術研修員に 対する研修及びこれに付帯する業務に係るものに 限る。)	地 球 環 境 局 長	

別表第 7（水・大気環境局）

事項 番号	主管課	専 決 事 項	専 決 者	合 議 者
1	総務課	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号。以下この表において「公害防止組織整備法」という。）第 8 条の 2 第 1 項の規定による指定試験機関の指定に関する事。	事 務 次 官	
2	総務課	公害防止組織整備法第 8 条の 5 第 1 項の規定による試験事務規程の認可及び同条第 3 項の規程による試験事務規程の変更の命令に関する事。	水・大気環 境局長	
3	総務課	公害防止組織整備法第 8 条の 6 の規定による試験事務の休止又は廃止の許可に関する事。	水・大気環 境局長	
4	総務課	公害防止組織整備法第 8 条の 7 第 1 項の規定による事業計画及び収支予算の認可に関する事。	水・大気環 境局長	
5	総務課	公害防止組織整備法第 8 条の 8 の規定による指定試験機関の役員の選任及び解任の認可に関する事。	事 務 次 官	
6	総務課	公害防止組織整備法第 8 条の 9 の規定による指定試験機関の役員の解任の命令に関する事。	事 務 次 官	
7	総務課	公害防止組織整備法第 8 条の 12 の規定による指定試験機関に対する命令に関する事。	事 務 次 官	
8	総務課	公害防止組織整備法第 8 条の 13 の規定による指定の取消し及び同条第 2 項の規定による試験事務の停止命令に関する事。	事 務 次 官	
9	総務課	公害防止組織整備法第 8 条の 17 の規定による試験事務の実施に関する事。	水・大気環 境局長	
10	総務課	公害防止組織整備法第 11 条第 2 項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。	水・大気環 境局長	
11	総務課	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 264 号）第 11 条第 2 号及び別表第 3 の各項の下欄の規定による講習の実施又は指定に関する事。	水・大気環 境局長	

12	総務課	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和 46 年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第 3 号。以下この表において「公害防止組織整備法施行規則」という。）第 16 条の規定による国家試験に合格した者に対する通知及び第 17 条の規定による合格証書の再交付に関すること。	水・大気環境局長	
13	総務課	公害防止組織整備法施行規則第 36 条の規定による主務大臣が行う資格認定講習の修了証書の再交付に関すること。	水・大気環境局長	
14	総務課	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下この表において「ダイオキシン法」という。）第 10 条第 7 項の規定による関係都道府県知事の意見聴取に関すること。	水・大気環境局長	
15	総務課	ダイオキシン法第 11 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による総量削減計画の協議に関すること。	水・大気環境局長	
16	総務課	ダイオキシン法第 36 条第 1 項の規定による関係地方公共団体の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。	水・大気環境局長	
17	総務課	ダイオキシン法第 37 条の規定による都道府県知事等に対する指示に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。	事務次官	
18	大気環境課	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 3 条第 5 項の規定による関係都道府県知事の意見聴取に関すること。	水・大気環境局長	
19	大気環境課	大気汚染防止法第 5 条の 2 第 6 項の規定による関係都道府県知事の意見聴取に関すること。	水・大気環境局長	
20	大気環境課	大気汚染防止法第 5 条の 3 第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による指定ばい煙総量削減計画の協議に関すること。	水・大気環境局長	
21	大気環境課	大気汚染防止法第 15 条第 4 項の規定による関係都道府県知事の意見聴取に関すること。	水・大気環境局長	
22	大気環境課	大気汚染防止法第 28 条第 1 項の規定による関係地方公共団体の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることに関すること。	水・大気環境局長	
23	大気環境課	大気汚染防止法第 26 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立	水・大気環境	

	境課	入検査にすること。	境局長	
24	大気環境課	大気汚染防止法第28条の2の規定による都道府県知事等に対する指示にすること（第33号に掲げるものを除く。）。	事務次官	
25	大気環境課	大気汚染防止法附則第12項の規定による都道府県知事等に対する指示にすること。	事務次官	
26	大気環境課	大気汚染防止法附則第13項の規定による報告の徴収にすること。	水・大気環境局長	
27	大気生活環境室	悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第13条第1項の規定による試験及び適性検査の実施並びに同条第2項の指定機関の指定にすること。	事務次官	
28	大気生活環境室	悪臭防止法第13条第7項の規定による指定機関の指定の取消し及び同条第8項の規定による指定の取消し又は試験検査事務の停止命令にすること。	事務次官	
29	大気生活環境室	悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第12条の規定による臭気判定士免状の交付、第14条の規定による免状の更新、第15条の規定による免状の再交付及び第16条の規定による免状の書換えにすること。	水・大気環境局長	
30	大気生活環境室	悪臭防止法施行規則第17条の規定による免状の交付の取消しにすること。	事務次官	
31	大気生活環境室	悪臭防止法施行規則第19条の規定による臭気判定士試験の受験の申請にすること。	水・大気環境局長	
32	大気生活環境室	悪臭防止法施行規則第20条の規定による臭気判定士試験に合格した者に対する合格証書の交付にすること。	水・大気環境局長	
33	自動車環境対策課	大気汚染防止法第21条第2項の規定による国家公安委員会に対する協議にすること。	水・大気環境局長	
34	自動車環境対策課	大気汚染防止法第28条の2の規定による都道府県知事等に対する指示にすること（同条第3号（自動車排出ガスに係る部分に限る。）に掲げる事務に関し必要な指示に限る。）。	事務次官	

35	自動車 環境対 策課	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条第 2 項の規定による国家公安委員会に対する協議に関すること。	水・大気環 境局長	
36	自動車 環境対 策課	騒音規制法第 19 条の 2 の規定による都道府県知事等に対する指示に関すること。	事務次官	
37	自動車 環境対 策課	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 16 条第 2 項の規定による国家公安委員会に対する協議に関すること。	水・大気環 境局長	
38	自動車 環境対 策課	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成 2 年法律第 55 号。以下この表において「スパイクタイヤ法」という。）第 5 条第 3 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による国家公安委員会その他関係行政機関の長への協議に関すること。	水・大気環 境局長	
39	自動車 環境対 策課	スパイクタイヤ法第 5 条第 3 項の規定による関係都道府県知事の意見聴取に関すること。	水・大気環 境局長	
40	自動車 環境対 策課	スパイクタイヤ法第 5 条第 5 項の規定による指定地域を管轄する都道府県知事に対する通知に関すること。	水・大気環 境局長	
41	自動車 環境対 策課	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令（平成 2 年政令第 371 号）第 2 条第 5 号の規定による証明書の交付に関すること。	水・大気環 境局長	
42	自動車 環境対 策課	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下この表において「自動車排出窒素酸化物等特措法」という。）第 6 条第 4 項（同法第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による関係都道府県の意見聴取に関すること。	水・大気環 境局長	
43	自動車 環境対 策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第 6 条第 6 項（同条第 8 項及び同法第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による同法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する施策に関する事務を所掌する大臣（同法第 6 条第 6 項を同法第 8 条第 3 項において準用する場合にあっては、同条第 2 項第 2 号に規定する	水・大気環 境局長	

		施策に関する事務を所掌する大臣）への協議及び関係都道府県の意見聴取に関すること。		
44	自動車環境対策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第6条第7項（同条第8項及び同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による関係都道府県知事への通知に関すること。	水・大気環境局長	
45	自動車環境対策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第7条第3項（同条第6項及び同法第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関すること。	水・大気環境局長	
46	自動車環境対策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第12条第3項の規定による窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準の設定、変更又は廃止に当たっての窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の意見聴取に関すること。	水・大気環境局長	
47	自動車環境対策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第13条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による関係都道府県の意見聴取に関すること。	水・大気環境局長	
48	自動車環境対策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第31条第3項の規定による事業所管大臣からの協議に対する意見に関すること。	水・大気環境局長	
49	自動車環境対策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第31条第4項の規定による事業所管大臣に対する意見に関すること。	水・大気環境局長	
50	自動車環境対策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第42条第1項の規定による都道府県知事からの通知に関すること。	水・大気環境局長	
51	自動車環境対策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第42条第2項の規定による事業所管大臣に対する通知に関すること	水・大気環境局長	
52	自動車環境対策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第43条第2項の規定による国土交通大臣からの通知に関すること。	水・大気環境局長	
53	自動車環境対策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第43条第3項の規定による国土交通大臣に対する要請に関すること。	水・大気環境局長	

	策課			
54	自動車環境対策課	自動車排出窒素酸化物等特措法第43条第4項の規定による国土交通大臣からの通知に関する事。	水・大気環境局長	
55	自動車環境対策課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下この表において「オフロード法」という。）第6条第1項の規定による特定原動機の型式指定に関する事。	水・大気環境局長	
56	自動車環境対策課	オフロード法第6条第5項及び第6項の規定による特定原動機の型式指定の取消しに関する事。	事務次官	
57	自動車環境対策課	オフロード法第12条第3項の規定による少数生産車の承認に関する事。	水・大気環境局長	
58	自動車環境対策課	オフロード法第13条の規定による届出事業者に対する改善命令に関する事。	水・大気環境局長	
59	自動車環境対策課	オフロード法第14条第1項の規定による届出事業者に対する基準適合表示の禁止に関する事。	事務次官	
60	自動車環境対策課	オフロード法第17条第1項ただし書の規定による確認に関する事。	水・大気環境局長	
61	自動車環境対策課	オフロード法第19条第1項の規定による登録特定原動機検査機関の登録（登録の更新を含む。）に関する事。	水・大気環境局長	
62	自動車環境対策課	オフロード法第21条第4項（同法第27条において準用する場合を含む。）の規定による特定原動機検査事務（同法第27条において準用する場合にあつては、特定特殊自動車検査事務）の実施に関する規程の認可に関する事。	水・大気環境局長	
63	自動車環境対策課	オフロード法第21条第8項（同法第27条において準用する場合を含む。）の規定による特定原動機検査事務（同法第27条において準用する場合にあつては、特定特殊自動車検査事	水・大気環境局長	

		務) の休止又は廃止の許可に関すること。		
64	自動車 環境対 策課	オフロード法第 23 条第 1 項（同法第 27 条において準用する場合を含む。）の規定による登録特定原動機検査機関（同法第 27 条において準用する場合にあっては、登録特定特殊自動車検査機関）に対する適合命令に関すること。	水・大気環 境局長	
65	自動車 環境対 策課	オフロード法第 23 条第 2 項（同法第 27 条において準用する場合を含む。）の規定による登録特定原動機検査機関（同法第 27 条において準用する場合にあっては、登録特定特殊自動車検査機関）に対する改善命令に関すること。	水・大気環 境局長	
66	自動車 環境対 策課	オフロード法第 23 条第 3 項（同法第 27 条において準用する場合を含む。）の規定による特定原動機検査事務（同法第 27 条において準用する場合にあっては、特定特殊自動車検査事務）の規程の変更命令に関すること。	水・大気環 境局長	
67	自動車 環境対 策課	オフロード法第 23 条第 4 項及び第 5 項（同法第 27 条において準用する場合を含む。）の規定による登録特定原動機検査機関（同法第 27 条において準用する場合にあっては、登録特定特殊自動車検査機関）の登録の取消し及び停止命令に関すること。	事務次官	
68	自動車 環境対 策課	オフロード法第 24 条第 1 項（同法第 27 条において準用する場合を含む。）の規定による登録特定原動機検査機関（同法第 27 条において準用する場合にあっては、登録特定特殊自動車検査機関）に対する報告徴収及び立入検査に関すること。	水・大気環 境局長	
69	自動車 環境対 策課	オフロード法第 26 条第 1 項の規定による登録特定特殊自動車検査機関の登録（登録の更新を含む。）に関すること。	水・大気環 境局長	
70	自動車 環境対 策課	オフロード法第 29 条第 1 項の規定による指定事業者、届出事業者、承認事業者、特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収に関すること（特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収については、地方環境事務所長が行うものを除く。）。	水・大気環 境局長	
71	自動車 環境対 策課	オフロード法第 30 条第 1 項の規定による指定事業者、届出事業者、承認事業者、特定特殊自動車の使用者に対する立入検査に関すること（特定特殊自動車の使用者に対する立入検査については、地方環境事務所長が行うものを除く。）。	水・大気環 境局長	
72	自動車	オフロード法第 34 条第 3 項の規定による指針（指針の変更を	水・大気環	

	環境対策課	含む。)の同意に関する事。	境局長	
73	自動車環境対策課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下この表において「オフロード法施行規則」という。）第7条第3項の規定による指定の取消しに関する事。	水・大気環境局長	
74	自動車環境対策課	オフロード法施行規則第8条第1項の規定による記載事項変更の承認に関する事。	水・大気環境局長	
75	自動車環境対策課	オフロード法施行規則第9条の規定による書面の交付に関する事。	水・大気環境局長	
76	自動車環境対策課	オフロード法施行規則第19条第11項の規定による承認の取消しに関する事。	水・大気環境局長	
77	自動車環境対策課	オフロード法施行規則第19条第12項の規定による承認の取消しに関する事。	事務次官	
78	自動車環境対策課	オフロード法施行規則第19条第14項の規定による変更の承認に関する事。	水・大気環境局長	
79	自動車環境対策課	オフロード法施行規則第19条第16項の規定による書面の交付に関する事。	水・大気環境局長	
80	自動車環境対策課	オフロード法施行規則第21条第2項の規定による改善措置の変更の指示に関する事。	水・大気環境局長	
81	自動車環境対策課	オフロード法施行規則第22条第4項の確認証の交付に関する事。	水・大気環境局長	
82	自動車環境対策課	オフロード法施行規則第22条第6項の確認証の再交付に関する事。	水・大気環境局長	

83	水 環 境 課	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染等防止法」という。）第 9 条の 6 第 3 項の規定による未査定液体物質の査定に関すること。	水・大気環 境局長	
84	水 環 境 課	海洋汚染等防止法第 10 条の 6（同法第 18 条の 2 第 3 項、第 18 条の 12 及び第 43 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可（同法第 18 条の 2 第 3 項において準用する場合にあつては海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可、同法第 18 条の 12 において準用する場合にあつては特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可、同法第 43 条の 4 において準用する場合にあつては海洋施設廃棄の許可。以下次号において同じ。）に関すること（次号に掲げるものを除く。）。	水・大気環 境局長	
85	水環境 課	海洋汚染等防止法第 10 条の 6 第 4 項の規定による船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可の申請の概要の公告並びに申請書及び第 10 条の 6 第 3 項の書類の公衆の縦覧に関すること。	水環境課 長	
86	水 環 境 課	海洋汚染等防止法第 10 条の 10（同法第 18 条の 2 第 3 項、第 18 条の 12 及び第 43 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による船舶からの廃棄物海洋投入処分の変更の許可（同法第 18 条の 2 第 3 項において準用する場合にあつては海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の変更の許可、同法第 18 条の 12 において準用する場合にあつては特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の変更の許可、同法第 43 条の 4 において準用する場合にあつては海洋施設廃棄の変更の許可。以下次号において同じ。）に関すること（次号に掲げるものを除く。）。	水・大気環 境局長	
87	水 環 境 課	海洋汚染等防止法第 10 条の 10 第 3 項において準用する同法第 10 条の 6 第 4 項の規定による船舶からの廃棄物海洋投入処分の変更の許可の申請の概要の公告並びに申請書及び第 10 条の 6 第 3 項の書類の公衆の縦覧に関すること。	水 環 境 課 長	
88	水環境 課	海洋汚染等防止法第 10 条の 11（同法第 18 条の 2 第 3 項及び第 43 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しに関すること。	事務次官	
89	水 環 境 課	海洋汚染等防止法第 18 条の 10 の規定による改善命令等に関すること。	水・大気環 境局長	
90	水環境 課	海洋汚染等防止法第 18 条の 11 の規定による許可の取消しに関すること。	事務次官	

91	水 環 境 課	海洋汚染等防止法第 18 条の 15 の規定による指定海域の指定等に関すること。	水・大気環境局長	
92	水環境 課	海洋汚染等防止法第 19 条の 2 第 4 項の規定による計画変更命令に関すること。	水・大気環境局長	
93	水 環 境 課	海洋汚染等防止法第 48 条第 3 項の規定による報告の徴収に関すること。	水・大気環境局長	
94	水環境 課	海洋汚染等防止法第 48 条第 8 項の規定による立入検査に関すること。	水・大気環境局長	
95	水 環 境 課	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定による関係都道府県知事の意見聴取に関すること。	水・大気環境局長	
96	水 環 境 課	水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 4 項の規定による関係都道府県知事の意見聴取に関すること。	水・大気環境局長	
97	水 環 境 課	水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 5 項の規定による都道府県知事に対する通知に関すること。	水・大気環境局長	
98	水 環 境 課	水質汚濁防止法第 4 条の 3 第 3 項の規定による総量削減計画への同意に関すること（同条第 6 項において準用する場合を含む。）。)	水・大気環境局長	
99	水 環 境 課	水質汚濁防止法第 16 条第 3 項の規定による測定計画の作成上、都道府県知事が準拠すべき事項の指示に関すること。	水・大気環境局長	
100	水 環 境 課	水質汚濁防止法第 22 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	水・大気環境局長	
101	水 環 境 課	水質汚濁防止法第 22 条第 2 項の規定による報告の徴収に関すること。	水・大気環境局長	
102	水 環 境 課	水質汚濁防止法第 24 条第 1 項の規定による関係地方公共団体の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることに関すること。	水・大気環境局長	
103	水 環 境 課	水質汚濁防止法第 24 条の 2 の規定による都道府県知事等に対する指示に関すること。	事務次官	
104	水 環 境	瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下	水・大気環	

	課	この表において「瀬戸内海特措法」という。) 第3条第3項の規定による関係府県知事の意見聴取に関すること。	境局長	
105	水環境課	瀬戸内海特措法第3条第4項の規定による基本計画の送付及び公表に関すること。	水・大気環境局長	
106	水環境課	瀬戸内海特措法第12条の4第1項の規定による関係府県知事に対する指示に関すること。	事務次官	
107	水環境課	瀬戸内海特措法第12条の6第2項の規定による報告の徴収に関すること。	水・大気環境局長	
108	水環境課	瀬戸内海特措法第20条第1項の規定による関係府県知事に対する勧告又は助言に関すること。	水・大気環境局長	
109	水環境課	瀬戸内海特措法第20条第2項の規定による報告の徴収に関すること。	水・大気環境局長	
110	水環境課	瀬戸内海特措法第21条の2の規定による関係府県知事等に対する指示に関すること。	事務次官	
111	水環境課	湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下この表において「湖沼法」という。） 第3条第3項の規定による都道府県知事の意見聴取に関すること（同条第7項において準用する場合を含む。）。	水・大気環境局長	
112	水環境課	湖沼法第23条第4項の規定による都道府県知事の意見聴取に関すること。	水・大気環境局長	
113	水環境課	琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号） 第8条第1項の規定による協議会の組織に関すること。	水・大気環境局長	
114	水環境課	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号。以下この表において「水道水源法」という。）第4条第4項の規定による都道府県知事の意見聴取に関すること（同条第9項において準用する場合を含む。）。	水・大気環境局長	
115	水環境課	水道水源法第18条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	水・大気環境局長	
116	水環境課	水道水源法第22条第1項の規定による関係地方公共団体の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることに関するこ	水・大気環境局長	

		と。		
117	水環境課	水道水源法第23条の2の規定による都道府県知事等に対する指示に関すること。	事務次官	
118	水環境課	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号。以下この表において「有明法」という。）第3条第1項の規定による指定地域の指定に関すること（同条第4項において準用する場合を含む。）。	事務次官	
119	水環境課	有明法第4条第1項の規定による基本方針の策定に関すること。	事務次官	
120	水環境課	有明法第4条第5項の規定による基本方針の変更に関すること。	事務次官	
121	水環境課	有明法第7条第1項の規定による協議会の組織に関すること。	水・大気環境局長	
122	水環境課	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下この表において「海岸漂着物処理推進法」という。）第13条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による一般の意見の聴取に関すること。	水・大気環境局長	
123	水環境課	海岸漂着物処理推進法第19条第2項の規定によるあっせんに関すること。	水・大気環境局長	
124	水環境課	ダイオキシン法第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること（水質排出基準対象施設に係るものに限る。）。	水・大気環境局長	
125	水環境課 土壌環境課	ダイオキシン法第36条第1項の規定による関係地方公共団体の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることに関すること（水質の汚濁及び土壌の汚染に係るものに限る。）。	水・大気環境局長	
126	水環境課 土壌環境課	ダイオキシン法第37条の規定による都道府県知事等に対する指示に関すること（水質の汚濁及び土壌の汚染に係るものに限る。）。	事務次官	

127	土 壌 環 境 課	農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 13 条第 1 項、同条第 3 項及び第 15 条の 3 の規定による報告の徴収、立入検査等に関すること。	水・大気環 境局長	
128	土 壌 環 境 課	農薬取締法第 16 条の 2 第 1 項の規定による水質汚濁性農薬についての公定規格の設定等の協議に関すること。	水・大気環 境局長	
129	土 壌 環 境 課	農薬取締法第 16 条の 2 第 2 項の規定による同法第 12 条の 2 第 2 項（同法第 12 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の環境省令の制定等に当たっての農林水産大臣に対する協議に関すること。	水・大気環 境局長	
130	土 壌 環 境 課	工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）第 3 条第 3 項の規定による関係都道府県知事等の意見聴取に関すること。	水・大気環 境局長	
131	土 壌 環 境 課	工業用水法第 22 条の規定による土地の立入に関すること。	水・大気環 境局長	
132	土 壌 環 境 課	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）第 3 条第 2 項の規定による関係都道府県知事等の意見聴取に関すること。	水・大気環 境局長	
133	土 壌 環 境 課	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第 11 条の規定による土地の立入りに関すること。	水・大気環 境局長	
134	土 壌 環 境 課	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号。以下この表において「農用地土壌汚染防止法」という。）第 14 条の 2 の規定による都道府県知事に対する指示に関すること。	事 務 次 官	
135	土 壌 環 境 課	農用地土壌汚染防止法第 3 条第 2 項の規定による中央環境審議会の意見聴取に関すること。	水・大気環 境局長	
136	土 壌 環 境 課	農用地土壌汚染防止法第 5 条第 4 項の規定による対策計画への同意に関すること（同法第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）。	水・大気環 境局長	
137	土 壌 環 境 課	農用地土壌汚染防止法第 11 条の規定による農用地の土壌の汚染の防止に関する措置の要請及び勧告に関すること。	水・大気環 境局長	
138	土 壌 環 境 課	農用地土壌汚染防止法第 13 条第 1 項の規定による立入調査等に関すること。	水・大気環 境局長	

139	土 壌 環 境 課	農用地土壌汚染防止法第 14 条第 1 項の規定による関係行政機 関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情 報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることに関するこ と。	水・大気環 境局長	
140	土 壌 環 境 課	ダイオキシン法第 27 条第 4 項の規定による立入等に関するこ と。	水・大気環 境局長	
141	土 壌 環 境 課	ダイオキシン法第 29 条第 2 項の規定による中央環境審議会の 意見聴取に関すること。	水・大気環 境局長	
142	土 壌 環 境 課	ダイオキシン法第 31 条第 4 項の規定による対策計画への同意 に関すること（同法第 32 条第 2 項において準用する場合を含 む。）。	水・大気環 境局長	
143	土 壌 環 境 課	ダイオキシン法第 31 条第 5 項の規定による関係行政機関の長 への協議に関すること（同法第 32 条第 2 項において準用する 場合を含む。）。	水・大気環 境局長	
144	土 壌 環 境 課	土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条第 1 項の規 定による指定調査機関の指定（同法第 32 条第 1 項に規定する 指定の更新を含む。）に関すること。	水・大気環 境局長	
145	土 壌 環 境 課	土壌汚染対策法第 36 条第 3 項の規定による指定調査機関に対 する土壌汚染状況調査の実施又はその方法の改善の命令に関 すること。	水・大気環 境局長	
146	土 壌 環 境 課	土壌汚染対策法第 39 条の規定による指定調査機関に対する適 合命令に関すること。	水・大気環 境局長	
147	土 壌 環 境 課	土壌汚染対策法第 42 条の規定による指定調査機関の指定の取 消しに関すること。	事 務 次 官	
148	土 壌 環 境 課	土壌汚染対策法第 44 条第 1 項の規定による指定支援法人の指 定に関すること。	事 務 次 官	
149	土 壌 環 境 課	土壌汚染対策法第 48 条第 1 項の規定による指定支援法人の事 業計画書等の認可に関すること。	水・大気環 境局長	
150	土 壌 環 境 課	土壌汚染対策法第 51 条の規定による指定支援法人に対する監 督命令に関すること。	事 務 次 官	
151	土 壌 環	土壌汚染対策法第 52 条の規定による指定支援法人の指定の取	事 務 次 官	

	境課	消しに関すること。		
152	土 壌 環 境課	土壤汚染対策法第 54 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立 入検査に関すること。	水・大気環 境局長	
153	土 壌 環 境課	土壤汚染対策法第 54 条第 5 項及び第 6 項の規定による報告の 徴収及び立入検査に関すること。	水・大気環 境局長	
154	土 壌 環 境課	土壤汚染対策法第 56 条第 1 項の規定による関係地方公共団体 の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることに関する こと。	水・大気環 境局長	
155	土 壌 環 境課	土壤汚染対策法第 57 条の規定による都道府県知事等に対する 指示に関すること。	事 務 次 官	
156	土 壌 環 境課	土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）第 8 条第 2 項の規定による財務大臣との協議に関すること。	水・大気環 境局長	大臣官房 会計課長
157	土 壌 環 境課	土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関 する省令（平成 14 年環境省令第 23 号。以下「指定調査機関 等省令」という。）第 5 条第 1 項の規定による技術管理者証 の交付に関すること。	水・大気環 境局長	
158	土 壌 環 境課	指定調査機関等省令第 5 条第 2 項の規定による技術管理者証 の返納命令に関すること。	事 務 次 官	
159	土 壌 環 境課	指定調査機関等省令第 7 条第 1 項の規定による技術管理者証 の更新、第 8 条第 1 項の規定による技術管理者証の再交付及 び第 9 条の規定による技術管理者証の書換えに関すること。	土 壌 環 境 課長	
160	土 壌 環 境課	指定調査機関等省令第 11 条の規定による技術管理者試験の実 施に関すること。	水・大気環 境局長	
161	土 壌 環 境課	指定調査機関等省令第 15 条の規定による合格証書の交付に関 すること。	水・大気環 境局長	
162	土 壌 環 境課	指定調査機関等省令第 16 条の規定による合格証書の再交付に 関すること。	土 壌 環 境 課長	
163	土 壌 環 境課	指定調査機関等省令第 17 条第 1 項の規定による技術管理者試 験の受験停止措置及び試験を無効とする措置に関すること。	事 務 次 官	
164	土 壌 環	指定調査機関等省令第 17 条第 2 項の規定による技術管理者試	事 務 次 官	

	境課	験を受けさせない措置に関する事。		
--	----	------------------	--	--

別表第 8（自然環境局）

事項 番号	主管課	専 決 事 項	専 決 者	合 議 者
1	総務課	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 34 条の 2 第 2 項第 24 号の規定による認定に関する こと。	自然環境局 長	
2	総務課	租税特別措置法第 65 条の 4 第 1 項第 24 号の規定 による認定に関すること。	自然環境局 長	
3	総務課	租税特別措置法施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号、所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）第 40 条の 10 第 2 項第 3 号及び法人税法施行 規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 23 条の 4 第 2 項第 3 号の規定による認定に関すること。	自然環境局 長	
4	総務課	国立公園集団施設地区等管理規則（昭和 28 年厚生 省令第 49 号）第 5 条の規定による行為の許可の取 消しに関すること。	自然環境局 長	
5	総務課	国立公園集団施設地区等管理規則第 7 条の規定に よる原状回復命令等で重要なものに関すること。	事 務 次 官	
6	総務課	国立公園集団施設地区等管理規則第 7 条の規定に よる原状回復命令等で軽易なものに関すること。	自然環境局 長	
7	総務課	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律 第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）第 5 条第 1 項の規定による基本指針の策定に関する こと。	事 務 次 官	
8	総務課	動物愛護管理法第 5 条第 3 項の規定による基本指 針の策定又は変更に当たっての関係行政機関の長 との協議に関すること。	自然環境局 長	
9	総務課	動物愛護管理法第 5 条第 4 項の規定による基本指 針の公表に関すること。	自然環境局 長	
10	総務課	動物愛護管理法第 7 条第 6 項の規定による動物が 自己の所有に係るものであることを明らかにする	自然環境局 長	

		ための措置の定めに関すること。		
11	総務課	動物愛護管理法第7条第7項の規定による動物の飼養及び保管に関しよるべき基準の策定及び当該基準の策定に当たっての関係行政機関の長との協議に関すること。	自然環境局長	
12	総務課	動物愛護管理法第35条第7項（同法第36条第3項において準用する場合を含む。）の規定による引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項の定め及び当該事項を定めるに当たっての関係行政機関の長との協議に関すること。	自然環境局長	
13	総務課	動物愛護管理法第39条の5第1項の規定による登録（同法第39条の6第2項において準用する同条第1項の変更登録を含む。）、同条第4項の規定による登録証明書の交付及び同条第6項の規定による登録証明書の再交付に関すること。	自然環境局長	
14	総務課	動物愛護管理法第39条の7第1項及び第3項の規定による市町村長への通知に関すること。	自然環境局長	
15	総務課	動物愛護管理法第39条の10第1項の規定による指定登録機関の指定に関すること。	事務次官	
16	総務課	動物愛護管理法第39条の11第1項の規定による指定登録機関の役員の選任の認可に関すること。	自然環境局長	
17	総務課	動物愛護管理法第39条の11第1項の規定による指定登録機関の役員の解任の認可に関すること。	事務次官	
18	総務課	動物愛護管理法第39条の11第2項の規定による指定登録機関の役員の解任の命令に関すること。	事務次官	
19	総務課	動物愛護管理法第39条の12第1項の規定による指定登録機関の事業計画及び収支予算の認可に関すること。	自然環境局長	

20	総務課	動物愛護管理法第 39 条の 13 第 1 項の規定による登録関係事務規程の認可に関する事	自然環境局長	
21	総務課	動物愛護管理法第 39 条の 13 第 3 項の規定による登録関係事務規程の変更命令に関する事	自然環境局長	
22	総務課	動物愛護管理法第 39 条の 16 の規定による指定登録機関に対する監督命令に関する事	事務次官	
23	総務課	動物愛護管理法第 39 条の 17 の規定による指定登録機関に対する報告の徴収に関する事	自然環境局長	
24	総務課	動物愛護管理法第 39 条の 18 第 1 項の規定による指定登録機関に対する立入検査に関する事	自然環境局長	
25	総務課	動物愛護管理法第 39 条の 19 の規定による指定登録機関の登録関係事務の休止又は廃止の許可に関する事	自然環境局長	
26	総務課	動物愛護管理法第 39 条の 20 第 1 項の規定による指定登録機関の指定の取消しに関する事	事務次官	
27	総務課	動物愛護管理法第 39 条の 20 第 2 項の規定による指定登録機関の指定の取消し又は登録事務の停止命令に関する事	事務次官	
28	総務課	動物愛護管理法第 40 条第 2 項の規定による動物の処分方法の定め及び当該処分方法を定めるに当たっての関係行政機関の長との協議に関する事	自然環境局長	
29	総務課	動物愛護管理法第 41 条第 4 項の規定による実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する方法の定め及び当該方法を定めるに当たっての関係行政機関の長との協議に関する事	自然環境局長	

30	総務課	動物愛護管理法第 43 条の規定による中央環境審議会の意見聴取に関すること。	事務次官	
31	総務課	中小企業等共同組合法（昭和 24 年法律第 181 号。以下この表及び別表第 9 において「組合法」という。）第 9 条の 2 の 2 第 2 項の規定によるあっせん又は調停に関すること。	自然環境局長	
32	総務課	組合法第 9 条の 2 の 3 第 1 項の規定による組合員以外の者の事業の利用の認可に関すること。	自然環境局長	
33	総務課	組合法第 9 条の 6 の 2 の規定による責任共済等に関する共済規程の認可に関すること。	自然環境局長	
34	総務課	組合法第 27 条の 2 第 1 項の規定による組合の設立の認可に関すること。	自然環境局長	
35	総務課	組合法第 48 条の規定による組合の総会の招集の承認に関すること。	自然環境局長	
36	総務課	組合法第 51 条第 2 項の規定による組合の定款変更の認可で重要なものに関すること。	自然環境局長	大臣官房 総務課長
37	総務課	組合法第 51 条第 2 項の規定による組合の定款変更の認可に関すること（前号に掲げるものを除く。）。	自然環境局長	
38	総務課	組合法第 57 条の 5 の規定による余裕金の運用の認可に関すること。	自然環境局長	
39	総務課	組合法第 62 条第 4 項の規定による組合の解散の認可に関すること。	自然環境局長	
40	総務課	組合法第 66 条第 1 項の規定による組合の合併の認可に関すること。	自然環境局長	
41	総務課	組合法第 105 条第 2 項及び第 105 条の 4 の規定による検査に関すること。	自然環境局長	
42	総務課	組合法第 105 条の 3 の規定による報告の徴収に関すること。	自然環境局長	

43	総務課	組合法第 106 条第 1 項又は第 106 条の 2 第 2 項の規定による措置命令で重要なものに関する事	事務次官	
44	総務課	組合法第 106 条第 1 項又は第 106 条の 2 第 2 項の規定による措置命令に関する事（前号に掲げるものを除く。）	自然環境局長	
45	総務課	組合法第 106 条第 2 項の規定による解散の命令に関する事	事務次官	
46	総務課	組合法第 106 条の 2 第 1 項の規定による変更の命令に関する事	自然環境局長	
47	総務課	組合法第 106 条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による認可の取消しに関する事	事務次官	
48	総務課	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号。以下この表において「愛がん動物用飼料安全法」という。）第 5 条第 2 項の規定による愛がん動物用飼料の製造の方法等についての基準の設定等に当たっての中央環境審議会の意見聴取に関する事	事務次官	
49	総務課	愛がん動物用飼料安全法第 7 条第 1 項の規定による愛がん動物用飼料の製造等の禁止に関する事	事務次官	
50	総務課	愛がん動物用飼料安全法第 8 条第 1 項の規定による措置命令に関する事	事務次官	
51	総務課	愛がん動物用飼料安全法第 11 条の規定による報告の徴収等に関する事	自然環境局長	
52	総務課	愛がん動物用飼料安全法第 12 条の規定による立入検査等に関する事	自然環境局長	
53	総務課	愛がん動物用飼料安全法第 12 条第 5 項の規定による愛がん動物用飼料又はその原材料の検査の結果の概要の公表に関する事	自然環境局長	
54	総務課	愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「愛看法」という。）第 5 条の規定による愛玩動物看護師名簿への登録に関する事	自然環境局長	

55	総務課	愛看法第6条第2項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による愛玩動物看護師免許証の交付に関する事。	自然環境局長	
56	総務課	愛看法第7条の規定による指定する職員の意見聴取に関する事。	自然環境局長	
57	総務課	愛看法第9条第1項の規定による免許の取消し又は愛玩動物看護師の名称使用の停止命令に関する事。	事務次官	
58	総務課	愛看法第10条の規定による愛玩動物看護師名簿に登録された事項の消除に関する事。	自然環境局長	
59	総務課	愛看法第12条第1項の規定による指定登録機関の指定に関する事。	事務次官	
60	総務課	愛看法第13条第1項（同法第38条において準用する場合を含む。）の規定による指定登録機関の役員の選任の認可に関する事。	自然環境局長	
61	総務課	愛看法第13条第1項（同法第38条において準用する場合を含む。）の規定による指定登録機関の役員の解任の認可に関する事。	事務次官	
62	総務課	愛看法第13条第2項（同法第38条において準用する場合を含む。）の規定による指定登録機関の役員の解任の命令に関する事。	事務次官	
63	総務課	愛看法第14条第1項（同法第38条において準用する場合を含む。）の規定による指定登録機関の事業計画及び収支予算の認可に関する事。	自然環境局長	
64	総務課	愛看法第15条第1項（同法第38条において準用する場合を含む。）の規定による指定登録機関の登録事務規程の認可に関する事。	自然環境局長	
65	総務課	愛看法第15条第3項（同法第38条において準用する場合を含む。）の規定による登録事務規程の変更命令に関する事。	自然環境局長	
66	総務課	愛看法第19条（同法第38条において準用する場	事務次官	

		合を含む。)の規定による指定登録機関に対する監督命令に関すること。		
67	総務課	愛看法第 20 条（同法第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による指定登録機関に対する報告徴収に関すること。	自然環境局長	
68	総務課	愛看法第 21 条第 1 項（同法第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による指定登録機関に対する立入検査に関すること。	自然環境局長	
69	総務課	愛看法第 22 条（同法第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による指定登録機関の登録事務の休止又は廃止の許可に関すること。	自然環境局長	
70	総務課	愛看法第 23 条第 1 項（同法第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による指定登録機関の指定の取消しに関すること。	事務次官	
71	総務課	愛看法第 23 条第 2 項（同法第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による指定登録機関の指定の取消し又は登録事務の停止命令に関すること。	事務次官	
72	総務課	愛看法第 30 条の規定による試験の実施に関すること。	自然環境局長	
73	総務課	愛看法第 31 条第 1 号の規定による科目の指定に関すること。	自然環境局長	
74	総務課	愛看法第 31 条第 3 号の規定による同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の認定に関すること。	自然環境局長	
75	総務課	愛看法第 32 条第 1 項（同法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による不正行為に関係のある者に対する受験停止又は試験無効に関すること。	事務次官	
76	総務課	愛看法第 32 条第 2 項（同法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による受験停止又は試験無効の処分を受けた者に対する受験の措置に関すること。	事務次官	

77	総務課	愛看法第 34 条第 1 項の規定による指定試験機関の指定に関すること。	事務次官	
78	総務課	愛看法附則第 2 条第 1 号の規定による講習会の指定に関すること。	自然環境局長	
79	総務課	愛看法附則第 2 条第 1 号イの規定による科目の指定に関すること。	自然環境局長	
80	総務課	愛看法附則第 2 条第 1 号ロの規定による科目の指定に関すること。	自然環境局長	
81	総務課	愛看法附則第 3 条第 1 項の規定による予備試験の実施に関すること。	自然環境局長	
82	総務課	愛看法附則第 3 条第 2 項の規定による 5 年以上の実務経験を有すると認める者に関すること。	自然環境局長	
83	総務課	愛看法附則第 3 条第 2 項の規定による講習会の指定に関すること。	自然環境局長	
84	総務課	国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和 34 年厚生省令第 13 号）第 2 条の規定による要許可行為の許可に関すること。	自然環境局長	
85	総務課	国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則第 6 条第 2 項の規定による新宿御苑、墓苑及び慰霊碑苑地の公開日時の変更に關すること。	自然環境局長	
86	総務課	新宿御苑、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地の公開日時等（昭和 34 年 5 月厚生省告示第 126 号）3 の規定による新宿御苑の入園料の減免に関すること。	自然環境局長	
87	自然環境計画課	南極地域の環境の保護に関する法律（平成 9 年法律第 61 号。以下この表において「南極法」という。）第 4 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による基本的な配慮事項の策定等に当たっての関係行政機関の長への協議に関すること。	自然環境局長	

88	自然環境計画課	南極法第8条第1項の規定による命令及び同条第2項の規定による申請の却下に関すること。	自然環境局長	
89	自然環境計画課	南極法第8条第3項の確認等の措置及び同条第4項の規定による学識経験者の意見聴取に関すること。	自然環境局長	
90	自然環境計画課	南極法第9条第1項の規定による申請書及び同法第6条第3項に規定する図書の縦覧に関すること。	自然環境計画課長	
91	自然環境計画課	南極法第9条第1項の規定による環境評価書の作成及び締約国の政府等への送付に関すること。	自然環境局長	
92	自然環境計画課	南極法第9条第3項の規定による命令、同条第4項において準用する同法第8条第2項の規定による申請の却下及び同法第9条第5項の確認に関すること。	自然環境局長	
93	自然環境計画課	南極法第10条第4項において準用する同条第1項又は第2項の主宰者の地位の承継の承認に関すること。	自然環境局長	
94	自然環境計画課	南極法第11条第5項の行為者証の交付及び同条第6項の行為者証の再発行に関すること。	自然環境計画課長	
95	自然環境計画課	南極法第21条の規定による報告徴収に関すること。	自然環境局長	
96	自然環境計画課	南極法第22条第1項の規定による立入検査に関すること。	自然環境局長	
97	自然環境計画課	南極法第23条第1項の規定による中止等の命令及び同条第3項の規定による費用の負担に関すること。	事務次官	
98	自然環境	南極法第23条第2項の規定による中止等の命令	事務次官	

	境計画課	に關すること。		
99	自然環境計画課	南極法第 26 条第 1 項の規定による行為者証の交付等に関する権限の委任に關すること。	事務次官	
100	自然環境計画課	自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 12 条第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による自然環境保全基本方針の案についての中央環境審議会の意見聴取に關すること。	事務次官	
101	自然環境計画課	自然環境保全法第 14 条第 2 項の規定による原生自然環境保全地域の指定に当たっての中央環境審議会の意見聴取に關すること。	事務次官	
102	自然環境計画課	自然環境保全法第 14 条第 2 項の規定による原生自然環境保全地域の指定に当たっての関係都道府県知事の意見聴取に關すること。	自然環境局長	
103	自然環境計画課	自然環境保全法第 14 条第 3 項（同条第 6 項又は第 19 条 2 項において準用する場合を含む。）の規定による原生自然環境保全地域又は立入制限地区の指定又は区域の拡張に当たっての行政機関の長又は地方公共団体の同意に關すること。	自然環境局長	
104	自然環境計画課	自然環境保全法第 14 条第 6 項の規定による原生自然環境保全地域の指定の解除又はその区域の変更で重要なものに關すること。	事務次官	
105	自然環境計画課	自然環境保全法第 14 条第 6 項の規定による原生自然環境保全地域の指定の解除又はその区域の変更で軽易なものに關すること。	自然環境局長	
106	自然環境計画課	自然環境保全法第 14 条第 6 項において準用する同条第 2 項の規定による原生自然環境保全地域の指定の解除又はその区域の変更に当たっての関係都道府県知事及び中央環境審議会の意見聴取に關すること。	自然環境局長	
107	自然環境計画	自然環境保全法第 15 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による原生自然	事務次官	

	課	環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更で重要なものに関すること。		
108	自然環境計画課	自然環境保全法第 15 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による原生自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更で軽易なものに関すること。	自然環境局長	
109	自然環境計画課	自然環境保全法第 15 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による原生自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止又は変更に当たっての関係都道府県知事及び中央環境審議会の意見聴取に関すること。	自然環境局長	
110	自然環境計画課	自然環境保全法第 16 条第 2 項の規定による地方公共団体の原生自然環境保全地域に関する保全事業の一部執行の協議に関すること。	自然環境局長	
111	自然環境計画課	自然環境保全法第 17 条第 1 項の規定による原生自然環境保全地域内における行為の許可に関すること。	自然環境局長	
112	自然環境計画課	自然環境保全法第 18 条第 1 項（同法第 30 条及び第 35 条の 7 において準用する場合を含む。）の規定による原生自然環境保全地域等における行為の中止命令等に関すること。	事務次官	
113	自然環境計画課	自然環境保全法第 18 条第 2 項（同法第 30 条及び第 35 条の 7 において準用する場合を含む。）の規定による自然保護取締官の任命に関すること。	自然環境局長	
114	自然環境計画課	自然環境保全法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入制限地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更に関すること。	自然環境局長	
115	自然環境計画課	自然環境保全法第 19 条第 3 項第 5 号の規定による立入制限地区への立入許可に関すること。	自然環境局長	
116	自然環境計画課	自然環境保全法第 20 条の規定による報告の徴収に関すること。	自然環境局長	

117	自然環境計画課	自然環境保全法第 21 条第 1 項（同法第 35 条の 7 において準用する場合を含む。）の規定による原生自然環境保全地域内で国の機関等が行う行為についての協議に関すること。	自然環境局長	
118	自然環境計画課	自然環境保全法第 22 条第 3 項の規定による自然環境保全地域の指定に当たっての中央環境審議会の意見聴取に関すること。	事務次官	
119	自然環境計画課	自然環境保全法第 22 条第 3 項の規定による自然環境保全地域の指定に当たっての関係地方公共団体の長の意見聴取に関すること。	自然環境局長	
120	自然環境計画課	自然環境保全法第 22 条第 3 項（同法第 23 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止又は変更に当たっての関係地方公共団体の長及び中央環境審議会の意見聴取に関すること。	自然環境局長	
121	自然環境計画課	自然環境保全法第 22 条第 4 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧に関すること。	自然環境局長	
122	自然環境計画課	自然環境保全法第 22 条第 6 項（同条第 7 項及び第 23 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催に関すること。	自然環境局長	
123	自然環境計画課	自然環境保全法第 22 条第 7 項の規定による自然環境保全地域の指定の解除又はその区域の変更で重要なものに関すること。	事務次官	
124	自然環境計画課	自然環境保全法第 22 条第 7 項の規定による自然環境保全地域の指定の解除又はその区域の変更で軽易なものに関すること。	自然環境局長	
125	自然環境計画課	自然環境保全法第 22 条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定による自然環境保全地域の指定の解除又は区域の変更に当たっての関係地方公共団体の長及び中央環境審議会の意見聴取に関すること。	自然環境局長	

126	自然環境計画課	自然環境保全法第 23 条第 1 項の規定による自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止又は変更で重要なものに関する事。	事務次官	
127	自然環境計画課	自然環境保全法第 23 条第 1 項の規定による自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止又は変更で軽易なものに関する事。	自然環境局長	
128	自然環境計画課	自然環境保全法第 23 条第 3 項において準用する同法第 22 条第 4 項の規定による自然環境保全地域に関する保全計画の決定又は変更の案の縦覧に関する事。	自然環境局長	
129	自然環境計画課	自然環境保全法第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定による特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更に関する事。	自然環境局長	
130	自然環境計画課	自然環境保全法第 25 条第 3 項の規定による許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度の指定等に関する事。	自然環境局長	
131	自然環境計画課	自然環境保全法第 25 条第 4 項第 3 号の規定による区域の指定に関する事。	自然環境局長	
132	自然環境計画課	自然環境保全法第 25 条第 4 項第 4 号の規定による区域及び植物の指定に関する事。	自然環境局長	
133	自然環境計画課	自然環境保全法第 25 条第 4 項第 5 号の規定による区域及び動物の指定に関する事。	自然環境局長	
134	自然環境計画課	自然環境保全法第 25 条第 4 項第 6 号の規定による湖沼又は湿原の指定に関する事。	自然環境局長	
135	自然環境計画課	自然環境保全法第 25 条第 4 項第 7 号の規定による区域の指定に関する事。	自然環境局長	
136	自然環境	自然環境保全法第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定	自然環境局	

	境計画課	による野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更に関する事。	長	
137	自然環境計画課	自然環境保全法第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定による海域特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更に関する事。	自然環境局長	
138	自然環境計画課	自然環境保全法第 27 条第 3 項第 5 号の規定による区域及び動植物の指定に関する事。	自然環境局長	
139	自然環境計画課	自然環境保全法第 27 条第 3 項第 7 号の規定による区域及び期間の指定に関する事。	自然環境局長	
140	自然環境計画課	自然環境保全法第 29 条第 1 項の規定による報告の徴収等に関する事。	自然環境局長	
141	自然環境計画課	自然環境保全法第 30 条の 2 第 1 項の規定による自然環境保全地域に関する生態系維持回復事業計画の決定、廃止及び変更に関する事。	自然環境局長	
142	自然環境計画課	自然環境保全法第 30 条の 2 第 1 項及び第 4 項の規定による自然環境保全地域に関する生態系維持回復事業計画の決定、廃止及び変更に当たっての中央環境審議会の意見聴取に関する事。	自然環境局長	
143	自然環境計画課	自然環境保全法第 33 条(同法第 35 条の 11 において準用する場合を含む。)の規定による損失の補償に関する事。	自然環境局長	大臣官房 会計課長
144	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 2 第 3 項の規定による沖合海底自然環境保全地域の指定に当たっての中央環境審議会の意見聴取に関する事。	事務次官	
145	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 2 第 3 項の規定による沖合海底自然環境保全地域の指定に当たっての関係地方公共団体の長の意見聴取に関する事。	自然環境局長	
146	自然環境計画	自然環境保全法第 35 条の 2 第 3 項(同法第 35 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)の規	自然環境局長	

	課	定による沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止又は変更に当たっての関係地方公共団体の長及び中央環境審議会の意見聴取に関すること。		
147	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 2 第 4 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定による沖合海底自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧に関すること。	自然環境局長	
148	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 2 第 6 項(同条第 7 項及び第 35 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会の開催に関すること。	自然環境局長	
149	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 2 第 7 項の規定による沖合海底自然環境保全地域の指定の解除又はその区域の変更で重要なものに関すること。	事務次官	
150	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 2 第 7 項の規定による沖合海底自然環境保全地域の指定の解除又はその区域の変更で軽易なものに関すること。	自然環境局長	
151	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 2 第 7 項において準用する同条第 3 項の規定による沖合海底自然環境保全地域の指定の解除又はその区域の変更に当たっての関係地方公共団体の長及び中央環境審議会の意見聴取に関すること。	自然環境局長	
152	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 3 第 1 項の規定による沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止又は変更で重要なものに関すること。	事務次官	
153	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 3 第 1 項の規定による沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止又は変更で軽易なものに関すること。	自然環境局長	
154	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 3 第 3 項において準用する同法第 35 条の 2 第 4 項の規定による沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定または変更の案の縦覧に関すること。	自然環境局長	
155	自然環	自然環境保全法第 35 条の 4 第 1 項及び第 2 項の	自然環境局	

	境計画課	規定による沖合海底特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更に関する事。	長	
156	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 4 第 3 項の規定による沖合海底特別地区内における行為の許可に関する事。	自然環境局長	
157	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定による特定行為の方法の決定に関する事。	自然環境局長	
158	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 5 第 2 項及び同条第 4 項において準用する同法第 28 条第 3 項の規定による沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出に対する措置命令等に関する事。	自然環境局長	
159	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 5 第 4 項において準用する同法第 28 条第 5 項の規定による沖合海底特別地区に含まれない区域内における届出に係る特定行為の着手制限期間の短縮に関する事。	自然環境局長	
160	自然環境計画課	自然環境保全法第 35 条の 6 第 1 項の規定による報告の徴収等に関する事。	自然環境局長	
161	自然環境計画課	自然環境保全法第 37 条から第 40 条までの規定による負担金の徴収等に関する事。	自然環境局長	大臣官房 会計課長
162	自然環境計画課	自然環境保全法第 43 条第 1 項の規定による地域の指定等の協議に関する事。	自然環境局長	
163	自然環境計画課	自然環境保全法第 43 条第 2 項の規定による原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議に関する事。	自然環境局長	
164	自然環境計画課	自然環境保全法第 49 条の規定による報告の徴収等に関する事。	自然環境局長	
165	自然環	自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）第 7 条	自然環境局	

	境計画課	第４項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による一般の意見の聴取に関する事 こと。	長	
166	自然環境計画課	自然再生推進法第７条第５項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による自然再生基本方針の公表に関する事 こと。	自然環境局長	大臣官房 総務課長
167	自然環境計画課	自然再生推進法第９条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による実施者への助言及び自然再生専門家会議への意見の聴取に関する事 こと。	自然環境局長	
168	自然環境計画課	自然再生推進法第１３条第１項の規定による自然再生事業の進捗状況の公表に関する事 こと。	自然環境局長	
169	自然環境計画課	自然再生推進法第１３条第２項の規定による自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの公表に関する事 こと。	自然環境局長	
170	自然環境計画課	自然再生推進法第１４条の規定による自然再生事業実施計画の進捗状況についての報告の要求に関する事 こと。	自然環境局長	
171	自然環境計画課	自然再生推進法第１７条第１項の規定による自然再生推進会議の設置に関する事 こと。	事務次官	
172	自然環境計画課	自然再生推進法第１７条第２項の規定による自然再生専門家会議の設置に関する事 こと。	事務次官	
173	自然環境計画課	自然再生推進法第１７条第２項の規定による自然再生専門家会議への意見の聴取に関する事 こと。	自然環境局長	
174	自然環境計画課	遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成２９年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第１号。以下この表において「ABS 指針」という。）第２章第１の４及び５並びに第５の２の規定による情報の提供又は	自然環境計画課長	

		掲載に関すること。		
175	自然環境計画課	ABS 指針第 2 章第 3 の 1 の規定による報告の求め又は指導及び助言に関すること。	自然環境計画課長	
176	自然環境計画課	ABS 指針第 2 章第 3 の 2 の規定による公表に関すること。	自然環境計画課長	
177	自然環境計画課	ABS 指針第 2 章第 4 の 1 の規定による情報の提供の求め又は指導及び助言並びに同章第 4 の 2 の規定による情報の提供に関すること。	自然環境計画課長	
178	自然環境計画課	ABS 指針第 2 章第 5 の 1 の規定による情報の提供の求め又は指導及び助言に関すること。	自然環境計画課長	
179	自然環境計画課	ABS 指針第 5 章の規定による技術的な助言又は情報の提供、関係省庁との連絡調整その他の必要な措置に関すること。	自然環境計画課長	
180	国立公園課	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定による国立公園の指定に当たっての中央環境審議会の意見聴取に関すること。	事務次官	
181	国立公園課	自然公園法第 5 条第 1 項の規定による国立公園の指定に当たっての関係都道府県の意見聴取に関すること。	自然環境局長	
182	国立公園課	自然公園法第 5 条第 2 項の規定による国立公園の指定に当たっての中央環境審議会の意見聴取に関すること。	事務次官	
183	国立公園課	自然公園法第 5 条第 1 項の規定による国立公園の区域の変更で重要なものに関すること。	事務次官	
184	国立公園課	自然公園法第 5 条第 1 項の規定による国立公園の区域の変更で軽易なものに関すること。	自然環境局長	
185	国立公園課	自然公園法第 5 条第 2 項の規定による国立公園の区域の変更で重要なものに関すること。	事務次官	

186	国立公園課	自然公園法第5条第2項の規定による国定公園の区域の変更で軽易なものに関する事	自然環境局長	
187	国立公園課	自然公園法第6条第1項の規定による国立公園の指定の解除又は区域の変更に当たっての関係都道府県及び中央環境審議会の意見聴取に関する事	自然環境局長	
188	国立公園課	自然公園法第6条第2項の規定による国定公園の指定の解除又は区域の変更に当たっての関係都道府県及び中央環境審議会の意見聴取に関する事	自然環境局長	
189	国立公園課	自然公園法第7条第1項の規定による国立公園に関する公園計画の決定、廃止又は変更で重要なものに関する事	事務次官	
190	国立公園課	自然公園法第7条第1項の規定による国立公園に関する公園計画の決定、廃止又は変更で軽易なものに関する事	自然環境局長	
191	国立公園課	自然公園法第7条第1項及び第8条第1項の規定による国立公園に関する公園計画の決定、廃止又は変更に当たっての関係都道府県及び中央環境審議会の意見聴取に関する事	自然環境局長	
192	国立公園課	自然公園法第7条第2項の規定による国定公園に関する公園計画の決定、廃止又は変更で重要なものに関する事	事務次官	
193	国立公園課	自然公園法第7条第2項の規定による国定公園に関する公園計画の決定、廃止又は変更で軽易なものに関する事	自然環境局長	
194	国立公園課	自然公園法第7条第2項及び第8条第2項の規定による国定公園に関する公園計画の決定、廃止又は変更に当たっての関係都道府県及び中央環境審議会の意見聴取に関する事	自然環境局長	
195	国立公園課	自然公園法第9条第1項の規定による国立公園事業の決定、廃止又は変更で重要なものに関する事	事務次官	

196	国立公園課	自然公園法第 9 条第 1 項の規定による国立公園事業の決定、廃止又は変更で軽易なものに関する事 と。	自然環境局 長	
197	国立公園課	自然公園法第 9 条第 1 項（同条第 5 項において準 用する場合を含む。）の規定による国立公園事業 の決定、廃止又は変更に当たっての中央環境審議 会の意見聴取に関する事。	自然環境局 長	
198	国立公園課	自然公園法第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定によ る国立公園事業の一部執行の協議及び認可に関す る事。	自然環境局 長	
199	国立公園課	自然公園法第 10 条第 6 項の規定による公園施設 の変更等の協議及び認可に関する事。	自然環境局 長	
200	国立公園課	自然公園法第 11 条の規定による国立公園事業に 係る施設その他の国立公園事業の執行の改善命令 に関する事。	自然環境局 長	
201	国立公園課	自然公園法第 12 条第 1 項の規定による国立公園 事業者の地位の承継の協議及び承認に関する事 と。	自然環境局 長	
202	国立公園課	自然公園法第 12 条第 2 項の規定による国立公園 事業者の地位の承継の承認に関する事。	自然環境局 長	
203	国立公園課	自然公園法第 14 条第 3 項の規定による国立公園 事業の執行の認可の取消しに関する事。	事 務 次 官	
204	国立公園課	自然公園法第 15 条の規定による国立公園事業の 廃止、認可の失効及び取消しした場合の原状回復 等の命令で重要なものに関する事。	事 務 次 官	
205	国立公園課	自然公園法第 15 条の規定による国立公園事業の 廃止、認可の失効及び取消しした場合の原状回復 等の命令で軽易なものに関する事。	自然環境局 長	
206	国立公園課	自然公園法第 17 条第 1 項の規定による報告徴収 等に関する事。	自然環境局 長	
207	国立公園課	自然公園法第 20 条第 1 項の規定による国立公園 の特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域	自然環境局 長	

		の変更に関すること。		
208	国立公園課	自然公園法第 20 条第 3 項の規定による特別地域内における行為の許可に関すること。	自然環境局長	
209	国立公園課	自然公園法第 20 条第 3 項第 3 号の規定による区域の指定に関すること。	自然環境局長	
210	国立公園課	自然公園法第 20 条第 3 項第 6 号及び第 21 条第 3 項第 1 号の規定による湖沼又は湿原の指定に関すること。	自然環境局長	
211	国立公園課	自然公園法第 20 条第 3 項第 8 号の規定による物の指定に関すること。	自然環境局長	
212	国立公園課	自然公園法第 20 条第 3 項第 11 号の規定による植物の指定に関すること。	自然環境局長	
213	国立公園課	自然公園法第 20 条第 3 項第 12 号の規定による区域及び植物の指定に関すること。	自然環境局長	
214	国立公園課	自然公園法第 20 条第 3 項第 13 号の規定による動物の指定に関すること。	自然環境局長	
215	国立公園課	自然公園法第 20 条第 3 項第 14 号の規定による区域及び動物の指定に関すること。	自然環境局長	
216	国立公園課	自然公園法第 20 条第 3 項第 16 号及び第 21 条第 3 項第 1 号の規定による区域及び期間の指定に関すること。	自然環境局長	
217	国立公園課	自然公園法第 20 条第 3 項第 17 号の規定による区域の指定に関すること。	自然環境局長	
218	国立公園課	自然公園法第 20 条第 5 項の規定による国定公園の特別地域に係る環境省令で定める行為の許可の協議に関すること。	自然環境局長	
219	国立公園課	自然公園法第 21 条第 1 項の規定による国立公園の特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更に関すること。	自然環境局長	
220	国立公	自然公園法第 21 条第 3 項の規定による特別保護	自然環境局	

	園課	地区内における行為の許可に関する事。	長	
221	国立公園課	自然公園法第 21 条第 5 項の規定による国定公園の特別保護地区に係る環境省令で定める行為の許可の協議に関する事。	自然環境局長	
222	国立公園課	自然公園法第 22 条第 1 項の規定による国立公園の海域公園地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更に関する事。	自然環境局長	
223	国立公園課	自然公園法第 22 条第 3 項の規定による海域公園地区内における行為の許可に関する事。	自然環境局長	
224	国立公園課	自然公園法第 22 条第 3 項第 2 号の規定による区域及び捕獲等を規制する動植物の指定に関する事。	自然環境局長	
225	国立公園課	自然公園法第 22 条第 3 項第 7 号の規定による区域及び期間の指定に関する事。	自然環境局長	
226	国立公園課	自然公園法第 22 条第 5 項の規定による国定公園の海域公園地区に係る環境省令で定める行為の許可の協議に関する事。	自然環境局長	
227	国立公園課	自然公園法第 23 条第 1 項の規定による国立公園の利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更に関する事。	自然環境局長	
228	国立公園課	自然公園法第 23 条第 3 項の規定による期間の指定に関する事。	自然環境局長	
229	国立公園課	自然公園法第 23 条第 3 項第 7 号の規定による国立公園の利用調整地区における立入りの許可に関する事。	自然環境局長	
230	国立公園課	自然公園法第 24 条第 3 項及び第 7 項の規定による国立公園の利用調整地区における立入りの認定に関する事。	自然環境局長	
231	国立公園課	自然公園法第 25 条第 1 項の規定による国立公園における指定認定機関の指定に関する事。	事務次官	
232	国立公	自然公園法第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定によ	自然環境局	

	園課	る認定関係事務の実施に関する規程の認可並びに事業計画及び収支予算の認可又はその変更に関すること。	長	
233	国立公園課	自然公園法第 27 条第 4 項の規定による認定関係事務の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可に関すること。	自然環境局長	
234	国立公園課	自然公園法第 29 条第 1 項の規定による指定認定機関に対して行う監督上必要な命令で重要なものに関すること。	事務次官	
235	国立公園課	自然公園法第 29 条第 1 項の規定による指定認定機関に対して行う監督上必要な命令で軽易なものに関すること。	自然環境局長	
236	国立公園課	自然公園法第 29 条第 2 項又は第 3 項の規定による指定認定機関の指定の取消しに関すること。	事務次官	
237	国立公園課	自然公園法第 30 条第 1 項の規定による指定認定機関に対する報告徴収等に関すること。	自然環境局長	
238	国立公園課	自然公園法第 34 条第 1 項の規定による行為の中止命令に関すること。	自然環境局長	
239	国立公園課	自然公園法第 34 条第 1 項の規定による原状回復等の命令で重要なものに関すること。	事務次官	
240	国立公園課	自然公園法第 34 条第 1 項の規定による原状回復等の命令で軽易なものに関すること。	自然環境局長	
241	国立公園課	自然公園法第 34 条第 2 項の規定による原状回復等で重要なものに関すること。	事務次官	
242	国立公園課	自然公園法第 34 条第 2 項の規定による原状回復等で軽易なものに関すること。	自然環境局長	
243	国立公園課	自然公園法第 35 条の規定による報告徴収等に関すること。	自然環境局長	
244	国立公園課	自然公園法第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定による国立公園の集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更に関すること。	自然環境局長	

245	国立公園課	自然公園法第38条第1項の規定による国立公園に関する生態系維持回復計画の決定、廃止及び変更に関すること。	自然環境局長	
246	国立公園課	自然公園法第38条第1項及び第5項の規定による国立公園に関する生態系維持回復事業計画の決定、廃止及び変更に当たっての中央環境審議会の意見聴取に関すること。	自然環境局長	
247	国立公園課	自然公園法第39条第2項及び第3項の規定による国立公園に関する生態系維持回復事業の実施の確認及び認定に関すること。	自然環境局長	
248	国立公園課	自然公園法第39条第6項の規定による国立公園に関する生態系維持回復事業の変更の確認及び認定に関すること。	自然環境局長	
249	国立公園課	自然公園法第40条の規定による国立公園に関する生態系維持回復事業の認定の取消しに関すること。	事務次官	
250	国立公園課	自然公園法第42条の規定による報告徴収に関すること。	自然環境局長	
251	国立公園課	自然公園法第43条第1項の規定による風景地保護協定の締結に関すること。	自然環境局長	
252	国立公園課	自然公園法第43条第4項（同法第47条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定の締結の同意に関すること。	自然環境局長	
253	国立公園課	自然公園法第43条第5項（同法第47条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定の認可及びその変更に関すること。	自然環境局長	
254	国立公園課	自然公園法第49条第1項の規定による公園管理団体の指定に関すること。	自然環境局長	
255	国立公園課	自然公園法第52条の規定による公園管理団体に係る改善命令に関すること。	自然環境局長	
256	国立公	自然公園法第53条第1項の規定による公園管	事務次官	

	園課	理団体の指定の取消しに関する事。		
257	国立公園課	自然公園法第 54 条の規定による情報の提供又は指導及び助言に関する事。	自然環境局長	
258	国立公園課	自然公園法第 62 条の規定による実地調査に関する事。	自然環境局長	
259	国立公園課	自然公園法第 64 条の規定による損失の補償に関する事。	自然環境局長	大臣官房 会計課長
260	国立公園課	自然公園法第 67 条第 1 項の規定による区域の指定等の協議に関する事。	自然環境局長	
261	国立公園課	自然公園法第 67 条第 3 項の規定による国立公園事業の執行の協議に関する事。	自然環境局長	
262	国立公園課	自然公園法第 68 条第 1 項の規定による国の機関が行う行為についての協議に関する事。	自然環境局長	
263	国立公園課	自然公園法第 68 条第 2 項の規定による国定公園の特別地域、特別保護地区又は海域公園地区に係る国の機関が行う環境省令で定める行為の協議の協議に関する事。	自然環境局長	
264	国立公園課	自然公園法第 68 条第 4 項の規定による国の機関が行う行為についての協議の求めに関する事。	自然環境局長	
265	国立公園課	自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）附則第 3 項の規定による環境大臣の権限に属する事務のうち都道府県の知事が行う指定区域の指定に関する事。	事務次官	
266	国立公園課 自然環境整備課	自然公園法第 80 条の規定による報告の徴収等に関する事。	自然環境局長	
267	国立公園課	自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条第 35 項の規定による国立公園に係る基準の特例に関する事。	自然環境局長	

268	国立公園課	自然公園法施行規則第 11 条の 2 の規定による土地所有者等との協議に関すること。	自然環境局長	
269	国立公園課	自然公園法施行規則第 11 条の 3 第 3 号の規定による指定湿地の指定又は指定世界遺産区域の指定に関すること。	事務次官	
270	国立公園課	自然公園法施行規則第 12 条第 27 の 5 号の規定による地域の指定に関すること。	自然環境局長	
271	国立公園課	自然公園法施行規則第 13 条の 4 の規定による土地所有者等との協議に関すること。	自然環境局長	
272	国立公園課	景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 9 条第 5 項の規定による景観計画の協議に関すること。	自然環境局長	
273	国立公園課	エコツーリズム推進法（平成 19 年法律第 105 号）第 6 条第 2 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）及び第 3 項の規定による全体構想の認定に関すること。	自然環境局長	
274	国立公園課	エコツーリズム推進法第 6 条第 4 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による全体構想の認定の公表に関すること。	自然環境局長	
275	国立公園課	エコツーリズム推進法第 6 条第 6 項の規定による全体構想の認定の取消しに関すること。	事務次官	
276	国立公園課	エコツーリズム推進法第 11 条の規定による協議会の活動状況の公表に関すること。	自然環境局長	
277	国立公園課	エコツーリズム推進法第 12 条の規定による協議会の活動状況に関する報告の徴収に関すること。	自然環境局長	
278	自然環境整備課	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 13 条第 1 項の規定による協議に関すること。	自然環境局長	
279	自然環境整備課	温泉法第 13 条第 2 項の規定による関係都府県の利害関係者の意見聴取に関すること。	自然環境局長	
280	自然環	温泉法第 29 条の規定による温泉利用施設の整備	自然環境局	

	境整備課	及び環境の改善に必要な地域（国民保養温泉地）の指定に関する事。	長	
281	自然環境整備課	温泉法第 29 条の規定による温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域（国民保養温泉地）の変更に関する事。	自然環境局長	
282	自然環境整備課	温泉法第 30 条の規定による施設等の改善の指示に関する事。	自然環境局長	
283	自然環境整備課	温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）第 21 条に規定する温泉地計画に関する事。	自然環境局長	
284	自然環境整備課	自然公園法第 10 条第 1 項の規定による国立公園事業の執行に関する事。	自然環境局長	
285	自然環境整備課	自然環境保全法第 16 条第 1 項の規定による原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関する事。	自然環境局長	
286	自然環境整備課	自然環境保全法第 24 条第 1 項の規定による自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関する事。	自然環境局長	
287	野生生物課	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下この表において「種の保存法」という。）第 4 条第 7 項の規定による政令の制定等の立案に当たっての野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見聴取に関する事。	自然環境局長	
288	野生生物課	種の保存法第 5 条第 1 項及び第 6 項の規定による緊急指定種の指定及び指定の解除に関する事。	自然環境局長	
289	野生生物課	種の保存法第 5 条第 2 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による緊急指定種の指定及び指定の解除に当たっての関係行政機関の長への協議に関する事。	自然環境局長	
290	野生生物課	種の保存法第 6 条第 1 項（同条第 4 項において準	事務次官	

	物課	用する場合を含む。)の規定による希少野生動植物種保存基本方針の案の作成又は変更に当たっての中央環境審議会の意見聴取に関する事		
291	野生生物課	種の保存法第6条第5項の規定による国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する事	自然環境局長	
292	野生生物課	種の保存法第11条第1項及び第3項の規定による措置命令並びに同条第2項の規定による個体の譲渡し等その他の措置の実施及び費用の負担に関する事	事務次官	
293	野生生物課	種の保存法第11条第5項の規定による農林水産大臣との協議に関する事	自然環境局長	
294	野生生物課	種の保存法第12条第2項(第13条第4項及び第20条第12項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令の制定等の立案に当たっての協議に関する事	自然環境局長	
295	野生生物課	種の保存法第13条第1項の規定による譲渡し等の許可に関する事	自然環境局長	
296	野生生物課	種の保存法第14条第1項及び第3項の規定による措置命令並びに同条第2項の規定による個体等の譲渡し等その他の措置の実施及び費用の負担に関する事	事務次官	
297	野生生物課	種の保存法第16条第2項の規定による措置命令及び同条第3項の規定による個体等の返送及び費用の負担に関する事	事務次官	
298	野生生物課	種の保存法第18条の規定による措置命令に関する事	事務次官	
299	野生生物課	種の保存法第19条第1項の規定による報告の徴収等に関する事	自然環境局長	
300	野生生物課	種の保存法第20条第1項の規定による登録、同条第3項(同法第20条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第8項の規定による登録票の交付、同条第6項及び第7項の規定による変更登録、同条第9項の規定による登録票の書換交付並	自然環境局長	

		びに同条第 10 項（同法第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による登録票の再交付に関すること。		
301	野生生物課	種の保存法第 20 条の 2 第 1 項の規定による登録の更新に関すること。	自然環境局長	
302	野生生物課	種の保存法第 20 条の 3 第 1 項の規定による事前登録及び同条第 3 項の規定による事前登録済証の交付に関すること。	自然環境局長	
303	野生生物課	種の保存法第 20 条の 4 の規定による事前登録を受けた者に対する禁止、命令及び報告の徴収に関すること。	自然環境局長	
304	野生生物課	種の保存法第 22 条第 3 項の規定による登録票の還付に関すること。	野生生物課長	
305	野生生物課	種の保存法第 22 条の 2 の規定による個体等の登録等の取消しに関すること。	事務次官	
306	野生生物課	種の保存法第 23 条第 1 項の規定による個体等登録機関の登録に関すること。	自然環境局長	
307	野生生物課	種の保存法第 24 条第 5 項の規定による個体等登録関係事務の実施に関する規程の認可及び変更の認可並びに同条第 9 項の規定による個体等登録関係事務の休止又は廃止に関する許可に関すること。	自然環境局長	
308	野生生物課	種の保存法第 26 条第 1 項から第 3 項までの規定による命令等並びに同条第 4 項及び第 5 項の規定による機関登録の取消し等に関すること。	事務次官	
309	野生生物課	種の保存法第 27 条第 1 項（同法第 33 条の 22 及び第 33 条の 33 において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収等に関すること。	自然環境局長	
310	野生生物課	種の保存法第 30 条第 3 項（同条第 6 項及び第 33 条の 5 において準用する場合を含む。）の規定による公表に関すること。	野生生物課長	
311	野生生物	種の保存法第 32 条第 1 項（同条第 3 項において準	自然環境局	

	物課	用する場合を含む。)の規定による指示に関する こと。	長	
312	野生生物課	種の保存法第 32 条第 2 項(同条第 3 項において準 用する場合を含む。)の規定による業務停止命令 に関すること。	事務次官	
313	野生生物課	種の保存法第 33 条第 1 項(同条第 2 項及び第 33 条の 5 において準用する場合も含む。)の規定に よる報告の徴収等に関すること。	自然環境局 長	
314	野生生物課	種の保存法第 33 条の 4 第 1 項の規定による指示 に関すること。	自然環境局 長	
315	野生生物課	種の保存法第 33 条の 4 第 2 項の規定による業務 停止命令に関すること。	事務次官	
316	野生生物課	種の保存法第 33 条の 6 第 1 項の規定による登録、 同条第 4 項(同法第 33 条の 10 第 2 項において準 用する場合を含む。)及び第 33 条の 7 第 2 項の規 定による特別国際種事業者登録簿への登録並びに 第 33 条の 6 第 5 項(同法第 33 条の 10 第 2 項に おいて準用する場合を含む。)及び第 7 項(同法第 33 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による通知に関すること。	自然環境局 長	
317	野生生物課	種の保存法第 33 条の 8 第 1 項の規定による公表 に関すること。	野生生物課 長	
318	野生生物課	種の保存法第 33 条の 10 第 1 項の規定による登録 の更新に関すること。	自然環境局 長	
319	野生生物課	種の保存法第 33 条の 12 及び第 33 条の 13 の規定 による命令並びに同条の規定による取消しに関す ること。	事務次官	
320	野生生物課	種の保存法第 33 条の 14 第 1 項及び同条第 2 項の 規定による報告の徴収等に関すること。	自然環境局 長	
321	野生生物課	種の保存法第 33 条の 15 第 1 項の規定による事業 登録機関の登録に関すること。	自然環境局 長	
322	野生生物課	種の保存法第 33 条の 16 第 5 項の規定による事業	自然環境局	

	物課	登録関係事務の実施に関する規程の認可及び変更の認可並びに同条第9項の規定による事業登録関係事務の休止又は廃止に関する許可に関する事 こと。	長	
323	野生生物課	種の保存法第33条の18第1項から第3項までの規定による命令等並びに同条第4項及び第5項の規定による機関登録の取消し等に関する事 こと。	事務次官	
324	野生生物課	種の保存法第33条の23第6項の規定による管理票の作成の禁止に関する事 こと。	事務次官	
325	野生生物課	種の保存法第33条の25第1項の規定による認定及び同条第3項の規定による標章の交付に関する事 こと。	自然環境局長	
326	野生生物課	種の保存法第33条の26第1項の規定による認定機関の登録に関する事 こと。	自然環境局長	
327	野生生物課	種の保存法第33条の27第5項の規定による認定関係事務の実施に関する規程の認可及び変更の認可並びに同条第9項の規定による認定関係事務の休止又は廃止に関する許可に関する事 こと。	自然環境局長	
328	野生生物課	種の保存法第33条の29第1項から第3項までの規定による命令等並びに同条第4項及び第5項の規定による機関登録の取消し等に関する事 こと。	事務次官	
329	野生生物課	種の保存法第36条第1項及び第10項並びに第37条第1項及び第2項の規定による生息地等保護区及び管理地区の指定、指定の変更及び指定の解除並びに第36条第3項の規定による生息地等保護区の指定の期間の設定に関する事 こと。	自然環境局長	
330	野生生物課	種の保存法第36条第4項（同条第11項及び第37条第3項において準用する場合を含む。）の規定による生息地等保護区等の指定、指定の変更及び指定の解除に当たっての中央環境審議会の意見聴取に関する事 こと。	自然環境局長	
331	野生生物課	種の保存法第36条第4項（同条第11項及び第37条第3項において準用する場合を含む。）の規定による生息地等保護区等の指定、指定の変更及び	自然環境局長	

		指定の解除に当たっての関係行政機関の長への協議及び関係地方公共団体の意見聴取に関すること。		
332	野生生物課	種の保存法第 36 条第 5 項（同法第 37 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び案等の縦覧に関すること。	自然環境局長	
333	野生生物課	種の保存法第 36 条第 7 項（同法第 37 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催に関すること。	自然環境局長	
334	野生生物課	種の保存法第 37 条第 9 項第 3 号の規定による木竹の伐採方法等に関する農林水産大臣との協議に関すること。	自然環境局長	
335	野生生物課	種の保存法第 38 条第 1 項及び第 3 項の規定による立入制限地区の指定、指定の変更及び指定の解除に関すること。	自然環境局長	
336	野生生物課	種の保存法第 38 条第 2 項の規定による立入制限地区の指定に当たっての土地の所有者等の同意及び関係行政機関の長への協議に関すること。	自然環境局長	
337	野生生物課	種の保存法第 40 条第 1 項の規定による指示に関すること。	自然環境局長	
338	野生生物課	種の保存法第 40 条第 2 項の規定による原状回復等の命令及び同条第 3 項の規定による費用の負担に関すること。	事務次官	
339	野生生物課	種の保存法第 41 条の規定による報告の徴収等に関すること。	自然環境局長	
340	野生生物課	種の保存法第 44 条の規定による損失の補償に関すること。	自然環境局長	大臣官房 会計課長
341	野生生物課	種の保存法第 45 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による保護増殖事業計画の策定及び変更に関すること。	自然環境局長	
342	野生生物課	種の保存法第 45 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による保護増殖事業	自然環境局長	

		計画の策定及び変更に当たっての中央環境審議会の意見聴取に関する事。		
343	野生生物課	種の保存法第 46 条第 2 項の規定による保護増殖事業の確認並びに同条第 3 項の規定による認定及び同条第 4 項の規定によるその旨の公示に関する事。	自然環境局長	
344	野生生物課	種の保存法第 47 条第 4 項の規定による報告徴収に関する事。	自然環境局長	
345	野生生物課	種の保存法第 48 条第 2 項及び第 3 項の規定による保護増殖事業の確認及び認定の取消しに関する事。	事務次官	
346	野生生物課	種の保存法第 48 条の 2 第 1 項の規定による土地への立入り等、同条第 2 項の規定による通知等及び同条第 5 項の規定による通知内容の掲示に関する事。	自然環境局長	
347	野生生物課	種の保存法第 48 条の 3 の規定による損失の補償に関する事。	自然環境局長	大臣官房 会計課長
348	野生生物課	種の保存法第 48 条の 4 第 1 項の規定による認定に関する事。	自然環境局長	
349	野生生物課	種の保存法第 48 条の 5 第 1 項の規定による変更の認定に関する事。	自然環境局長	
350	野生生物課	種の保存法第 48 条の 6 第 1 項の規定による認定の更新に関する事。	自然環境局長	
351	野生生物課	種の保存法第 48 条の 8 の規定による命令に関する事。	事務次官	
352	野生生物課	種の保存法第 48 条の 9 の規定による取消しに関する事。	事務次官	
353	野生生物課	種の保存法第 48 条の 11 第 1 項の規定による報告の徴収等に関する事。	自然環境局長	
354	野生生物課	種の保存法第 50 条に規定する希少野生動植物種保存取締官に関する事。	自然環境局長	

355	野生生物課	種の保存法第 51 条の規定による希少野生動植物種保存推進員の委嘱及び解嘱に関する事	自然環境局長	
356	野生生物課	種の保存法第 52 条の規定による負担金の納付命令等に関する事	事務次官	
357	野生生物課	種の保存法第 54 条第 2 項の規定による国の機関等の協議に関する事	自然環境局長	
358	野生生物課	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 17 号）第 7 条第 1 項第 2 号の規定による認定書の交付に関する事	自然環境局長	
359	野生生物課	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下この表において「鳥獣保護管理法」という。）第 2 条第 10 項の規定による公聴会の開催に関する事	自然環境局長	
360	野生生物課	鳥獣保護管理法第 2 条第 10 項の規定による農林水産大臣との協議に関する事	自然環境局長	
361	野生生物課	鳥獣保護管理法第 2 条第 10 項の規定による中央環境審議会への意見聴取に関する事	自然環境局長	
362	野生生物課	鳥獣保護管理法第 3 条第 1 項の規定による基本指針の制定に関する事	事務次官	
363	野生生物課	鳥獣保護管理法第 3 条第 3 項の規定による基本指針の制定又は変更に当たっての農林水産大臣との協議に関する事	自然環境局長	
364	野生生物課	鳥獣保護管理法第 3 条第 3 項の規定による基本指針の制定又は変更に当たっての中央環境審議会への意見聴取に関する事	自然環境局長	
365	野生生物課	鳥獣保護管理法第 6 条の規定による都道府県知事に対する助言に関する事	自然環境局長	
366	野生生物課	鳥獣保護管理法第 7 条の 3 第 1 項の規定による希少鳥獣保護計画の策定に関する事	自然環境局長	

367	野生生物課	鳥獣保護管理法第7条の3第3項の規定による希少鳥獣保護計画の策定又は変更にあたっての中央環境審議会への意見聴取に関する事。	自然環境局長	
368	野生生物課	鳥獣保護管理法第7条の3第5項において読み替えて準用する第7条第5項の規定による希少鳥獣保護計画の策定又は変更にあたっての利害関係人への意見聴取に関する事。	自然環境局長	
369	野生生物課	鳥獣保護管理法第7条の3第5項において読み替えて準用する第7条第7項の規定による希少鳥獣保護計画の策定又は変更にあたっての関係地方公共団体との協議に関する事。	自然環境局長	
370	野生生物課	鳥獣保護管理法第7条の4第1項の規定による特定希少鳥獣管理計画の策定に関する事。	自然環境局長	
371	野生生物課	鳥獣保護管理法第7条の4第3項において読み替えて準用する第7条第5項の規定による特定希少鳥獣保護管理計画の策定又は変更にあたっての利害関係人への意見聴取に関する事。	自然環境局長	
372	野生生物課	鳥獣保護管理法第7条の4第3項において読み替えて準用する第7条第7項の規定による特定希少鳥獣保護管理計画の策定又は変更にあたっての関係地方公共団体との協議に関する事。	自然環境局長	
373	野生生物課	鳥獣保護管理法第7条の4第3項において準用する第7条の3第3項の規定による特定希少鳥獣保護管理計画の策定又は変更にあたっての中央環境審議会への意見聴取に関する事。	自然環境局長	
374	野生生物課	鳥獣保護管理法第9条第8項の規定による法人の指定に関する事。	自然環境局長	
375	野生生物課	鳥獣保護管理法第10条1項の規定による措置命令に関する事。	事務次官	
376	野生生物課	鳥獣保護管理法第11条第3項において準用する第3条第3項の規定による農林水産大臣との協議に関する事。	自然環境局長	
377	野生生物課	鳥獣保護管理法第11条第3項において準用する	自然環境局	

	物課	第3条第3項の規定による中央環境審議会への意見聴取に関すること。	長	
378	野生生物課	鳥獣保護管理法第12条第6項において準用する第2条第10項の規定による公聴会の開催に関すること。	自然環境局長	
379	野生生物課	鳥獣保護管理法第12条第6項において準用する第2条第10項の規定による農林水産大臣との協議に関すること。	自然環境局長	
380	野生生物課	鳥獣保護管理法第12条第6項において準用する第2条第10項の規定による中央環境審議会への意見聴取に関すること。	自然環境局長	
381	野生生物課	鳥獣保護管理法第13条第2項において準用する第3条第3項の規定による農林水産大臣との協議に関すること。	自然環境局長	
382	野生生物課	鳥獣保護管理法第13条第2項において準用する第3条第3項の規定による中央環境審議会への意見聴取に関すること。	自然環境局長	
383	野生生物課	鳥獣保護管理法第15条第1項の規定による指定猟法禁止区域の指定に関すること。	自然環境局長	
384	野生生物課	鳥獣保護管理法第15条第10項の規定による措置命令に関すること。	事務次官	
385	野生生物課	鳥獣保護管理法第16条第3項の規定による農林水産大臣又は経済産業大臣への協議に関すること。	自然環境局長	
386	野生生物課	鳥獣保護管理法第25条第6項の規定による措置命令に関すること。	事務次官	
387	野生生物課	鳥獣保護管理法第28条第1項及び第8項の規定による鳥獣保護区の指定及び指定の解除に関すること。	自然環境局長	
388	野生生物課	鳥獣保護管理法第28条第3項（同法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定による関係地方行政機関との協議に関すること。	自然環境局長	

389	野生生物課	鳥獣保護管理法第 28 条第 4 項（同法第 29 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による案の縦覧に關すること。	自然環境局長	
390	野生生物課	鳥獣保護管理法第 28 条第 6 項（同法第 29 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催に關すること。	自然環境局長	
391	野生生物課	鳥獣保護管理法第 28 条第 9 項において準用する第 3 条第 3 項の規定による農林水産大臣への協議に關すること。	自然環境局長	
392	野生生物課	鳥獣保護管理法第 28 条第 9 項において準用する第 3 条第 3 項の規定による中央環境審議会への意見聴取に關すること。	自然環境局長	
393	野生生物課	鳥獣保護管理法第 28 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定による保全事業の執行の協議に關すること。	自然環境局長	
394	野生生物課	鳥獣保護管理法第 29 条第 1 項及び第 3 項の規定による特別保護地区の指定及び指定の解除に關すること。	自然環境局長	
395	野生生物課	鳥獣保護管理法第 29 条第 4 項において準用する第 3 条第 3 項の規定による農林水産大臣への協議に關すること。	自然環境局長	
396	野生生物課	鳥獣保護管理法第 29 条第 4 項において準用する第 3 条第 3 項の規定による中央環境審議会への意見聴取に關すること。	自然環境局長	
397	野生生物課	鳥獣保護管理法第 29 条第 4 項において読み替えて準用する第 12 条第 4 項及び第 29 条第 5 項において読み替えて準用する第 12 条第 4 項の規定による協議に關すること。	自然環境局長	
398	野生生物課	鳥獣保護管理法第 29 条第 6 項の規定による農林水産大臣への協議に關すること。	自然環境局長	
399	野生生物課	鳥獣保護管理法第 29 条第 7 項第 4 号の規定による区域の指定に關すること。	自然環境局長	

400	野生生物課	鳥獣保護管理法第 30 条第 1 項の規定による指示に関すること。	自然環境局長	
401	野生生物課	鳥獣保護管理法第 30 条第 2 項の規定による措置命令及び同条第 3 項の規定による費用の負担に関すること。	事務次官	
402	野生生物課	鳥獣保護管理法第 32 条の規定による損失の補償に関すること。	自然環境局長	大臣官房 会計課長
403	野生生物課	鳥獣保護管理法第 37 条第 10 項の規定による措置命令に関すること。	事務次官	
404	野生生物課	鳥獣保護管理法第 73 条第 1 項の規定による猟区の維持管理事務の受託者の指定及び中央環境審議会の意見聴取に関すること。	自然環境局長	
405	野生生物課	鳥獣保護管理法第 75 条第 1 項から第 3 項までの規定による報告徴収等に関すること。	自然環境局長	
406	野生生物課	鳥獣保護管理法第 75 条の 2 の規定による公務所等への照会に関すること。	自然環境局長	
407	野生生物課	鳥獣保護管理法第 77 条に規定する取締りに従事する職員に関すること。	自然環境局長	
408	野生生物課	鳥獣保護管理法第 79 条第 1 項の規定による指示に関すること。	事務次官	
409	野生生物課	鳥獣保護管理法第 80 条第 2 項において準用する第 3 条第 3 項の規定による農林水産大臣との協議に関すること。	自然環境局長	
410	野生生物課	鳥獣保護管理法第 80 条第 2 項において準用する第 3 条第 3 項の規定による中央環境審議会への意見聴取に関すること。	自然環境局長	
411	野生生物課	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 391 号）第 2 条第 6 号の規定による鳥獣の営巣に影響を及ぼすおそれのある観察方法の定めに関すること。	自然環境局長	
412	野生生物課	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する	自然環境局	

	物課	法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 11 条第 2 項の規定による必要な参考資料の認定に関する事。	長	
413	野生生物課	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下この表において「カルタヘナ法」という。）第 4 条第 1 項の規定による第一種使用規程の承認に関する事。	自然環境局長	
414	野生生物課	カルタヘナ法第 4 条第 4 項（同法第 9 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による学識経験者の意見聴取に関する事。	自然環境局長	
415	野生生物課	カルタヘナ法第 5 条第 1 項（同法第 9 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による第一種使用規程の修正の指示に関する事。	自然環境局長	
416	野生生物課	カルタヘナ法第 5 条第 2 項（同法第 9 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による期間の指定に関する事。	自然環境局長	
417	野生生物課	カルタヘナ法第 5 条第 2 項（同法第 9 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による第一種使用規程の承認申請の却下に関する事。	自然環境局長	
418	野生生物課	カルタヘナ法第 5 条第 3 項（同法第 9 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による第一種使用規程の承認の拒否に関する事。	自然環境局長	
419	野生生物課	カルタヘナ法第 6 条第 2 項（同法第 9 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による情報提供の求めに関する事。	自然環境局長	
420	野生生物課	カルタヘナ法第 7 条第 1 項（同法第 9 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による第一種使用規程の変更及び廃止に関する事。	自然環境局長	
421	野生生物課	カルタヘナ法第 7 条第 2 項（同法第 9 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による学識経験者の意見聴取に関する事。	自然環境局長	
422	野生生物課	カルタヘナ法第 8 条第 1 項（同法第 9 条第 4 項に	自然環境局長	

	物課	において準用する場合を含む。)の規定による第一種使用規程の公表に関すること。	長	
423	野生生物課	カルタヘナ法第9条第1項の規定による第一種使用規程の承認に関すること。	自然環境局長	
424	野生生物課	カルタヘナ法第10条第1項及び第2項の規定による措置命令に関すること。	事務次官	
425	野生生物課	カルタヘナ法第11条第2項の規定による事故時の措置命令に関すること。	事務次官	
426	野生生物課	カルタヘナ法第13条第1項の規定による拡散防止措置の確認に関すること。	自然環境局長	
427	野生生物課	カルタヘナ法第14条第1項及び第2項の規定による措置命令に関すること。	事務次官	
428	野生生物課	カルタヘナ法第15条第2項の規定による事故時の措置命令に関すること。	事務次官	
429	野生生物課	カルタヘナ法第26条第2項の規定による措置命令に関すること。	事務次官	
430	野生生物課	カルタヘナ法第29条の規定による措置命令に関すること。	事務次官	
431	野生生物課	カルタヘナ法第30条の規定による報告の徴収に関すること。	自然環境局長	
432	野生生物課	カルタヘナ法第31条第1項の規定による立入検査等に関すること。	自然環境局長	
433	野生生物課	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)第10条の規定による専門の学識経験を有する者の選定並びに名簿の作成及び公表に関すること。	自然環境局長	
434	野生生物課	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下この表において「外来生物法」という。)第2条第3項	自然環境局長	

		の規定による学識経験者の意見聴取に関すること。		
435	野生生物課	外来生物法第5条第1項の規定による飼養等の許可に関すること。	自然環境局長	
436	野生生物課	外来生物法第6条第1項の規定による措置命令及び同条第2項の規定による飼養等に関する許可の取消しに関すること。	事務次官	
437	野生生物課	外来生物法第10条第1項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。	自然環境局長	
438	野生生物課	外来生物法第11条第2項の規定による関係都道府県の意見聴取に関すること。	自然環境局長	
439	野生生物課	外来生物法第13条の規定による土地への立入り等に関すること。	自然環境局長	
440	野生生物課	外来生物法第14条の規定による損失の補償に関すること。	自然環境局長	大臣官房 会計課長
441	野生生物課	外来生物法第17条の規定による負担金の納付命令等に関すること。	事務次官	
442	野生生物課	外来生物法第18条の規定による防除の確認及び認定に関すること。	自然環境局長	
443	野生生物課	外来生物法第19条の規定による報告徴収に関すること。	自然環境局長	
444	野生生物課	外来生物法第20条第2項及び第3項の規定による確認及び認定の取消しに関すること。	事務次官	
445	野生生物課	外来生物法第22条(第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定による未判定外来生物の判定に関すること。	事務次官	
446	野生生物課	外来生物法第26条に規定する特定外来生物被害防止取締官に関すること。	自然環境局長	
447	野生生物課	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成17年農林水産省・環境	自然環境局長	

		省令第 2 号。以下この表において「外来生物法施行規則」という。) 第 4 条第 3 項及び第 5 項の規定による許可証の交付又は再交付に関すること。		
448	野生生物課	外来生物法施行規則第 4 条第 9 項の規定による許可証の写しの交付に関すること。	自然環境局長	
449	野生生物課	保険業法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 38 号) 附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する保険業法(平成 7 年法律第 105 号) 第 121 条第 3 項による保険計理人に対する説明及び意見の要求に関すること。	自然環境局長	
450	野生生物課	保険業法の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する保険業法第 122 条による特定認可保険業者に対する保険計理人の解任の命令に関すること。	自然環境局長	
451	野生生物課	保険業法の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する保険業法第 123 条第 1 項による特定認可保険業者に対する変更の認可に関すること。	自然環境局長	
452	野生生物課	保険業法の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する保険業法第 131 条による特定認可保険業者に対する変更の命令に関すること。	自然環境局長	
453	野生生物課	保険業法の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する保険業法第 132 条第 1 項による特定認可保険業者に対する業務改善命令に関すること。	自然環境局長	
454	野生生物課	保険業法の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する保険業法第 133 条による特定認可保険業者に対する業務停止命令、理事又は監事の解任又は認可の取消しに関すること。	事務次官	
455	野生生物課	保険業法の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する保険業法第 272 条の 22 による特定認可保険業者に対する報告又は資料の提出の要求に関すること。	自然環境局長	

456	野生生物課	保険業法の一部を改正する法律附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第272条の27による特定認可保険業者に対する認可の取消しに関すること。	事務次官	
-----	-------	--	------	--

別表第 9（環境再生・資源循環局）

事項 番号	主管課等	専 決 事 項	専 決 者	合 議 者
1	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第 9 条の 2 の 2 第 2 項の規定によるあっせん又は調停に関する事。こと。	環境再生・ 資源循環局 長	
2	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第 9 条の 2 の 3 第 1 項の規定による組合員以外の者の事業の利用の認可に関する事。こと。	環境再生・ 資源循環局 長	
3	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第 9 条の 6 の 2 の規定による責任共済等に関する共済規程の認可に関する事。こと。	環境再生・ 資源循環局 長	
4	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第 27 条の 2 第 1 項の規定による組合の設立の認可に関する事。こと。	環境再生・ 資源循環局 長	
5	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第 48 条の規定による組合の総会の招集の承認に関する事。こと。	環境再生・ 資源循環局 長	
6	廃 棄 物 適 正 処	組合法第 51 条第 2 項の規定による組合の定款変更の認可で重要なものに関する事。こと。	環境再生・ 資源循環局	大臣官房 総務課長

	理 推 進 課 廃 棄 物 規制課		長	
7	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第 51 条第 2 項の規定による組合の定款変更の認可に関する事（前号に掲げるものを除く。）。)	環境再生・資源循環局長	
8	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第 62 条第 4 項の規定による組合の解散の認可に関する事。	環境再生・資源循環局長	
9	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第 66 条第 1 項の規定による組合の合併の認可に関する事。	環境再生・資源循環局長	
10	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第 105 条第 2 項又は第 105 条の 4 の規定による立入り、質問及び検査に関する事。	環境再生・資源循環局長	
11	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第 105 条の 3 の規定による報告の徴収及び資料の提出の要求に関する事。	環境再生・資源循環局長	
12	廃 棄 物 適 正 処	組合法第 106 条第 1 項の規定による命令で重要なものに関する事。	事 務 次 官	

	理 推 進 課 廃 棄 物 規制課			
13	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第106条第1項の規定による命令に関するこ と（前号に掲げるものを除く。）。	環境再生・ 資源循環局 長	
14	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第106条第2項の規定による解散命令に関す ること。	事 務 次 官	
15	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第106条の2第1項の規定による変更命令に 関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
16	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第106条の2第2項の規定による改善計画の 提出の要求又は計画変更命令に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
17	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	組合法第106条の2第2項の規定による措置命令で 重要なものに関すること。	事 務 次 官	
18	廃 棄 物 適 正 処	組合法第106条の2第2項の規定による措置命令に 関すること（前号に掲げるものを除く。）。	環境再生・ 資源循環局	

	理 推 進 課 廃 棄 物 規 制 課		長	
19	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規 制 課	組合法第106条の2第4項又は第5項の規定による認可の取消し及び命令に関すること。	事 務 次 官	
20	総務課	広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号。以下この表において「センター法」という。）第2条第2項の規定による指定に関すること。	事 務 次 官	
21	総務課	センター法第2条第2項の規定による指定の変更で重要なものに関すること。	事 務 次 官	
22	総務課	センター法第2条第2項の規定による指定の変更に関すること（前項に掲げるものを除く。）。	環境再生・ 資源循環局 長	
23	総務課	センター法第6条第2項の規定による定款の変更の認可に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
24	総務課	センター法第10条の規定による設立の認可に関すること。	事 務 次 官	
25	総務課	センター法第20条第3項の規定による基本計画の認可に関すること。	事 務 次 官	
26	総務課	センター法第29条第2項の規定による解散の認可に関すること。	事 務 次 官	
27	総務課	センター法第33条の規定による報告の徴収又は立入検査に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	

28	総務課	センター法第 34 条の規定による監督命令に関する こと。	事 務 次 官	
29	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法 律第 137 号。以下この表において「廃掃法」という。） 第 6 条の 3 第 1 項の規定による適正処理困難物の 指定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
30	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課	廃掃法第 9 条の 8 第 1 項の規定による再生利用に 係る認定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
31	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	廃掃法第 9 条の 8 第 6 項（廃掃法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定によ る再生利用に係る変更の認定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
32	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	廃掃法第 9 条の 8 第 9 項（廃掃法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定によ る再生利用に係る認定の取消しに関すること。	事 務 次 官	
33	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課	廃掃法第 9 条の 9 第 1 項の規定による広域的処理 に係る認定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
34	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	廃掃法第 9 条の 9 第 6 項（廃掃法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定によ る広域的処理に係る変更の認定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
35	廃 棄 物 適 正 処	廃掃法第 9 条の 9 第 10 項（廃掃法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定によ	事 務 次 官	

	理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	る広域的処理に係る認定の取消しに関すること。		
36	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課	廃掃法第9条の10第1項の規定による無害化処理に係る認定に関すること。	環境再生・資源循環局長	
37	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	廃掃法第9条の10第7項（廃掃法第15条の4の4第3項において準用する場合も含む。）の規定による無害化処理に係る認定の取消しに関すること。	事 務 次 官	
38	廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	廃掃法第10条第1項（廃掃法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の輸出の確認に関すること。	環境再生・資源循環局長	
39	廃 棄 物 規制課	廃掃法第13条の2第1項の規定による情報処理センターの指定に関すること。	事 務 次 官	
40	廃 棄 物 規制課	廃掃法第13条の4第1項の規定による情報処理センターの業務規程の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
41	廃 棄 物 規制課	廃掃法第13条の4第2項の規定による情報処理センターの業務規程の変更命令に関すること。	環境再生・資源循環局長	
42	廃 棄 物 規制課	廃掃法第13条の5第1項の規定による情報処理センターの事業計画書等の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
43	廃 棄 物 規制課	廃掃法第13条の10の規定による情報処理センターに対する監督命令に関すること。	事 務 次 官	

44	廃棄物 規制課	廃掃法第13条の11第1項の規定による情報処理センターの指定の取消しに関する事。	事務次官	
45	廃棄物 規制課	廃掃法第13条の12の規定による産業廃棄物適正処理推進センター（以下この表において「適正処理推進センター」という。）の指定に関する事。	事務次官	
46	廃棄物 規制課	廃掃法第13条の16の規定により準用する同法第13条の5第1項の規定による適正処理推進センターの事業計画書等の認可に関する事。	環境再生・資源循環局長	
47	廃棄物 規制課	廃掃法第13条の16の規定により準用する同法第13条の11第1項の規定による適正処理推進センターの指定の取消しに関する事。	事務次官	
48	廃棄物 規制課	廃掃法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る認定に関する事。	環境再生・資源循環局長	
49	廃棄物 規制課	廃掃法第15条の4の3第1項の規定による広域的処理に係る認定に関する事。	環境再生・資源循環局長	
50	廃棄物 規制課	廃掃法第15条の4の4第1項の規定による無害化処理に係る認定に関する事。	環境再生・資源循環局長	
51	廃棄物 規制課	廃掃法第15条の4の5第1項の規定による廃棄物の輸入の許可に関する事。	環境再生・資源循環局長	
52	廃棄物 規制課	廃掃法第15条の5第1項の規定による廃棄物処理センターの指定に関する事。	環境再生・資源循環局長	
53	廃棄物 適正処理推進課 廃棄物	廃掃法第15条の15第1項の規定による廃棄物処理センターの指定の取消しに関する事。	事務次官	

	規制課			
54	廃棄物 規制課	廃掃法第 18 条第 2 項の規定による報告の徴収に 関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
55	廃棄物 規制課	廃掃法第 19 条第 2 項の規定による立入検査に 関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
56	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	廃掃法第 19 条の 3 の規定による改善命令に 関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
57	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	廃掃法第 19 条の 4、第 19 条の 5 又は第 19 条の 6 の規定による措置命令に关すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
58	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	廃掃法第 19 条の 7 又は第 19 条の 8 の規定による生 活環境の保全上の支障の除去等の措置に关すること。	事務次官	
59	廃棄物 規制課	廃掃法第 21 条の 4 の規定による環境大臣の指示に 関すること。	事務次官	
60	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	廃掃法第 24 条の 3 第 1 項の規定による緊急時に おける報告の徴収及び立入検査に关すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
61	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に关する法律施行令(昭和 46	環境再生・	

	適正処理推進課	年政令第300号。以下この表において「廃掃法施行令」という。）第5条第2項の規定による水面埋立地における埋立処分の用に供される場所の指定に関する事。	資源循環局長	
62	廃棄物規制課	廃掃法施行令第6条第1項第3号イ（6）の規定による産業廃棄物の指定に関する事。	環境再生・資源循環局長	
63	廃棄物規制課	廃掃法施行令第7条第14号ハの規定による埋立処分の用に供される場所の指定に関する事。	環境再生・資源循環局長	
64	廃棄物適正処理推進課	廃掃法施行令第9条の規定による指定及び期間満了の日の定めに関する事。	環境再生・資源循環局長	
65	廃棄物適正処理推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下この表において「廃掃法施行規則」という。）第2条第4号、第7号及び第14号の規定による者の指定に関する事。	環境再生・資源循環局長	
66	廃棄物適正処理推進課	廃掃法施行規則第2条の3第4号及び第10号の規定による者の指定に関する事。	環境再生・資源循環局長	
67	廃棄物規制課	廃掃法施行規則第4条の12第1項の規定による利息の認可に関する事。	環境再生・資源循環局長	
68	廃棄物規制課	廃掃法施行規則第9条第4号及び第14号の規定による者の指定に関する事。	環境再生・資源循環局長	
69	廃棄物規制課	廃掃法施行規則第9条の2第4項（同令第10条の12第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による者の指定に関する事。	環境再生・資源循環局長	
70	廃棄物規制課	廃掃法施行規則第9条の2の3第1項及び第4項（同令第10条の4第9項（同令第10条の16第2	環境再生・資源循環局	

		項において準用する場合を含む。)及び第 10 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の承認及び環境大臣の求めに関する こと。	長	
71	廃棄物 規制課	廃掃法施行規則第 9 条の 2 の 7 第 1 項及び第 2 項 (同令第 10 条の 4 第 9 項(同令第 10 条の 16 第 2 項において準用する場合を含む。))及び第 10 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に よる指定の取消しに関すること。	事務次官	
72	廃棄物 規制課	廃掃法施行規則第 10 条の 3 第 4 号及び第 10 号の規 定による者の指定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
73	廃棄物 規制課	廃掃法施行規則第 10 条の 4 第 3 項(同令第 10 条の 16 第 2 項において読み替えて準用する場合を含 む。)の規定による者の指定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
74	廃棄物 規制課	廃掃法施行規則第 10 条の 11 第 6 号の規定による者 の指定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
75	廃棄物 規制課	廃掃法施行規則第 10 条の 15 第 4 号の規定による者 の指定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
76	総務課	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等 に関する法律(平成 7 年法律第 112 号。以下この表に おいて「容り法」という。)第 2 条第 6 項の規定に よる保管施設の指定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
77	総務課	容り法第 7 条の 2 第 1 項の規定による容器包装廃 棄物排出抑制推進員の委嘱に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
78	総務課	容り法第 7 条の 3 第 2 項の規定による容器包装廃 棄物の排出量等の調査及びその結果の公表に関す ること。	環境再生・ 資源循環局 長	
79	総務課	容り法第 15 条第 1 項の規定による再商品化の認定	環境再生・	

		に關すること。	資源循環局長	
80	総務課	容り法第 16 条第 1 項の規定による再商品化の認定に係る事項の変更の認定に關すること。	環境再生・資源循環局長	
81	総務課	容り法第 17 条の規定による再商品化の認定の取消しに關すること。	事務次官	
82	総務課	容り法第 18 条第 1 項の規定による特定容器又は特定包装の回収方法の認定に關すること。	環境再生・資源循環局長	
83	総務課	容り法第 18 条第 4 項の規定による特定容器又は特定包装の回収方法の認定の取消しに關すること。	事務次官	
84	総務課	容り法第 19 条の規定による特定事業者に対する指導及び助言に關すること。	環境再生・資源循環局長	
85	総務課	容り法第 20 条第 1 項の規定による特定事業者に対する勧告に關すること。	環境再生・資源循環局長	
86	総務課	容り法第 20 条第 2 項の規定による勧告に従わない特定事業者の公表に關すること。	事務次官	
87	総務課	容り法第 20 条第 3 項の規定による特定事業者に対する措置命令に關すること。	事務次官	
88	総務課	容り法第 21 条第 1 項の規定による指定法人の指定に關すること。	事務次官	
89	総務課	容り法第 23 条第 1 項の規定による指定法人の業務委託の認可に關すること。	環境再生・資源循環局長	
90	総務課	容り法第 24 条第 1 項の規定による指定法人の再商品化業務規程の認可に關すること。	環境再生・資源循環局長	

91	総務課	容リ法第 24 条第 3 項の規定による指定法人の再商品化業務規程の変更の命令に関すること。	環境再生・資源循環局長	
92	総務課	容リ法第 25 条第 1 項の規定による指定法人の事業計画書等の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
93	総務課	容リ法第 26 条の規定による指定法人の再商品化業務の休廃止の許可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
94	総務課	容リ法第 30 条第 1 項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。	環境再生・資源循環局長	
95	総務課	容リ法第 31 条の規定による指定法人に対する監督命令に関すること。	事務次官	
96	総務課	容リ法第 32 条第 1 項の規定による指定法人の指定の取消しに関すること。	事務次官	
97	総務課	容リ法第 39 条の規定による特定事業者に対する報告徴収に関すること。	環境再生・資源循環局長	
98	総務課	容リ法第 40 条第 1 項の規定による立入検査に関すること。	環境再生・資源循環局長	
99	総務課	特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号。以下この表において「家電リサイクル法」という。)第 14 条第 1 項の規定による小売業者に対する勧告に関すること。	環境再生・資源循環局長	
100	総務課	家電リサイクル法第 14 条第 2 項の規定による小売業者に対する措置命令に関すること。	事務次官	
101	総務課	家電リサイクル法第 15 条の規定による小売業者に対する指導及び助言に関すること。	環境再生・資源循環局	

			長	
102	総務課	家電リサイクル法第 16 条第 1 項の規定による小売業者に対する勧告に関する事	環境再生・資源循環局長	
103	総務課	家電リサイクル法第 16 条第 2 項の規定による小売業者に対する措置命令に関する事	事務次官	
104	総務課	家電リサイクル法第 21 条第 1 項の規定による製造業者等に対する勧告に関する事	環境再生・資源循環局長	
105	総務課	家電リサイクル法第 21 条第 2 項の規定による製造業者等に対する措置命令に関する事	事務次官	
106	総務課	家電リサイクル法第 23 条第 1 項の規定による再商品化等の認定に関する事	環境再生・資源循環局長	
107	総務課	家電リサイクル法第 24 条第 1 項の規定による再商品化等の認定に係る事項の変更の認定に関する事	環境再生・資源循環局長	
108	総務課	家電リサイクル法第 25 条の規定による再商品化等の認定の取消しに関する事	事務次官	
109	総務課	家電リサイクル法第 27 条の規定による製造業者等の引取り又は再商品化等に必要な行為の実施に関する指導及び助言に関する事	環境再生・資源循環局長	
110	総務課	家電リサイクル法第 28 条の規定による製造業者等の引取り又は再商品化等に必要な行為に関する勧告に関する事	環境再生・資源循環局長	
111	総務課	家電リサイクル法第 31 条の規定による指定引取場所に係る勧告に関する事	環境再生・資源循環局長	
112	総務課	家電リサイクル法第 32 条第 1 項の規定による指定法人の指定に関する事	事務次官	

113	総務課	家電リサイクル法第 35 条第 1 項の規定による指定法人の再商品化等業務規程の認可に関する事	環境再生・資源循環局長	
114	総務課	家電リサイクル法第 35 条第 3 項の規定による指定法人の再商品化等業務規程の変更命令に関する事	環境再生・資源循環局長	
115	総務課	家電リサイクル法第 36 条第 1 項の規定による指定法人の事業計画書等の認可に関する事	環境再生・資源循環局長	
116	総務課	家電リサイクル法第 37 条の規定による指定法人の再商品化等業務の休廃止の許可に関する事	環境再生・資源循環局長	
117	総務課	家電リサイクル法第 40 条第 1 項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事	環境再生・資源循環局長	
118	総務課	家電リサイクル法第 41 条の規定による指定法人に対する監督命令に関する事	事務次官	
119	総務課	家電リサイクル法第 42 条の規定による指定法人の指定の取消しに関する事	事務次官	
120	総務課	家電リサイクル法第 52 条の規定による小売業者又は製造業者等に対する報告徴収に関する事	環境再生・資源循環局長	
121	総務課	家電リサイクル法第 53 条第 1 項の規定による立入検査に関する事	環境再生・資源循環局長	
122	総務課	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下この表において「資源有効利用促進法」という。）第 27 条第 1 項の規定による自主回収及び再資源化の認定に関する事	環境再生・資源循環局長	

123	総務課	資源有効利用促進法第 28 条第 1 項の規定による自主回収及び再資源化に係る事項の変更の認定に関すること。	環境再生・資源循環局長	
124	総務課	資源有効利用促進法第 29 条の規定による自主回収及び再資源化の認定の取消しに関すること。	事務次官	
125	総務課	資源有効利用促進法第 33 条第 1 項の規定による指定再資源化事業者に対する勧告に関すること。	環境再生・資源循環局長	
126	総務課	資源有効利用促進法第 33 条第 2 項の規定による勧告に従わない指定再資源化事業者の公表に関すること。	事務次官	
127	総務課	資源有効利用促進法第 33 条第 3 項の規定による指定再資源化事業者に対する措置命令に関すること。	事務次官	
128	総務課	資源有効利用促進法第 37 条第 3 項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。	環境再生・資源循環局長	
129	総務課	資源有効利用促進法第 37 条第 4 項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。	環境再生・資源循環局長	
130	総務課	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下この表において「食品リサイクル法」という。）第 8 条の規定による食品関連事業者に対する指導及び助言に関すること。	環境再生・資源循環局長	
131	総務課	食品リサイクル法第 10 条第 1 項の規定による食品廃棄物等多量発生事業者に対する勧告に関すること。	環境再生・資源循環局長	
132	総務課	食品リサイクル法第 10 条第 2 項の規定による勧告に従わない食品廃棄物等多量発生事業者の公表に関すること。	事務次官	
133	総務課	食品リサイクル法第 10 条第 3 項の規定による食品	事務次官	

		廃棄物等多量発生事業者に対する措置命令に関する こと。		
134	総務課	食品リサイクル法第 11 条第 3 項（同法第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による再生利用事業を行う者の登録に関すること。	環境再生・資源循環局長	
135	総務課	食品リサイクル法第 11 条第 6 項（同法第 12 条第 2 項及び第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による登録再生利用事業者の登録又はその変更、廃止若しくは取消しに係る再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する都道府県知事への通知に関すること。	環境再生・資源循環局長	
136	総務課	食品リサイクル法第 15 条第 2 項の規定による再生利用事業に係る料金の変更の指示に関すること。	環境再生・資源循環局長	
137	総務課	食品リサイクル法第 17 条第 1 項の規定による登録再生利用事業者の登録の取消しに関すること。	事務次官	
138	総務課	食品リサイクル法第 19 条第 3 項（同法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による食品関連事業者等の認定に関すること。	環境再生・資源循環局長	
139	総務課	食品リサイクル法第 19 条第 4 項（同法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による食品関連事業者等の認定又は認定事業者の取消しに係る再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する都道府県知事への通知に関すること。	環境再生・資源循環局長	
140	総務課	食品リサイクル法第 20 条第 2 項の規定による認定事業者の認定の取消しに関すること。	事務次官	
141	総務課	食品リサイクル法第 24 条第 1 項の規定による食品関連事業者に対する報告徴収及び立入検査に関すること。	環境再生・資源循環局長	
142	総務課	食品リサイクル法第 24 条第 2 項の規定による登録	環境再生・	

		再生利用事業者に対する報告徴収及び立入検査に関すること。	資源循環局長	
143	総務課	食品リサイクル法第 24 条第 3 項の規定による認定事業者に対する報告徴収及び立入検査に関すること。	環境再生・資源循環局長	
144	総務課	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下この表において「自動車リサイクル法」という。）第 24 条第 1 項の規定による自動車製造業者等に対する勧告に関すること。	環境再生・資源循環局長	
145	総務課	自動車リサイクル法第 24 条第 2 項の規定による自動車製造業者等に対する勧告に関すること。	環境再生・資源循環局長	
146	総務課	自動車リサイクル法第 24 条第 3 項の規定による自動車製造業者等に対する措置命令に関すること。	事務次官	
147	総務課	自動車リサイクル法第 26 条第 3 項の規定による自動車製造業者等に対する勧告に関すること。	環境再生・資源循環局長	
148	総務課	自動車リサイクル法第 26 条第 4 項の規定による自動車製造業者等に対する措置命令に関すること。	事務次官	
149	総務課	自動車リサイクル法第 28 条第 1 項の規定による再資源化の認定に関すること。	環境再生・資源循環局長	
150	総務課	自動車リサイクル法第 29 条第 1 項の規定による再資源化の認定に係る事項の変更の認定に関すること。	環境再生・資源循環局長	
151	総務課	自動車リサイクル法第 30 条の規定による再資源化の認定の取消しに関すること。	事務次官	
152	総務課	自動車リサイクル法第 31 条第 1 項の規定による全部再資源化の認定に関すること。	環境再生・資源循環局長	

			長	
153	総務課	自動車リサイクル法第 32 条第 1 項の規定による全部再資源化の認定に係る事項の変更の認定に関すること。	環境再生・資源循環局長	
154	総務課	自動車リサイクル法第 33 条第 1 項の規定による全部再資源化の認定の取消しに関すること。	事務次官	
155	総務課	自動車リサイクル法第 35 条第 1 項の規定による自動車製造業者等に対する勧告に関すること。	環境再生・資源循環局長	
156	総務課	自動車リサイクル法第 35 条第 2 項の規定による自動車製造業者等に対する措置命令に関すること。	事務次官	
157	総務課	自動車リサイクル法第 37 条の規定による自動車製造業者等の引取り又は再資源化等に必要な行為の実施に関する指導及び助言に関すること。	環境再生・資源循環局長	
158	総務課	自動車リサイクル法第 38 条第 1 項の規定による自動車製造業者等に対する勧告に関すること。	環境再生・資源循環局長	
159	総務課	自動車リサイクル法第 38 条第 2 項の規定による自動車製造業者等に対する措置命令に関すること。	事務次官	
160	総務課	自動車リサイクル法第 41 条の規定による自動車製造業者等に対する勧告に関すること。	環境再生・資源循環局長	
161	総務課	自動車リサイクル法第 73 条第 4 項の規定による情報管理センターの情報管理料金の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
162	総務課	自動車リサイクル法第 73 条第 6 項の規定による資金管理法の再資源化預託金等の管理に係る料金の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	

163	総務課	自動車リサイクル法第 78 条第 3 項の規定による資金管理法人に対する再資源化預託金等を取り戻す際の手数料の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
164	総務課	自動車リサイクル法第 82 条第 3 項の規定による情報管理センターに対する移動報告を書面の提出により行う際の手数料の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
165	総務課	自動車リサイクル法第 85 条第 4 項の規定による情報管理センターに対する書類等の交付請求の際の手数料の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
166	総務課	自動車リサイクル法第 90 条第 2 項の規定による自動車製造業者等に対する勧告に関すること。	環境再生・資源循環局長	
167	総務課	自動車リサイクル法第 90 条第 4 項の規定による自動車製造業者等に対する措置命令に関すること。	事務次官	
168	総務課	自動車リサイクル法第 94 条第 1 項の規定による資金管理法人の資金管理業務規程の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
169	総務課	自動車リサイクル法第 94 条第 3 項の規定による資金管理法人の資金管理業務規程の変更の命令に関すること。	環境再生・資源循環局長	
170	総務課	自動車リサイクル法第 95 条第 1 項の規定による資金管理法人の事業計画書等の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
171	総務課	自動車リサイクル法第 96 条の規定による資金管理法人の資金管理業務の休廃止の許可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
172	総務課	自動車リサイクル法第 97 条第 1 項の規定による資金管理法人の再資源化預託金等の運用の方法としての有価証券又は金融機関の指定に関すること。	環境再生・資源循環局長	
173	総務課	自動車リサイクル法第 98 条第 1 項の規定による資	環境再生・	

		金管理法人の特定再資源化預託金等の出えんの承認に関すること。	資源循環局長	
174	総務課	自動車リサイクル法第 98 条第 3 項の規定による資金管理法人の負担金の額等を定める計画の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
175	総務課	自動車リサイクル法第 99 条第 3 項の規定による資金管理業務諮問委員会の委員の任命の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
176	総務課	自動車リサイクル法第 101 条の規定による資金管理法人の役員の解任の命令に関すること。	事務次官	
177	総務課	自動車リサイクル法第 102 条第 1 項の規定による資金管理法人に対する報告徴収及び立入検査に関すること。	環境再生・資源循環局長	
178	総務課	自動車リサイクル法第 103 条の規定による資金管理法人に対する監督命令に関すること。	事務次官	
179	総務課	自動車リサイクル法第 109 条第 1 項の規定による指定再資源化機関の再資源化等業務規程の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
180	総務課	自動車リサイクル法第 109 条第 3 項の規定による指定再資源化機関の再資源化等業務規程の変更の命令に関すること。	環境再生・資源循環局長	
181	総務課	自動車リサイクル法第 110 条第 1 項の規定による指定再資源化機関の事業計画書等の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
182	総務課	自動車リサイクル法第 113 条の規定により準用する同法第 96 条の規定による指定再資源化機関の再資源化等業務の休廃止の許可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
183	総務課	自動車リサイクル法第 113 条の規定により準用する同法第 101 条の規定による指定再資源化機関の役員の解任の命令に関すること。	事務次官	

184	総務課	自動車リサイクル法第113条の規定により準用する同法第102条第1項の規定による指定再資源化機関に対する報告徴収及び立入検査に關すること。	環境再生・資源循環局長	
185	総務課	自動車リサイクル法第113条の規定により準用する同法第103条の規定による指定再資源化機関に対する監督命令に關すること。	事務次官	
186	総務課	自動車リサイクル法第116条第2項の規定による使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況の公表に關すること。	環境再生・資源循環局長	
187	総務課	自動車リサイクル法第117条第1項の規定による情報管理センターの情報管理業務規程の認可に關すること。	環境再生・資源循環局長	
188	総務課	自動車リサイクル法第117条第3項の規定による情報管理センターの情報管理業務規程の変更の命令に關すること。	環境再生・資源循環局長	
189	総務課	自動車リサイクル法第120条の規定により準用する同法第96条の規定による情報管理センターの情報管理業務の休廃止の許可に關すること。	環境再生・資源循環局長	
190	総務課	自動車リサイクル法第120条の規定により準用する同法第101条の規定による情報管理センターの役員の解任の命令に關すること。	事務次官	
191	総務課	自動車リサイクル法第120条の規定により準用する同法第102条第1項の規定による情報管理センターに対する報告徴収及び立入検査に關すること。	環境再生・資源循環局長	
192	総務課	自動車リサイクル法第120条の規定により準用する同法第103条の規定による情報管理センターに対する監督命令に關すること。	事務次官	
193	総務課	自動車リサイクル法第120条の規定により準用する同法第110条第1項の規定による情報管理センターの事業計画書等の認可に關すること。	環境再生・資源循環局長	

194	総務課	自動車リサイクル法第130条第3項の規定による自動車製造業者等に対する報告徴収に関すること。	環境再生・資源循環局長	
195	総務課	自動車リサイクル法第131条第2項の規定による自動車製造業者等に対する立入検査に関すること。	環境再生・資源循環局長	
196	総務課	自動車リサイクル法第132条の規定による審議会の意見の聴取に関すること。	環境再生・資源循環局長	
197	総務課	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下この表において「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の規定による再資源化事業計画の認定に関すること。	環境再生・資源循環局長	
198	総務課	小型家電リサイクル法第11条第1項の規定による再資源化事業計画の変更の認定に関すること。	環境再生・資源循環局長	
199	総務課	小型家電リサイクル法第11条第4項の規定による再資源化事業計画の認定の取消しに関すること。	事務次官	
200	総務課	小型家電リサイクル法第15条の規定による認定事業者等に対する指導及び助言に関すること。	環境再生・資源循環局長	
201	総務課	小型家電リサイクル法第16条の規定による認定事業者等に対する報告徴収に関すること。	環境再生・資源循環局長	
202	総務課	小型家電リサイクル法第17条第1項の規定による認定事業者等に対する立入検査に関すること。	環境再生・資源循環局長	
203	総務課	小型家電リサイクル法第18条の規定による関係行政機関等に対する照会及び協力の求めに関すること。	環境再生・資源循環局長	

204	総務課	前項のうち過去に類例があるものその他軽易なものに関すること。	総務課リサイクル推進室長	
205	総務課	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成 25 年経済産業省・環境省令第 3 号）第 7 条の規定による認定証の交付に関すること。	環境再生・資源循環局長	
206	廃棄物規制課	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律（平成 4 年法律第 62 号。以下この表において「産廃施設整備促進法」という。）第 4 条第 1 項の規定による特定施設の整備計画の認定に関すること。	環境再生・資源循環局長	
207	廃棄物規制課	産廃施設整備促進法第 10 条第 1 項の規定による特定施設の整備計画の認定の取消しに関すること。	事務次官	
208	廃棄物規制課	産廃施設整備促進法第 16 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理事業振興財団の指定に関すること。	事務次官	
209	廃棄物規制課	産廃施設整備促進法第 18 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理事業振興財団の業務の委託の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
210	廃棄物規制課	産廃施設整備促進法第 20 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理事業振興財団の事業計画書等の認可に関すること。	環境再生・資源循環局長	
211	廃棄物規制課	産廃施設整備促進法第 23 条の規定による産業廃棄物処理事業振興財団の監督命令に関すること。	事務次官	
212	廃棄物規制課	産廃施設整備促進法第 24 条の規定による産業廃棄物処理事業振興財団の指定の取消しに関すること。	事務次官	
213	廃棄物規制課	通則法第 46 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による不要財産に係る国庫納付等の主務大臣の認可	環境再生・資源循環局長	大臣官房会計課長

		及び同条第4項の規定による金額の指定に関する こと（機構法第10条第1項第5号及び第6号の業 務に係るものに限る。）。	長	及び総合 環境政策 統括官
214	廃棄物 規制課	通則法第64条の規定による報告及び検査に関する こと（機構法第10条第1項第5号及び第6号の業 務に係るものに限る。）。	環境再生・ 資源循環局 長	
215	廃棄物 規制課	通則法第65条の規定による違法行為等の是正の求 めに関すること（機構法第10条第1項第5号及び 第6号の業務に係るものに限る。）。	環境再生・ 資源循環局 長	
216	環境再 生施設 整備担 当参事 官室	機構法第10条第1項第5号の規定によるポリ塩化 ビフェニル廃棄物の処理を確実にかつ適正に行うこ とができる者の指定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
217	環境再 生施設 整備担 当参事 官室	機構法第17条第1号の規定による環境省令の制定 に当たっての財務大臣への協議に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
218	環境再 生施設 整備担 当参事 官室	JESCO法第11条の規定によるポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理事業基本計画の策定及び変更の認可に 関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
219	環境再 生施設 整備担 当参事 官室	JESCO法第18条の規定による監督に関すること（廃 棄物の排出の抑制及び適正な処理に係るもの並び に中間貯蔵業務に係るものに限る。）。	事務次官	
220	環境再 生施設 整備担 当参事 官室	JESCO法第19条第1項の規定による報告及び検査 に関すること（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理 に係るもの並びに中間貯蔵業務に係るものに限 る。）。	環境再生・ 資源循環局 長	

221	環境再生施設整備担当参事官室	JESCO 法第 20 条の規定による財務大臣への協議に 関すること（同法第 11 条の認可に係るものに限 る。）。	環境再生・ 資源循環局 長	
222	廃棄物 規制課	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 （平成 4 年法律第 108 号。以下この表において「バ ーゼル法」という。）第 4 条第 3 項の規定による確 認に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
223	廃棄物 規制課	バーゼル法第 8 条第 2 項の規定による説明を求め、 及び意見に関すること。	廃棄物規制 課長	
224	廃棄物 規制課	バーゼル法第 14 条第 1 項の規定による認定に関す ること。	環境再生・ 資源循環局 長	
225	廃棄物 規制課	バーゼル法第 14 条第 4 項の規定による認定の更新 に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
226	廃棄物 規制課	バーゼル法第 14 条第 5 項の規定による変更の認定 に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
227	廃棄物 規制課	バーゼル法第 14 条第 8 項（同法第 15 条第 5 項にお いて読み替えて準用する場合を含む。）の規定によ る認定の取消しに関すること。	事務次官	
228	廃棄物 規制課	バーゼル法第 15 条第 1 項の規定による認定に関す ること。	環境再生・ 資源循環局 長	
229	廃棄物 規制課	バーゼル法第 15 条第 4 項の規定による更新の認定 に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
230	廃棄物 規制課	バーゼル法第 15 条第 5 項において読み替えて準用 する第 14 条第 5 項の規定による変更の認定に関す ること。	環境再生・ 資源循環局 長	

231	廃棄物 規制課	バーゼル法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定による措置命令に関すること。	事務次官	
232	廃棄物 規制課	バーゼル法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定による報告徴収に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
233	廃棄物 規制課	バーゼル法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
234	廃棄物 規制課	バーゼル法第 21 条第 1 項の規定による公開による意見の聴取に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
235	廃棄物 規制課	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成 5 年政令第 282 号。以下この表において「バーゼル法施行令」という。）第 7 条の規定による認定証の再交付に関すること。	廃棄物規制 課長	
236	廃棄物 規制課	バーゼル法施行令第 11 条の規定による認定証の再交付に関すること。	廃棄物規制 課長	
237	廃棄物 規制課	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成 5 年総理府・厚生省・通商産業省令第 1 号）第 17 条第 2 項の規定による認定証の書替えに関すること。	廃棄物規制 課長	
238	廃棄物 規制課	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則第 28 条第 2 項の規定による認定証の書替えに関すること。	廃棄物規制 課長	
239	廃棄物 規制課	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項（平成 5 年 10 月環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号。以下この表において「基本的事項告示」という。）第一 4（2）の規定による輸出の相手国等の権限のある当局に対する通告又は有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（二千五年十二月一日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項（以下「台湾告示」という。）2（2）	廃棄物規制 課長	

		イの規定による公益財団法人日本台湾交流協会への通告に必要な書類の送付に関すること。		
240	廃棄物規制課	基本的事項告示第一４（７）の規定による輸出の相手国の権限のある当局に対する通知に関すること。	廃棄物規制課長	
241	廃棄物規制課	基本的事項告示第一５（４）及び（５）の規定による通告をした者及び輸入の相手国の権限のある当局に対する回答の送付又は台湾告示３（４）及び（５）の規定による公益財団法人日本台湾交流協会への回答の送付に関すること。	廃棄物規制課長	
242	廃棄物規制課	基本的事項告示第一５（７）の規定による通告をした者及び輸入の相手国の権限のある当局に対する通知に関すること。	廃棄物規制課長	
243	廃棄物規制課	基本的事項告示第一５（９）又は台湾告示３（９）の規定による仮に陸揚げされた特定有害廃棄物等の輸出の相手国等への返還に係る通報に関すること。	廃棄物規制課長	
244	環境再生施設整備担当参事官室	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号。以下この表において「ＰＣＢ特措法」という。）第１２条（第１５条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による改善命令に関すること。	環境再生・資源循環局長	
245	環境再生施設整備担当参事官室	ＰＣＢ特措法第１３条の規定による代執行に関すること。	事務次官	
246	環境再生施設整備担当参事官室	ＰＣＢ特措法第２１条の規定による事業所管大臣等に対する要請に関すること。	環境再生・資源循環局長	
247	環境再生施設整備担当参事官室	ＰＣＢ特措法第２２条の規定によるポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請に関すること。	環境再生・資源循環局長	

	官室			
248	環境再生施設整備担当参事官室	P C B特措法第 24 条（第 19 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告徴収に関する事。	環境再生・資源循環局長	
249	環境再生施設整備担当参事官室	P C B特措法第 25 条（第 19 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査に関する事。	環境再生・資源循環局長	
250	環境再生施設整備担当参事官室	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更の制限の特例に係る確認に関する事。	環境再生・資源循環局長	
251	廃棄物規制課	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 72 条の 2 の 2 第 1 項の規定による意見に関する事。	環境再生・資源循環局長	
252	廃棄物規制課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 48 条の 2 第 1 項の規定による意見に関する事。	環境再生・資源循環局長	
253	廃棄物適正処理推進課 廃棄物規制課	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 87 条第 3 項及び第 9 項の規定による報告の徴収又は立入検査に関する事。	環境再生・資源循環局長	
254	廃棄物適正処理推進課 廃棄物規制課	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成 9 年法律第 37 号。以下この表において「新エネ法」という。）第 8 条第 1 項の規定による利用計画の認定に関する事。	環境再生・資源循環局長	

255	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	新エネ法第9条第1項の規定による利用計画の変更の認定に関する事	環境再生・ 資源循環局 長	
256	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	新エネ法第9条第2項の規定による利用計画の認定の取消しに関する事	事務次官	
257	総務課 廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	電気事業者新エネ法第9条第1項の新エネルギー等発電設備の認定に関する事	環境再生・ 資源循環局 長	
258	総務課 廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令第4条の新エネルギー等発電設備の変更の認定に関する事	環境再生・ 資源循環局 長	
259	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	地球温暖化対策推進法第21条の3の規定による開示等の決定及びその旨等の通知に関する事	環境再生・ 資源循環局 長	
260	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物	前項のうち過去に類例がある等軽易なものに関する事	廃棄物適正 処理推進課 長 廃棄物規制 課長	

	規制課			
261	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	地球温暖化対策推進法第 21 条の 3 第 6 項の規定に よる開示決定等の期限の延長に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
262	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料として の利用の促進に関する法律(平成 20 年法律第 45 号。 以下この表において「農林漁業バイオ燃料法」とい う。)第 4 条第 3 項(同法第 5 条第 3 項において準 用する場合を含む。)の規定による生産製造連携事 業計画の認定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
263	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	農林漁業バイオ燃料法第 5 条第 2 項の規定による 生産製造連携事業計画の認定の取消しに関するこ と。	事 務 次 官	
264	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	農林漁業バイオ燃料法第 6 条第 3 項(同法第 7 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による 研究開発事業計画の認定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
265	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	農林漁業バイオ燃料法第 7 条第 2 項の規定による 研究開発事業計画の認定の取消しに関すること。	事 務 次 官	
266	廃棄物 適正処 理推進 課	農林漁業バイオ燃料法第 16 条の規定による指導及 び助言に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	

	廃棄物 規制課			
267	廃棄物 適正処 理推進 課	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 2 項の 規定による公共下水道の事業計画の認可に関する こと。	環境再生・ 資源循環局 長	
268	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	下水道法第 25 条の 3 第 3 項（同条第 4 項において 準用する場合を含む。）の規定による流域下水道の 事業計画の認可に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
269	廃棄物 適正処 理推進 課	下水道法第 37 条第 3 項の規定による指示に関する こと。	環境再生・ 資源循環局 長	
270	廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	下水道法第 39 条第 2 項の規定による報告の徴収に 関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
271	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 4 条第 4 項の 規定による浄化槽の構造基準に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
272	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第 42 条第 1 項第 2 号及び第 45 条第 1 項第 2 号の規定による講習を行う者の指定に関するこ と。	環境再生・ 資源循環局 長	
273	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第 43 条第 4 項及び第 46 条第 4 項の規定に よる試験の実施に関する事務の全部又は一部を行 わせることができる者の指定に関すること。	事 務 次 官	

274	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第43条の3第1項（同法第46条の2において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関の役員の選任の認可に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
275	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第43条の3第1項（同法第46条の2において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関の役員の解任の認可に関すること。	事務次官	
276	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第43条の3第2項（同法第46条の2において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関の役員の解任の命令に関すること。	事務次官	
277	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第43条の4第1項及び第43条の19第1項（同法第46条の2において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関及び指定講習機関の事業計画及び収支予算の認可に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
278	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第43条の10及び第43条の23（同法第46条の2において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関及び指定講習機関に対する監督命令に関すること。	事務次官	
279	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第43条の12及び第43条の25（同法第46条の2において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消しに関すること。	事務次官	
280	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第43条の12第2項及び第43条の25第2項（同法第46条の2において準用する場合を含む。）の規定による試験事務及び講習業務の停止命令に関すること。	事務次官	
281	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第43条の20第1項（同法第46条の2において準用する場合を含む。）及び第46条の2において準用する第43条の5第1項の規定による指定講習機関の講習業務規程及び指定試験機関の試験事務規程の認可に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	

282	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第 43 条の 20 第 3 項（同法第 46 条の 2 に おいて準用する場合を含む。）及び第 46 条の 2 に おいて準用する第 43 条の 5 第 3 項の規定による指 定講習機関の講習業務規程及び指定試験機関の試 験事務規程の変更命令に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
283	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第 43 条の 24(同法第 46 条の 2 において準 用する場合を含む。)及び第 46 条の 2 において準 用する第 43 条の 11 の規定による指定講習機関の講 習業務及び指定試験機関の試験事務の休止又は廃 止の許可に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
284	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第 45 条第 1 項の規定による浄化槽管理士 免状に関すること（免状の再交付及び書換えに関す ることを除く。）。	環境再生・ 資源循環局 長	
285	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第 45 条第 4 項の規定による浄化槽管理士 免状の再交付及び書き換えに関すること。	廃棄物適正 処理推進課 浄化槽推進 室長	
286	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第 45 条第 2 項及び第 3 項の規定による浄 化槽管理士免状の交付拒否及び返納命令に関する こと。	事 務 次 官	
287	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第 46 条第 6 項の規定による浄化槽管理士 試験の受験停止措置及び試験を無効とする措置に 関すること。	事 務 次 官	
288	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第 46 条第 7 項の規定による浄化槽管理士 試験を受けさせない措置に関すること。	事 務 次 官	
289	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第 46 条の 2 において準用する同法第 43 条 の 6 第 4 項の規定による指定試験機関の試験委員 の解任の命令に関すること。	事 務 次 官	

290	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第46条の2において準用する同法第43条の15第2項の規定による試験事務の実施に関する こと。	環境再生・ 資源循環局 長	
291	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第53条第1項第6号から第8号までの規 定による報告の徴収に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
292	廃棄物 適正処 理推進 課	浄化槽法第53条第2項（同条第1項第6号から第 8号までに掲げる者に係る部分に限る。）の規定に よる立入検査に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
293	廃棄物 適正処 理推進 課	環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令 第17号）第23条の規定による合格証書の交付に関 すること（環境大臣が事務を行う場合に限る。）。	環境再生・ 資源循環局 長	
294	廃棄物 適正処 理推進 課	環境省関係浄化槽法施行規則第24条の規定による 合格証書の再交付に関すること（環境大臣が事務を 行う場合に限る。）。	廃棄物適正 処理推進課 浄化槽推進 室長	
295	廃棄物 適正処 理推進 課	環境省関係浄化槽法施行規則附則第2項の規定に よる指針の策定に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
296	特定廃 棄物対 策担当 参事官 室 環境再 生事業 担当参 事官室	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平 洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出さ れた放射性物質による環境の汚染への対処に関す る特別措置法（平成23年法律第110号。以下この 表において「放射性物質汚染対処特措法」という。） 第10条第4項の規定による関係原子力事業者に対 する勧告に関すること。	環境再生・ 資源循環局 長	
297	特定廃	放射性物質汚染対処特措法第10条第5項の規定に	事務次官	

	棄物対策担当参事官室 環境再生事業担当参事官室	よる勧告に従わない関係原子力事業者の公表に関すること。		
298	特定廃棄物対策担当参事官室	放射性物質汚染対処特措法第14条第1項の規定による対策地域内廃棄物処理計画の変更に関すること（同条第2項に係る環境省令で定める軽微な変更に限る。）。	環境再生・資源循環局長	
299	環境再生事業担当参事官室	放射性物質汚染対処特措法第29条第1項の規定による特別地域内除染実施計画の変更に関すること（同条第2項に係る環境省令で定める軽微な変更に限る。）。	環境再生・資源循環局長	
300	特定廃棄物対策担当参事官室 環境再生事業担当参事官室	放射性物質汚染対処特措法第49条第1項の規定による報告の徴収に関すること。	環境再生・資源循環局長	
301	特定廃棄物対策担当参事官室	放射性物質汚染対処特措法第49条第2項又は第3項の規定による報告の徴収に関すること。	環境再生・資源循環局長	
302	環境再生事業担当参事官室	放射性物質汚染対処特措法第49条第4項の規定による報告の徴収に関すること。	環境再生・資源循環局長	
303	特定廃	放射性物質汚染対処特措法第50条第1項の規定に	環境再生・	

	棄物対策担当参事官室 環境再生事業担当参事官室	よる立入検査にすること。	資源循環局長	
304	特定廃棄物対策担当参事官室	放射性物質汚染対処特措法第 50 条第 2 項又は第 3 項の規定による立入検査にすること。	環境再生・資源循環局長	
305	環境再生事業担当参事官室	放射性物質汚染対処特措法第 50 条第 4 項の規定による立入検査にすること。	環境再生・資源循環局長	
306	特定廃棄物対策担当参事官室	放射性物質汚染対処特措法第 51 条第 1 項又は第 2 項の規定による措置命令にすること。	事務次官	
307	環境再生事業担当参事官室	放射性物質汚染対処特措法第 51 条第 3 項又は第 4 項の規定による措置命令にすること。	事務次官	
308	廃棄物適正処理推進課	放射性物質汚染対処特措法第 51 条第 5 項の規定による措置命令にすること。	事務次官	
309	環境再生事業担当参事官室	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成 23 年法律第 99 号）第 4 条第 1 項の規定による災害廃棄物の収集、運搬及び処分の実施に関し必要な申請、届出その他の手続きにすること。	環境再生・資源循環局長	

310	廃棄物 適正処 理推進 課	廃掃法施行令第6条の2第3号ただし書に規定する輸入された廃棄物の適正な処分又は再生が困難であることの確認に関する事。	環境再生・ 資源循環局 長	
311	総務課 廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	環境影響評価法第3条の6の規定による第1種事業（廃棄物最終処分場の設置及びその規模の変更の事業に限る）を実施しようとする者に対する意見で重要なものに関する事。	事務次官	総合環境 政策統括 官
312	総務課 廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	環境影響評価法第3条の6の規定による第1種事業（廃棄物最終処分場の設置及びその規模の変更の事業に限る）を実施しようとする者に対する意見で軽易なものに関する事。	環境再生・ 資源循環局 長	総合環境 政策統括 官
313	総務課 廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	環境影響評価法第11条第2項の規定による技術的な助言で重要なものに関する事（廃棄物最終処分場の設置及びその規模の変更の事業に限る）。	事務次官	総合環境 政策統括 官
314	総務課 廃棄物 適正処 理推進 課 廃棄物 規制課	環境影響評価法第11条第2項の規定による技術的な助言で軽易なものに関する事（廃棄物最終処分場の設置及びその規模の変更の事業に限る）。	環境再生・ 資源循環局 長	総合環境 政策統括 官
315	総務課 廃棄物 適正処 理推進 課	環境影響評価法第11条第3項の規定による環境大臣の意見の聴取で重要なものに関する事（廃棄物最終処分場の設置及びその規模の変更の事業に限る）。	事務次官	総合環境 政策統括 官

	課 廃 棄 物 規制課			
316	総務課 廃 棄 物 適 正 処 理 推 進 課 廃 棄 物 規制課	環境影響評価法第 11 条第 3 項の規定による環境大臣の意見の聴取で軽易なものに関する事（廃棄物最終処分場の設置及びその規模の変更の事業に限る）。	環境再生・資源循環局長	総合環境政策統括官

別表第 1 0

事 項	文 書 記 号
閣 議 請 議	環 境 省 発
環 境 省 令	環 境 省 令
告 示	環 境 省 告 示
訓 令	環 境 省 訓 令